

桜川市歴史的風致維持向上計画



桜川市

平成21年3月認定／令和2年3月変更

真壁のひなまつり
子どもたちの清掃活動

真壁祇園祭 渡御

登録有形文化財 潮田家

計画名称：桜川市歴史的風致維持向上計画

計画期間：平成20年度から令和2年度

事業主体：桜川市

はじめに

(1) 計画策定の背景と目的

平成20年(2008)11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(以下「歴史まちづくり法」という)は、第1条で「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を歴史的風致と定義し、その維持及び向上を図ることを定めている。

桜川市は、平成17年10月に、旧岩瀬町、旧真壁町、旧大和村が町村合併して誕生した新しい市である。町村合併以前から、旧岩瀬町の富谷観音や名勝桜川(サクラ)の整備や、旧真壁町の真壁城跡と一体となった町並みの整備、旧大和村では雨引観音周辺の整備といった、文化財や歴史的景観を活かしたまちづくりを進めてきた。

文化財行政の独立性・継続性・安定性を確保するため、文化財行政は教育委員会、道路や公共施設は市長部局と分かれて実施してきた。

本法律の施行により、地域における歴史的風致に関する事業を一体的に取り組むことができ、合併間もない市にあっては、効果的にまちづくりを進めることができるようになった。

市は平成19年3月に第1次総合計画を策定し、平成21年2月には景観行政団体への移行済みである。

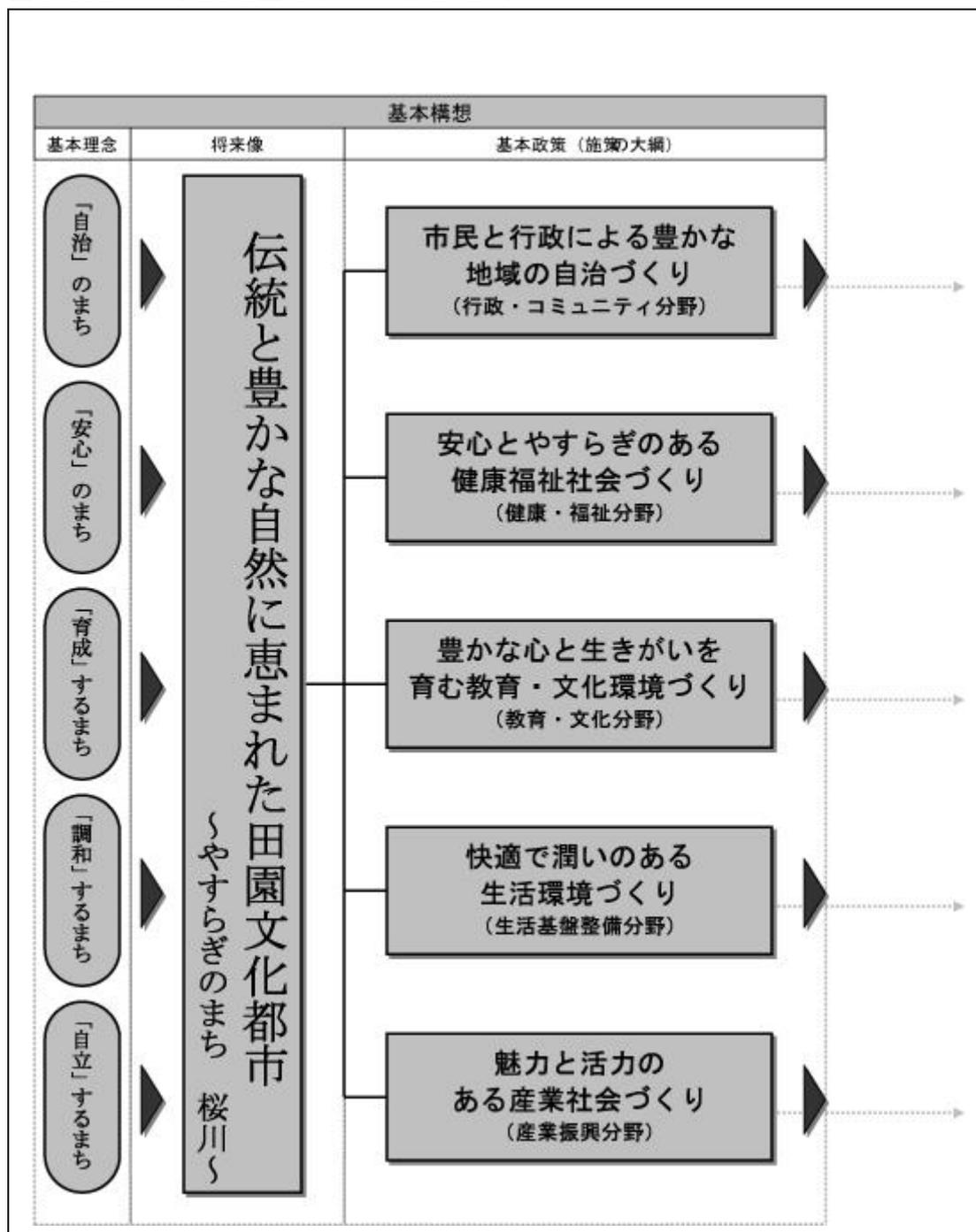
さらには、平成21年度には伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行っており、その後、都市計画マスタープランの策定、景観計画の策定と文化財や良好な景観の形成といった施策を順次実施する計画である。

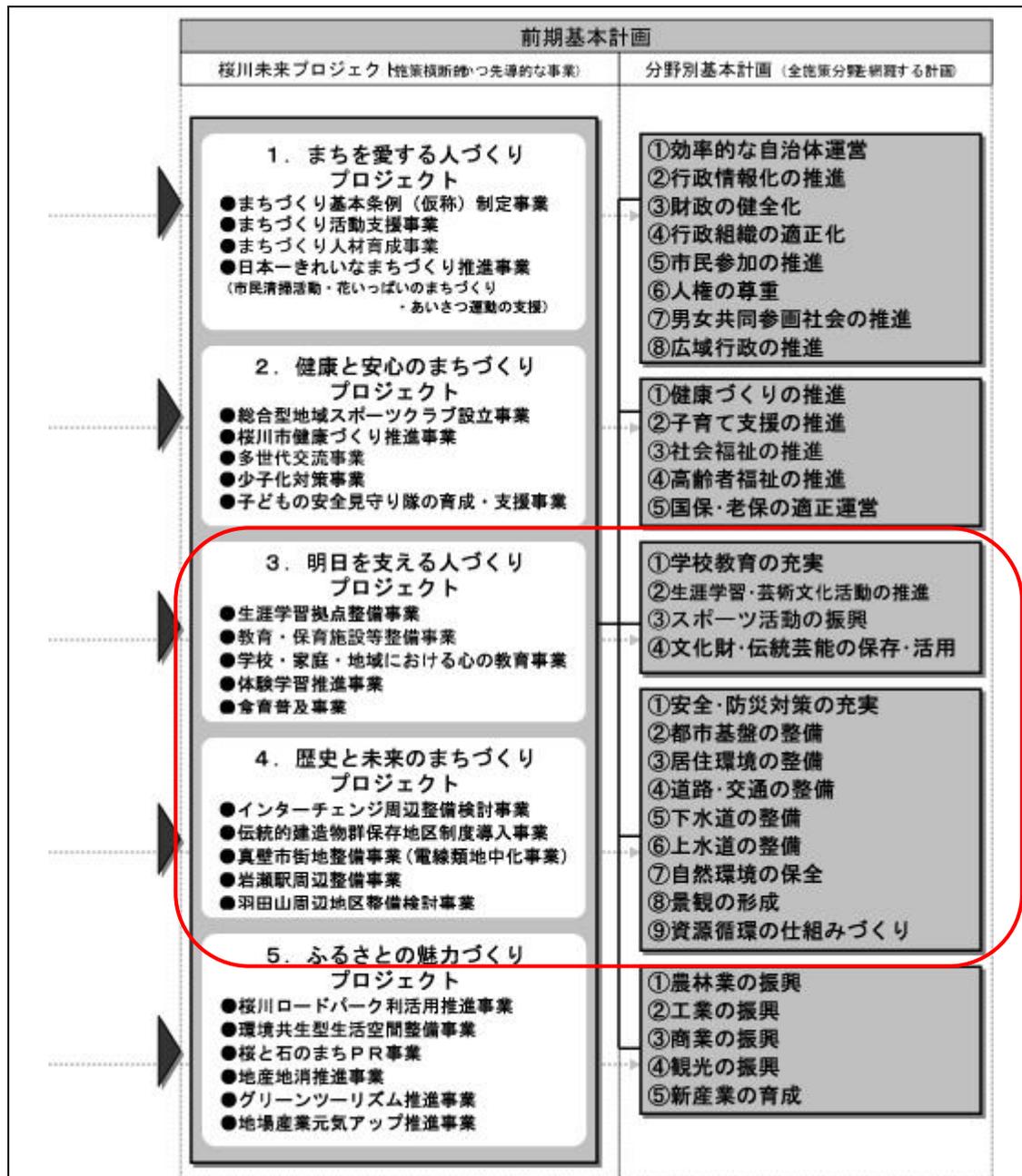
その策定にあたっては、相互に関連性のある「都市計画マスタープラン」「都市計画」「景観計画」「屋外広告物法」との整合を図ることし、桜川市固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていききたい。

① 桜川市第1次総合計画

本計画は、歴史的風致維持向上計画を策定するにあたり、基本構想に掲げる将来像「伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市」の実現に向けた計画の一つに位置づけられる。

基本構想および前期基本計画の全体構成





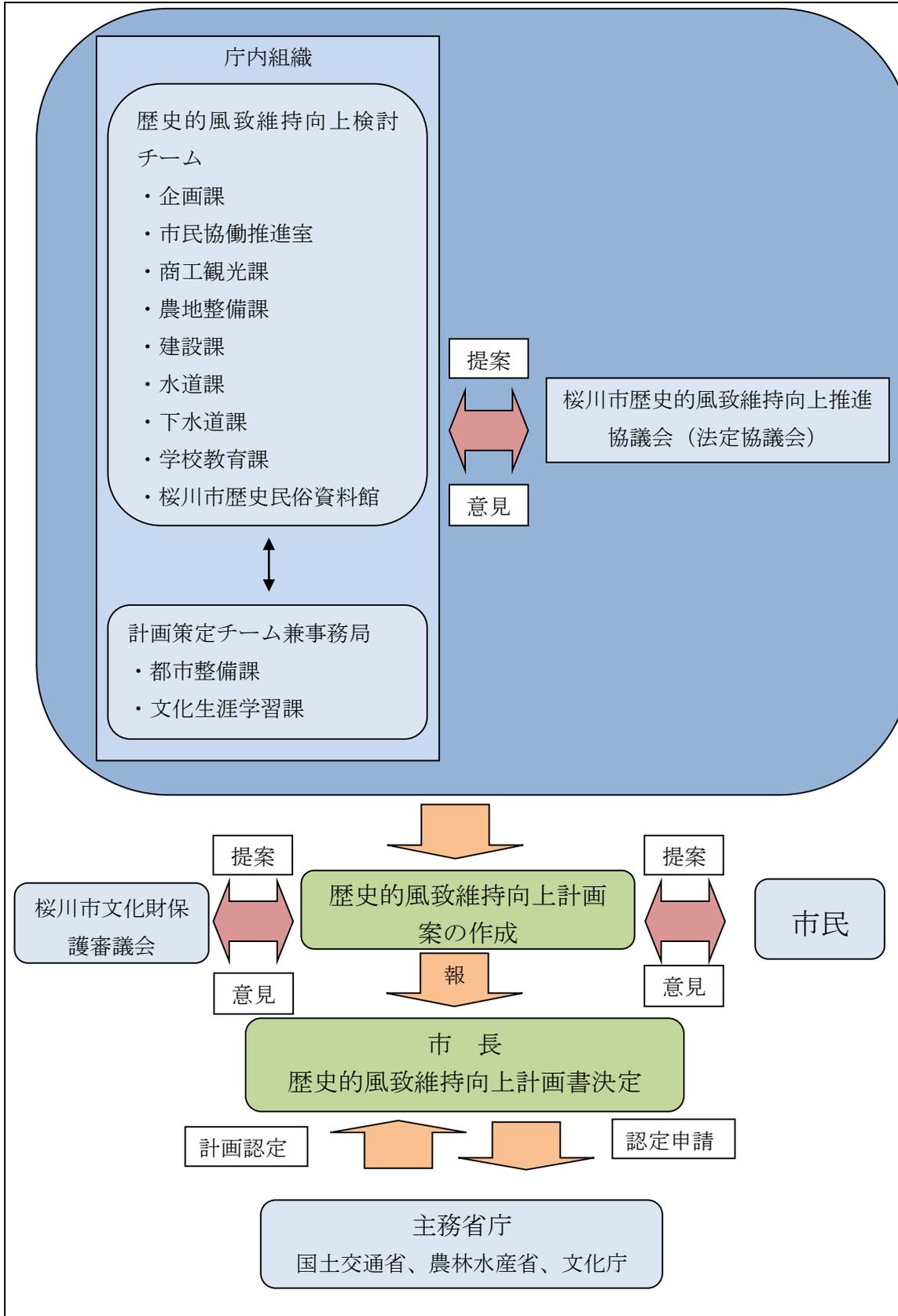
② 都市計画マスタープラン

桜川市では、平成21年度に都市計画マスタープランを策定する計画であり、現在は旧町村のマスタープランに基づき、事業を展開している。

今後、旧町村ごとの将来像に合わせるとともに、桜川市第1次総合計画と整合性をもたせ、文化財や歴史的景観についても記載する計画である。

<p>旧岩瀬町</p> <p>将来の都市構想</p> <p>「愛し、誇れる 岩瀬 山・里・まちの恵みに映える 生き生き ふれあい共生の郷」</p> <ul style="list-style-type: none">・持続的な成長を支える都市力の維持・強化・岩瀬の「豊かさ」や「らしさ」を創り支える環境づくり・水と緑と歴史を生かした潤いのある環境づくり・市街地や集落地など地域特性を踏まえた快適環境の整備・広域的な交通体系と適切にネットワークする骨格的交通網の形成・地域の知恵、主体性をもった自助のまちづくり
<p>旧真壁町</p> <p>都市づくりの目標</p> <p>「自然・歴史・生活がとけあい、ふれあいのある快適都市—真壁」</p> <ul style="list-style-type: none">・自然環境や歴史的資源を守り活かすまち・生活環境の整った快適なまち・自然や歴史を活かした人々の生活ぶりがあるまち・地域の資源と人々の生活が融合し魅力を高め、人々や時代が交流する文化的なまち
<p>旧大和村</p> <p>目指すべき将来像</p> <p>「人と自然，村民と行政が実現する まほろば公園むら・やまと」</p> <ul style="list-style-type: none">・人々が文化的な生活を営んできた住みよい環境持つ村・山，水，園を網羅した景観づくり・住民，勤労者，来訪者も安らぎと元気がもてる空間づくり

(2) 本計画の位置づけと策定の流れ



(3) 計画策定の経緯

① 歴史的風致の調査概要

【基礎資料】

- 『岩瀬町史 通史編』昭和 62 年 岩瀬町
- 『岩瀬町史 史料編』昭和 58 年 岩瀬町
- 『真壁町史料 考古資料編Ⅲ』平成元年 真壁町史編さん委員会
- 『真壁町史料 中世編Ⅰ』昭和 58 年 真壁町史編さん委員会
- 『真壁町史料 中世編Ⅱ』昭和 61 年 真壁町史編さん委員会
- 『真壁町史料 中世編Ⅲ』平成 6 年 真壁町史編さん委員会
- 『真壁町史料 中世編Ⅳ』平成 15 年 真壁町史編さん委員会
- 『真壁町史料 近世編Ⅰ』昭和 60 年 真壁町史編さん委員会
- 『真壁町史料 近世編Ⅱ』昭和 62 年 真壁町史編さん委員会
- 『真壁町史料 近世編Ⅳ』平成 13 年 真壁町史編さん委員会
- 『真壁町史料 近現代編Ⅰ』昭和 59 年 真壁町史編さん委員会
- 『真壁町史料 近現代編Ⅱ』昭和 63 年 真壁町史編さん委員会
- 『真壁町史料 近現代編Ⅲ』平成 4 年 真壁町史編さん委員会
- 『大和村史』昭和 49 年 大和村
- 『大和村史余稿』平成 8 年 大和村
- 『真壁町の民俗』昭和 61 年 真壁町史編さん委員会

【建造物関連資料】

- 『史跡真壁城跡発掘調査報告書第 5 集』平成 20 年
桜川市教育委員会
- 『真壁氏と真壁城 ―中世武家の拠点―』平成 8 年 真壁町
- 『岩瀬町の文化財』平成 14 年 岩瀬町教育委員会
- 『真壁町の文化財』平成 12 年 真壁町歴史民俗資料館
- 『郵便のうつりかわり展』昭和 55 年 真壁町歴史民俗資料館

【歴史的町並み関連資料】

- 『真壁の町並み―伝統的建造物群保存対策調査報告書―』
平成 17 年 桜川市教育委員会
- 『真壁町 30 年の歩み』昭和 60 年 真壁町歴史民俗資料館
- 『真壁の町並みと景観』平成 4 年 真壁町歴史民俗資料館

【その他参考資料】

- 『真壁町の祇園祭（ふるさと文庫茨城）』昭和 54 年 崙書房

- 『真壁鬻—真壁町立真壁小学校創立百周年記念誌—』昭和 51 年
真壁町立真壁小学校
- 『浅野氏と真壁』平成 11 年 真壁町歴史民俗資料館
- 『中世の真壁氏（ふるさと真壁文庫 No.1）』平成 10 年
真壁町歴史民俗資料館
- 『真壁で綿が作られていた頃（ふるさと真壁文庫 No.2）』
平成 12 年 真壁町歴史民俗資料館
- 『江戸時代の真壁（ふるさと真壁文庫 No.4）』
平成 14 年 真壁町歴史民俗資料館
- 『真壁の城館（ふるさと真壁文庫 No.5）』平成 14 年
真壁町歴史民俗資料館

② 計画策定経緯

平成 20 年 5 月 23 日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布。
平成 20 年 9 月	計画策定チーム及び歴史的風致維持向上検討チームで案の作成を開始。
平成 20 年 11 月 20 日	桜川市伝統的建造物群審議会にて法律・計画について説明。 意見 ・本審議会としても、伝統的建造物群保存地区のみでなく周辺を含む一体的な整備が望ましい。
平成 21 年 1 月 5 日	桜川市歴史的風致維持向上計画（案）作成。
平成 21 年 1 月 5 日	庁内組織で案の了承。
平成 21 年 1 月 9 日	桜川市歴史的風致維持向上推進協議会設置要綱公布。
平成 21 年 1 月 9 日～ 1 月 22 日	案のパブリックコメントを実施。
平成 21 年 1 月 15 日	桜川市歴史的風致維持向上推進協議会の開催 意見 ・市全体の文化財全数調査が行われていないことから、計画書に文化財の全数調査を記載してあることは良い。 ・重点区域は、古くから旧真壁町の中心となった地区であるとともに、歴史的建造物が多く残っている区域であり、それらを含む望ましい区域取りである。 ・真壁城跡と伝統的建造物保存地区予定地区が一体的に計画されているため、文化財の保存・活用という点では望ましい。
平成 21 年 1 月 16 日	桜川市文化財保護審議会にて意見聴取 意見 ・計画は、本審議会と桜川市の文化財保護・活用という点で一致しており、重点区域は市で最も文化財が集積している区域であるため適切な計画である。
平成 21 年 1 月 23 日	桜川市歴史的風致維持向上計画を策定
平成 21 年 2 月 17 日	桜川市歴史的風致維持向上計画を認定申請
平成 21 年 3 月 11 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の認定
平成 22 年 1 月 26 日	桜川市歴史的風致維持向上推進協議会の開催 ・進捗状況、事業内容の検討。
平成 22 年 12 月 20 日	桜川市歴史的風致維持向上推進協議会の開催 ・事業評価、事業内容の検討、計画変更案の協議。
平成 23 年 2 月 7 日～ 2 月 21 日	変更案のパブリックコメントを実施。
平成 23 年 3 月 9 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請

平成 23 年 3 月 31 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定
平成 23 年 6 月 21 日	桜川市歴史的風致維持向上推進協議会の開催 ・進捗状況，事業内容の検討。 ・東日本大震災の対応について
平成 23 年 6 月 22 日 ～ 7 月 5 日	変更案のパブリックコメントを実施。
平成 23 年 8 月 25 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
平成 23 年 9 月 14 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定
平成 24 年 2 月 10 日	桜川市歴史的風致維持向上推進協議会の開催 ・事業内容の検討，計画変更案の協議
平成 24 年 2 月 23 日 ～ 3 月 7 日	変更案のパブリックコメントを実施
平成 24 年 3 月 9 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
平成 24 年 3 月 30 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定
平成 29 年 2 月 9 日	桜川市歴史的風致維持向上推進協議会の開催 ・進捗状況の評価，計画変更にかかる協議
平成 29 年 3 月 24 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
平成 29 年 3 月 31 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定
令和 2 年 3 月 2 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
令和 2 年 3 月 日	桜川市歴史的風致維持向上計画の変更認定

③ 桜川市歴史的風致維持向上推進協議会

素案の段階で、伝統的建造物群保存審議会や真壁城跡整備検討委員会の委員から意見を聴取，さらに市のまちづくり団体からも意見を聴取して，その意見を反映し，計画策定チームと歴史的風致維持向上検討チームで素案の作成を行った。

また，事業の推進や変更に関する協議・調整を行うため，要綱により桜川市歴史的風致維持向上推進協議会を設置した。

桜川市歴史的風致維持向上推進協議会委員名簿

氏 名	所 属 等
藤川 昌樹	筑波大学教授 桜川市伝統的建造物群保存審議会
石井 文章	桜川市文化財保護審議会
武村 実	桜川市都市計画審議会
吾妻 周一	ディスカバーまかべ（住民代表）
川嶋 利弘	真壁、八七咲社中（住民代表）
細谷喜美夫	真壁町登録文化財を活かす会（住民代表）
石川 博章	茨城県土木部都市局都市計画課長
市村 志保	茨城県教育委員会文化課長
内山 久光	桜川市建設部長
佐藤 勤	桜川市教育委員会教育部長

（設置要領：参考資料）

1 桜川市の歴史的背景

(1) 桜川市の位置

桜川市は平成17年10月に旧岩瀬町・旧大和村・旧真壁町の合併によって誕生した新しい市で、東京から70~80km圏、茨城県の中西部に位置し、総面積は179.78km²となっている。

北は栃木県(真岡市・益子町・茂木町)、東は笠間市・石岡市、西は筑西市・栃木県(二宮町)、南はつくば市と隣接している。

北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なる山々に囲まれた平野部のほぼ中央を桜川が南下し、市の南北軸を形成している。その環境のもと、上野沼や大池、つくし湖など、多くの湖沼を有し、水資源の確保および親水空間として活用されている。また、この地域で採れるみかげ石を利用した石材業や、平野部の肥沃な土地を利用した農業など、地域資源を活用した地場の産業が息づいている。



(2) 社会的環境

① 道路

市の北部を常陸那珂港と東北自動車道を結ぶ北関東自動車道が走り、市内には桜川筑西ICがある。桜川筑西ICは、茨城県内の最西部に位置するICのため、平成20年12月に桜川筑西ICと真岡ICが接続されて全線開通したことにより、利用者の増加が見込まれている。

市の主要な道路は、市の北部を群馬県前橋市と水戸市を結ぶ国道50号線が東西に走っており、市内を通過する区間の1/3は土地区画整理事業とともに4車線化され、沿線には商業施設が進出している。

また、これと交差するように市の中央部を主要地方道つくば益子線が南北に走っている。2車線の道路であるが、国道50号線と筑波研究学園を結ぶ道路であり、交通量も多く市内ではバイパス化が進んでいるが、国道50号線から北のバイパス化が終了していない。

市の南部には、主要地方道石岡筑西線が東西に走り、隣接する筑西市で国道50号線と合流している。

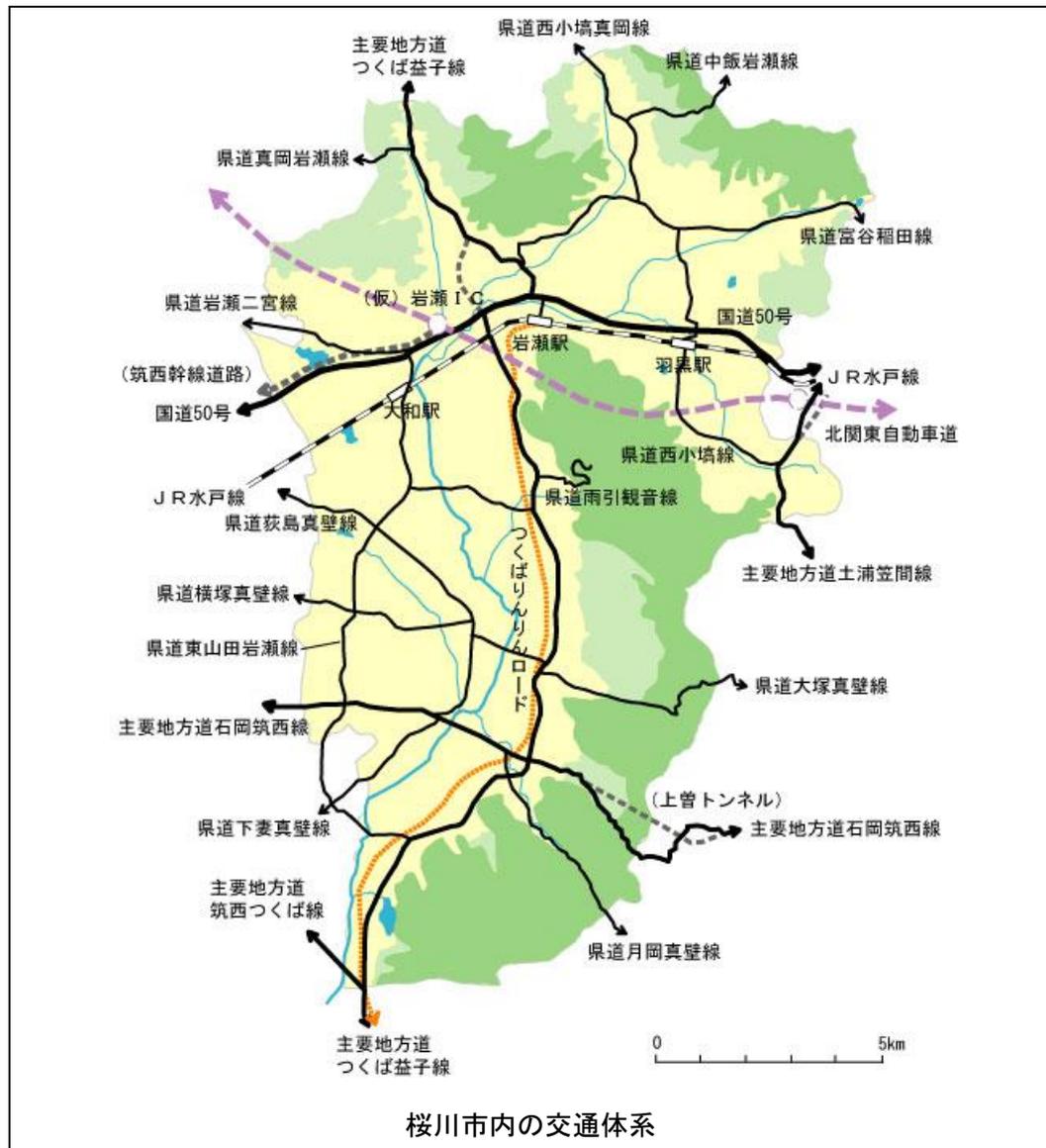
② 公共交通

鉄道は、市の北部を通る水戸線があり、市内には羽黒駅・岩瀬駅・大和駅の三駅がある。そのうち、最も乗降客数が最も多いのは岩瀬駅で、平成16年から平成20年にかけてまちづくり交付金を活用し、駅前の環境整備を行っている。

路線バスは、旧真壁駅から旧筑波駅、土浦駅に向かう路線が運行されているだけで、平成20年3月には他にあった3路線が廃線となっている。

それに代わるものとして、平成20年4月から市営でデマンドタクシーを開始している。

かつては、市内を南北に通る岩瀬駅と土浦駅とを結ぶ筑波鉄道が走っていたが、利用者の減少により、昭和62年に廃線となっており、跡地は自転車道として整備されている。



(3) 自然的環境

桜川市は、南北と東西の比が約2：1の地形で、北部に阿武隈山系の高峯・富谷山が連なり、国道50号線の南側は東に筑波・加波山系の山が連なっている。

北から東にかけて、800m級の山が連なっていることと、市の中央部を桜川が流れていることから水量が豊富で、高峯と雨引山の間での平地部と桜川周辺の平地部は、水田地帯となっており、山水を水利とした稲作は水温の寒暖差が大きいため、良質な米の産地となっている。

また、桜川より西部は、水はけの良い台地で、この地質を利用した施設園芸作物が盛んに栽培されている。

平成19年度の年間降水雨量は、1,067mm。平均気温は、14.4℃。平均風速は2.4m, 日照時間は2,128時間となっている。

これは市平均の値であり、北部と南部には、特徴的な性質をもった地域もある。たとえば真壁町酒寄地区は、冬季は鉢巻き現象と呼ばれる風の流れにより、低地よりも標高200mほどの地帯の気温の方が高く、この地域では、こうした気象条件を活かし、観光みかん園が営まれている。

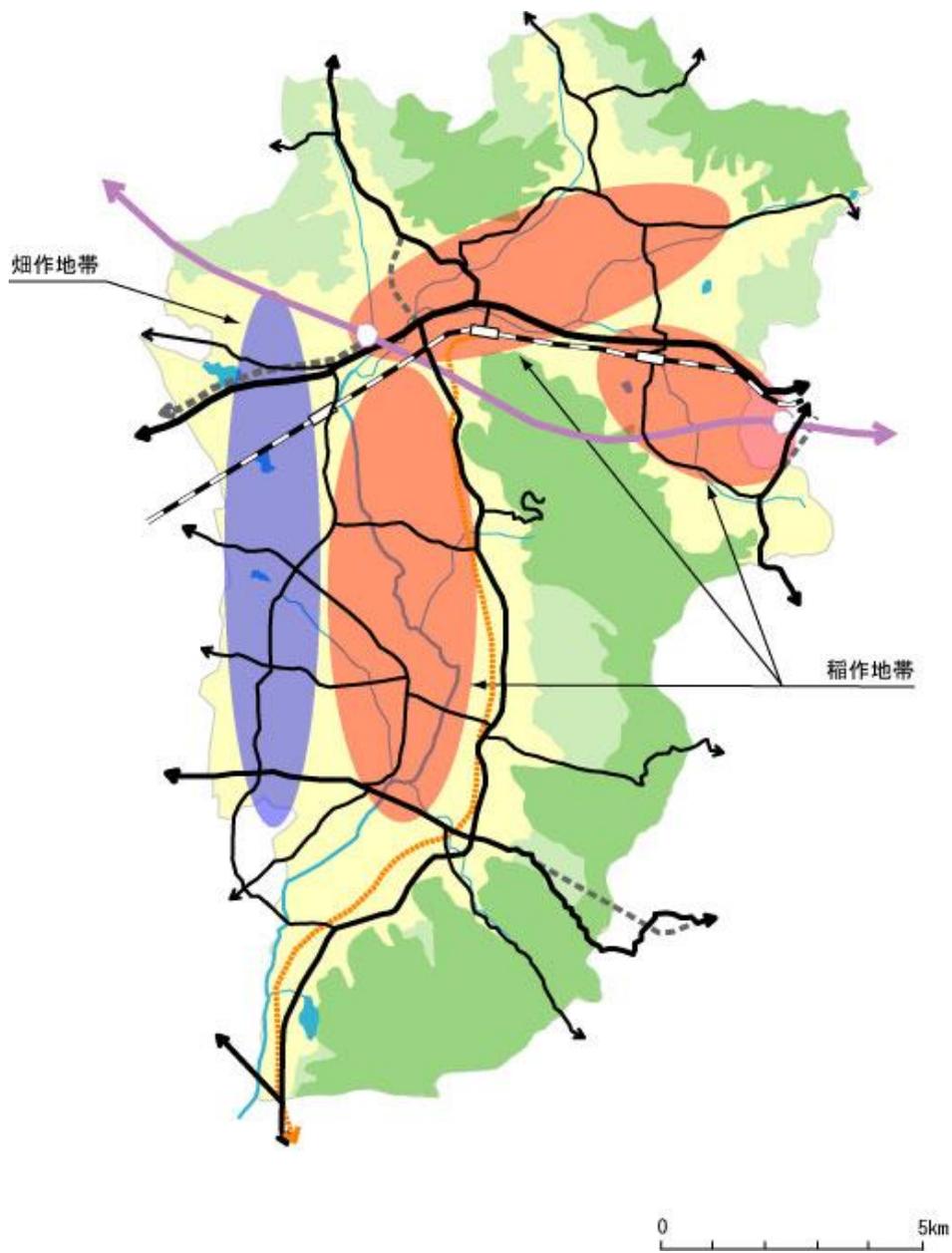
岩瀬地区では、南北が山に囲まれた地域であるため、季節風の影響を受けることが少なく、南側に広がる斜面には古くから山桜が自生し、地域特有の景観を形成している。

桜川市の地形は、稲作を中心とした生活に適した気候であり、自然水利も豊富であることから、低部と山間地を結ぶ台地部には、弥生時代などの数多くの集落遺跡が確認されている。

『常陸国風土記』は、「土地が広く、海山の産物も多く、人々は豊かに暮らし、まるで常世の国（極楽）のようだ」と記している。



観光みかん園



桜川市の土地利用状況

(4) 都市形成の歴史

① 古代・新治国と真壁郡の成立

常陸国は、「常陸国風土記」に基づく大化の改新直後に創設されたことになるが、壬申の乱の功臣である大伴吹負が後世の常陸守に相当する「常道頭」に任じられたとする記述があることから「常陸」という呼称の成立を、7世紀末期とする見方もある。奈良時代以前にこの地域は、旧真壁町と旧大和村一帯が白壁郡、旧岩瀬町は新治郡に属していた。

新治郡は、古事記の景行天皇、大和武尊の東伐の章の中で「新治・筑波」という言葉が記載されており、その中で「新治・筑波」の歌は古謡として有名であり、常陸地方の源流としても知られているという記述があることから、常陸地方でも最も早くから開発されていたことが知られる。

また「国造本記」には、新治の国造は安康天皇の代に、比奈羅珠命が大和朝廷から派遣されたことにより成立したと記載があり、その頃すでに国として機能していたことを知ることができる。

旧真壁町と旧大和村一帯の古代の名称である白壁郡は、清寧天皇の名代であった白髪部から名づけられ、平安初期、桓武天皇の時代に父である光仁天皇の諱名が「白壁王」であったため、地名の変更が求められ、真壁になったと考えられている。

桜川市と筑西市にわたり国指定史跡となっている新治廃寺跡（附上野原瓦窯跡）は、奈良時代の遺跡であり、国道50号線を挟んだ南側の筑西市側に新治郡衙跡があり、同じく国指定史跡となっている。

「日本後記」弘仁8年(817)10月の条に新治郡衙で火災が発生し、不動倉13棟と、9,990石の米が焼けたと記載があるが、発掘調査の結果検出された51棟の建築遺構群のうち、東部13棟から多量の焼米が出土している。

「日本後記」の記述と一致し、この時代のこれだけの量の米を集積できるだけの農地面積と、それを耕作する人が存在していたことがうかが

和銅中11郡図



い知れる。

桜川市にある史跡は、新治廃寺跡に付属する上野原瓦窯跡であり、史跡から出土した瓦は、新治廃寺で出土したものと同一文様で、このことから上野原瓦窯跡は、新治廃寺の瓦を焼いた窯であったことが推測されている。



国指定史跡新治廃寺跡附上野原瓦窯跡

また、大和地区にある雨引観音の寺伝によると、雨引観音は用明天皇2年（587年）中国の梁から来た法輪独守居士によって開かれており、第三十三代推古天皇病気の時には、雨引観世音菩薩に病氣平癒を祈らせ、本復されたことにより勅願寺と定められたとされる。

また、天平年中（730）第四十五代聖武天皇ならびに光明皇后は、法華経を書写して雨引観音に奉納し、安産を祈念されたところ功験あらたかであったので、安産祈願の根本道場と定めて勅願寺とされ、三重塔を造建されたと伝えられている。

また、天平年中（730）第四十五代聖武天皇ならびに光明皇后は、法華経を書写して雨引観音に奉納し、安産を祈念されたところ功験あらたかであったので、安産祈願の根本道場と定めて勅願寺とされ、三重塔を造建されたと伝えられている。

② 古代末期から中世・・・交通の要衝と武士の争乱

平安時代の常陸国は、上総国・上野国と共に親王が国守となる親王任国であったが、常陸守が実際に任地に赴くことはないの、国府の実質的長官は常陸介であった。

平安初期には、現地に赴任する国司を、皇族から賜姓されて臣籍に下った源氏と平氏が多く任ぜられており、その中には、任期が終了してもそのままこの地に留まって土着し、その子孫がこの地で勢力を広げている者も多い。

その頃のこの地域の様子を描いたものとして『将門記』があるが、その中で何度か戦乱があり、この地を挟んで東と西で戦闘が多く行われていたことから、この地にも影響はあったと思われ、『将門記』の中では、真壁町羽鳥地区に館を構えたという平良兼への追討の記載がある。

その後、良兼の兄、国香の子貞盛が乱を平定し、この地に勢力を伸ばした。貞盛の弟繁盛が真壁氏の祖となる。

敗れた平将門についての遺跡には、大国玉字三門に御門（三門）御墓があるが、これは平将門の墓と伝えられており、墓は将門婦人を祀る后神社と向かい合うように建っている。その他にも平将門ゆかりの石碑等が多く残っていることから、この地の人々が平将門に対し、好意的に思

っていたことが計り知れる。



平安期の岩瀬地区は、中郡氏が在地豪族の中から勢力を伸ばし、次第に地域全体を勢力下に収めていく。平安末期には、寄進荘園として京都蓮華王院（三十三間堂）の荘園となり、中郡氏がその下司職を保持し、在領主としての地位を確保していく。以降室町期まで、京都蓮華王院の荘園として中郡氏がこの地を支配していくこととなる。

吾妻鏡によると建久元年(1190)の源頼朝上洛の際の随兵として、中郡六郎太郎と弟の六郎二郎隆家の名が見られる。

この二人は鎌倉で若宮放生会の射手を勤めるとともに、承久の乱の際に敵将を生け捕り、その恩賞として出雲国内に所領を得ている。

このように、鎌倉幕府の公式史書である「吾妻鏡」に採り上げられていることを見ると、有力な御家人であったことがうかがい知れる。

しかし、中郡氏は貞永年間に土地のことで相論を生じ、御成敗式目に反する行為があったため、土地を没収され出雲に移っていく。

その後、この地を幕府の有力御家人である安達氏が支配したが、弘安8年(1285)の霜月騒動により安達氏が滅亡し、その後鎌倉幕府の直轄地となっている。

これは、岩瀬地区が常陸国府と下野・下総を結ぶ唯一の平地であり、こういった地形が交通の要衝として、重要な地域であったことを示している。

また、吾妻鏡によると、源頼朝は挙兵後、数年で関東を制圧したが、佐竹氏が最後まで抵抗したため、佐竹討伐を行っている。

佐竹討伐後、常陸国府から小栗を経て武蔵葛西に向かっているため、確実にこの地を通過しているが、支配者にとって要地であったことを示している。中郡荘は室町時代になると、そのまま室町幕府の直轄地（御料所）となり、直接の支配は幕府政所執事職の伊勢氏が行っていた。

室町末期から戦国期にかけては、交通の要衝であることから争奪戦と

なり、弘治2年(1556)頃から結城氏の治下になっているが、小山氏・多賀谷氏・芳賀氏などが交互に攻めこみ、騒乱の地となっていた。

同時代の建造物である小山寺三重塔の棟札には、多賀谷氏が贈進したという記述があるが、近在の寺社には芳賀氏系の棟札や佐竹氏の活動も見られ、混沌とした状況であった。

一方、真壁・大和地区は、常陸平氏の流れをくむ多気氏の子長幹が真壁郡に入部し、真壁氏を名乗り、この地を支配している。

一時期を除き領主の変遷が江戸初期まで無く、真壁氏の支配が続くことになる。

鎌倉期の真壁氏は、鎌倉幕府成立の際、積極的な行動は確認できず、後に御家人として臣従し、鎌倉幕府下で独立した勢力をもっていた。

松島瑞巖寺の中興の祖と言われる法身禅師（真壁平四郎）は、この時代に幼少期まで真壁氏の家臣として仕え、宋に渡り修行した後、真壁地区に照明寺（現伝正寺）を開山し、晩年は東北地方の寺院の復興に力を注いでいる。

室町時代当初は、南朝方に付き佐竹氏らと対立していたが、後に北朝方に転じ足利尊氏から真壁郡9郷の地頭職を安堵されている。

15世紀に足利將軍家と鎌倉公方の間で対立が起こると、足利將軍家は親幕府勢力として真壁氏を京都扶持衆と位置づけ、真壁氏は、幕府方としての立場をとった。

その関係で、足利將軍家と鎌倉公方の争乱に巻き込まれ、鎌倉公方から所領没収の処分を受けることとなる。

その後、鎌倉公方は一旦滅亡するが、その遺児が古河公方として再起すると、真壁氏は古河公方と親密な関係を結び、真壁の地に勢力を回復している。

戦国後期の真壁氏の家系には、領主の名に佐竹氏の偏諱の「義」を付



小山寺三重塔（富谷地内）



真壁城跡（真壁町古城地内）

ける者や、後北条氏の偏諱の「氏」を付ける者が交互に出るなど、北関東に勢力のあった佐竹氏と南関東に勢力のあった後北条氏との間で難しい所領経営を行っていた。

しかし、戦国末期には豊臣秀吉の天下統一によって常陸一国は佐竹氏に現地管理が認められ、真壁氏は、佐竹氏旗下の家臣に位置づけられていった。

中郡は同時期には宇都宮領となっており、領主には同地区の検地を行った浅野長政が入部している。宇都宮領は笠間にまで及び、笠間には城代を置いていた。

③ 近世・・真壁城下町の形成と商業の発展

浅野氏の宇都宮城代としての在任は1年間で終了し、その後、宇都宮には蒲生秀行が入部したが、関ヶ原の戦いの後、中郡は一時幕府天領となり、間もなく笠間藩領となっている。

笠間藩には、親藩の松平康重が入り、徳川幕藩体制の下、領国経営を開始している。笠間藩創期の領主の入れ替わりは目まぐるしく、小笠原吉次、天領、松平重貞、永井直勝と20年の間に次々と代わっている。

一方、真壁・大和地区は関ヶ原の戦いの後、佐竹氏の秋田への移封に従い、真壁氏も秋田に移っていく。秋田への同行は一部の家臣に限られており、その当時真壁氏に臣従していた家臣団の多くは真壁に留まり、後に入部する浅野氏の家臣として仕えるか、農業や商業を生業とするものに分かれている。

真壁地区は慶長11年(1606)浅野長政の隠居料となり、慶長16年(1611)浅野長政の三男長重が入って真壁藩となるが、この長重が真壁地区の街路を完成させ、陣屋を整備したと考えられている。

元和8年(1622)浅野長重は加増・転封の打診を受けるが、幕府に願い出て、父の菩提寺のある真壁を離れたくないとの理由で加増を断っている。

幕府は、真壁を笠間藩の飛び地として領有することを許可し、浅野氏は、笠間藩主となっている。

真壁の地を好んでいた長重は、没するまで真壁の地を離れなかったという。このとき居住していたのが真壁陣屋であったと伝えられている。

浅野氏の笠間移封によって桜川市域の多くが笠間藩領となり、一体的な地域を構成するようになった。

寛永9年(1632)浅野長重の子長直が笠間藩を継ぐが、幕命により寛永13年(1636)に大坂城の加番を命じられ、その役中に改易となった

赤穂城受け取りに赴き、そのまま赤穂藩主となった。その時、赤穂城は大きく増改築したために資金繰りが厳しくなり、真壁の年寄大関家に資金の工面を依頼する文書を出している。

後の赤穂事件（忠臣蔵）で改易となる浅野長矩は、長直の孫にあたる。赤穂事件の時に、吉良邸に討ち入った浪士のうち2名は、真壁氏旧家臣の子孫（勝田新左衛門、潮田又之丞）であり、昭和中期には真壁地区でも義士祭りが行われた。

岩瀬地区には、江戸期の文書で最も数多く残るのは農業関係のものであるが、延享4年(1747)牧野氏が入部した年の村差出帳によると、岩瀬地区で商業を行っていたのは見当たらず、酒・醤油日常雑貨類は町方で購入していたようである。

近世の岩瀬地区が農業を中心とした区域であったのに対し、真壁地区は農地がほとんど無く、商業地として発展していった。

藩主が笠間に定住するようになってからは、笠間藩の飛び地であったこともあり城下町としての色合いが徐々に薄まり、町の形態が変わっていった。

特に、江戸中期には江戸と東北を結ぶ流通の拠点として市が多く開かれるようになり、後に在郷町に形態を変えていく。

元禄9年(1696)の資料によると、商人だけで表 1-4-1 のような構成となっているが、大きな商いを行っていたのは、嶋木綿売買問屋と繰綿商人である。

これは、当時衣料が麻から木綿に変わったことと、綿花の栽培の北限が東海地方であったため、綿や木綿を東北地方に送る拠点となったことが大きい。

その後、経済の変動はあったものの、岩瀬地区や大和地区は農業を中心とした地域として、真壁地区は商業を中心とした地域として幕末を迎えている。

笠間藩の領主は横須賀藩から井上氏、足利藩から松平氏、下館藩から

表 1-4-1 職業別売上

職業	人数等	内容
嶋木綿売買問屋	5	7,000 両程度
繰綿商人	5	1,500 両程度
小間物荒物商人	1 2	700 両程度
金物屋	2	200 両程度
塩商人	1	170 両程度
質屋	1	14~5 両程度
油屋	1 2	70 両程度
煙草屋	2	100 両程度
糶屋	2	170 両程度
染物屋	3	300 端程染出
酒屋	2 0	酒造米 4,860 石

村指出帳による

井上氏，延岡藩から牧野氏と親藩や譜代が立ち替わり入部するが，元文4年(1740)に牧野氏が笠間藩に入部以降は，牧野家の領有で固定され，明治維新を迎える。

④ 近代・・・新たな産業と都市基盤の整備

明治初期，廃藩置県により当初は岩瀬地区・真壁地区・大和地区のおおむねの区域は，笠間県に入っていたが，明治8年(1875)の県域合併により現在の茨城県とほぼ同じ区域となり，岩瀬地区は第5大区の茨城郡，真壁地区・大和地区は，第6大区の真壁郡に分かれることになった。

真壁の陣屋は廃止となり，この跡に茨城県真壁支庁が置かれている。この支庁の機能については，不明であるが県西地方の統治の中心となっていたようである。

その後，同敷地に真壁小学校が開設されるとともに，地租改正出張所が置かれている。明治9年(1876)，地租改正に反対する嘆願をしようと同出張所に大勢の農民が押し寄せ，これを阻止しようとした警官を殴打する事件も起こっている。

明治17年(1884)には，自由民権運動の中でも最も過激なものの一つである加波山事件が起こる。

同事件は，加波山山頂の加波山神社を本陣とし「自由の魁」等の旗を掲げているが，これらの旗を掲げた場所が今も残る旗立岩である。

麓の真壁地区にも大きな影響を及ぼし，大店(当時の家屋が現存)に返すあてのない借用書を書いて資金を強奪するという事件も起きている。

その後は，警察の町屋分署を爆発弾で襲ったが警察の包囲にあい，逃走後真壁町長岡地区で戦闘が行われている。

江戸期は農業が中心であった岩瀬地区は，明治中期以降になると石材業等の産業育成が進み，それに伴い岩瀬地区の都市基盤整備は進む。

明治22年(1889)には，水戸線が開通し，同時に岩瀬駅(写真1-4-2)が完成する。明治37年(1904)には，羽黒駅(写真1-4-3)が羽黒石を出荷するための貨物駅として完成する。

また，大正7年(1918)には岩瀬駅と土浦駅を結ぶ筑波鉄道が開通しているが，当初計画では，岩瀬駅から更に北に延伸させ益子町まで結ぶ予



加波山事件戦闘場跡 (真壁町長岡地内)

定であったが、資金繰りがつかず、岩瀬駅から北は手つかずの状態であった。

このように岩瀬駅と羽黒駅を中心にインフラの整備が進んだことから、駅前を中心に商店街が形成されていく。

一方、真壁地区は、江戸末期には県西地方の商業の拠点として発展し、それが明治まで続いた。

明治期後半から真壁地区と大和地区は、石材業を中心とした産業が盛んになり、岩瀬地区の羽黒も同様に石材産業が盛んになってきている。



岩瀬駅と土浦駅を結ぶ筑波鉄道は、石材を運搬する手段として有効であったようで、水戸線羽黒駅同様に筑波線樺穂駅も石材搬出用の駅として使用されている。

現在は運送手段が自動車による運搬に替わり、筑波鉄道は廃線となり、水戸線羽黒駅から石材を搬出する貨物列車も運行されなくなった。

石材の出荷額が一時期よりかなり落ち込んでいるが、市内の至る所で石材業の工場や展示場を見ることができ、今でも市を代表する基幹産業であるとともに、石材を採掘する山々は市を代表する産業景観であることに間違いはない。

昭和40年代に入ると、商業は大きな駅の近辺が盛んになり、岩瀬駅や筑西市の下館駅周辺に顧客が移るようになる。

真壁地区の商業は大きな打撃を受けるが、更に国体の開催に合わせて県道のバイパス化が進み、商圈が郊外に移っていく。

同時期、岩瀬地区では、国道50号線の整備が進んだことにより、商圈が徐々に国道50号線に移っていく。

旧岩瀬町役場や岩瀬郵便局、県西総合病院等もすべて国道50号線沿いに建設されている。

また、平成3年には国道50号線のバイパス化と同時に、対象となる区域の土地区画整理事業が実施され、沿線には大型店が進出したため、岩瀬駅前や羽黒駅前、旧国道50号線の商店街は衰退傾向となり、店舗を国道50号線付近に移転するところも増えてきている。

現在の商圈は、モータリゼーションの普及により、岩瀬地区は国道50号線沿線の他市の大型店舗に移り、真壁地区は、つくば市の研究学園都市方面に移っている。

市域の行政区分は、明治以降合併が盛んに行われるようになり、明治初期に75町村あった行政区が、明治末期には10町村に、昭和の大合併と呼ばれる昭和30年には3町村になり、平成17年10月には3町村が合併し、桜川市が誕生している。

2 桜川市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 指定等文化財の分布状況

桜川市には、数多くの文化財が残っている。

国指定の文化財は、重要文化財（建造物）として小山寺三重塔，名勝として桜川（サクラ），天然記念物として桜川のサクラ，史跡として新治廃寺跡（附上野原瓦窯跡）と真壁城跡がある。同じく重要文化財（美術工芸品）として，2点が指定となっている。その他，登録有形文化財が104件，国選択無形民俗文化財が2件ある。

また，県指定文化財については，有形文化財（建造物）が11件，有形文化財（絵画）が6件，有形文化財（彫刻）が17件，有形文化財（工芸品）が5件，有形文化財（書跡）が4件，有形文化財（古文書）が1件，有形文化財（考古資料）が1件，記念物（史跡）が2件，記念物（天然記念物）が1件の計48件が指定を受けている。

市指定文化財については，有形文化財（建造物）が9件，有形文化財（彫刻）が28件，有形文化財（工芸品）1件，有形文化財（考古資料）が6件，有形文化財（歴史資料）が7件，民俗文化財（無形の民俗文化財）が3件，民俗文化財（有形の民俗文化財）が2件，記念物（史跡）が4件，記念物（天然記念物）7件の計67件を指定文化財としている。

① 国指定文化財

ア) 重要文化財（建造物）小山寺三重塔

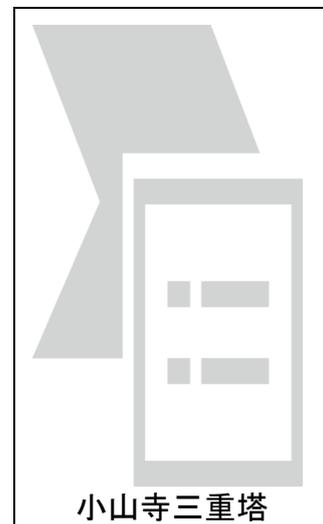
小山寺は，聖武天皇が735年に行基に開かせたと伝えられ，本尊の十一面観音菩薩は行基の作，脇侍不動尊は慈覚大師の作，多聞天は運慶の作と伝えられている。

建立されている場所が富谷山であり，本尊が十一面観音菩薩であることから「富谷観音」と呼ばれることが多い。

重要文化財（建造物）となっている三重塔は，寛正六年（1465）多賀谷朝経が旦那となり，大工宗阿弥家吉とその息子によって再建された。

関東以北では，まれに見る室町時代の塔で，細部の装飾に優れ，屋根は，とち葺きで頂上には鉄および銅製の相輪がある。

小山寺の三重の塔や周辺は，市指定文化財の杉のほかスタジイの巨木にも囲まれ，静寂さの中に荘厳な雰囲気醸し出している。



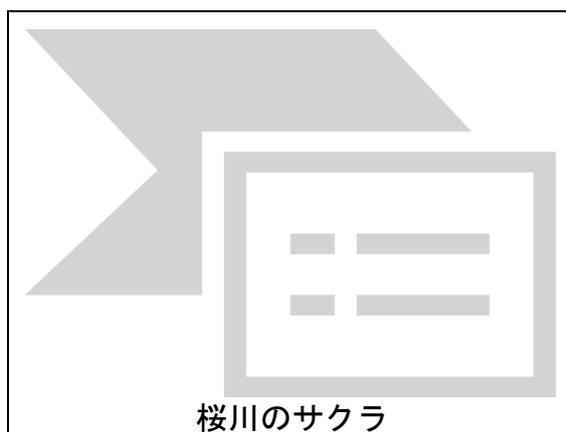
イ) 名勝桜川（サクラ）及び天然記念物桜川のサクラ

桜川のサクラは、桜川磯部稲村神社の参道の両側約1kmのほか、市有地5,514.05㎡内のシロヤマザクラの叢生する場所が名勝となっている。

桜川の匂・樺匂・梅鉢桜・白雲桜・薄毛桜・初見桜・初重桜・源氏桜・大和桜・青毛桜・青桜な

ど、貴重な桜の樹木が天然記念物に指定されている。『後撰集』には紀貫之の「つねよりも春へになれば桜川波の花こそ間なくよすらめ」があり、他にも多くの歌人たちが歌を残している。

また、世阿弥元清の作である謡曲『桜川』の舞台としても、親しまれている。



ウ) 史跡新治廃寺跡附上野原瓦窯跡

史跡新治廃寺跡附上野原瓦窯跡は地元では、一般的に上野原瓦窯跡と呼ばれている。

新治廃寺跡は、小貝川左岸の台地西縁にある桜川市から筑西市にわたる遺跡で、新治郡衙跡の北200～300mの所に位置し、隣接して上野原瓦窯跡がある。そのうち、桜川市に位置するのが上野原瓦窯跡である。

この瓦窯跡は、新治廃寺の瓦を焼いた窯と推測されるもので、上野原の山林にあり、現在は窯底の遺構が残っており、長さ13.6m、幅3.64mに達する。

大型の平窯式で、その東半分は火床部で、長さ7.8m、幅1.5mから3mで「あぶり焼き」の焼き口をつけている。

西半分は主要部で、一辺が3.64mの方形を成し、その前面両側に焼き口を低くつけ、そこから溝が井桁状に交差して窯底につけられ、奥壁部の煙道に導かれている。

エ) 史跡真壁城跡

真壁城跡は、中世この地を治めた真壁氏の城跡である。筑波山系の微高地を利用して造られた平城形式の城跡で、指定面積は12.5haに及んでいる。

本丸を中心に巡らした四重の堀と土塁、土橋などが良好な状態で残され、中世城郭の構造を知る上で貴重な城跡である。

昭和9年(1934)に本丸部分の一部が県指定となり、更に平成6年(1994)国指定史跡となり、現在発掘調査が行われ、史跡等整備事業が進められている。



真壁城跡

オ) 重要文化財（美術工芸品）

重要文化財（美術工芸品）については、西小埜の月山寺にある網代笈と本木の樂法寺(雨引観音)にある木造観世音菩薩立像(附前立尊)の2点が指定されている。

網代笈は箱型に三脚をつけた笈で、正面を三段に区切り、各段に銅製メッキの牒番による観音開きの扉を設け、中央に一本の帖木を嵌める。

扉には粗い布を貼り朱漆を塗り、その上に花形をかたどった皮製の文様を貼り、黒漆を施している。

上段および下框に、金銅菊座楕円形紐通し金物をつけ、左右には鉄製提鐙をつけている。

木造観世音菩薩立像（附前立尊）の本尊は櫃材を用いた一木造りで、内割りもなく、両側各臂の上膊部をまとめて一材に刻み、肩に矧付け、各手の前膊部はそれぞれ手先と共木に彫り、これを肘で矧付ける。

その簡古な構造に加えて翻波を混じえた衣褶のしのぎたった彫法は、いわゆる平安初期一木彫像の風に習うものだが、肉取りや衣文の彫り口には、その時代の力強さは認められず、また、天衣や裳の縁にうねうねと反りを設けたふ刀法など、一種の地方作風ともいべきくせがある。

附の前立尊は、本尊に習う造顯のものと思われるが、脇手は六臂につくる。



網代笈



木造観世音菩薩立像

位置図



② 国登録有形文化財

桜川市には104棟の登録有形文化財があり、いずれの物件も真壁地区にある。

登録の物件は、下表のとおりであり、平成11年から平成16年にかけて、真壁地区の歴史的景観を形づくる多様な建造物が登録されている。

登録されている物件は、木造住宅が20件、土蔵住宅が2件、木造店舗が14件、見世蔵が7件、塗屋が2件、土蔵が28件、石蔵が5件、洋風建築が1件、納屋が1件、その他が3件、門が21件の合計104件である。

年代は江戸期から昭和初期まで様々であるが、最も多いのが明治期の建造物であり、全体の半数を占める。

市では、更にこれら歴史的建造物を群で保存しようと調査を実施し、平成19年度には伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、地区決定を行うべく作業を進めている。

桜川市の代表的な登録有形文化財



谷口家店舗，袖蔵，門



市塚家長屋門



三輪家店舗

③ 国選択無形民俗文化財

「北関東のササガミ習俗」は、栃木県から茨城県西部で12月8日と2月8日に行われる年中行事で、「ササガミサマ」を家に迎えるため、12月には笹を裏庭に3本差して上部をねじり結び、その上に蕎麦やうどん・赤飯などを供える。

2月になると、表庭に笹を同様に立てて「ササガミサマ」を送る行事である。

「五所駒滝神社の祭事」は、7月23日から26日に行われている五所駒滝神社の夏の祭りを中心とする一連の祭事である。

夏祭りは、真壁の市街地である上宿町・下宿町・高上町・仲町・新宿町・大和町に神社の御霊を迎えて練り広げられ、祭りの運営は、商家の主人や氏子たちを中心とした世話人制度―世話人（幹事）・中老・大老―によって執り行われる。

この祭祀組織は県内でも類例が少なく、浴衣に羽織姿の世話人たちが練り歩く神輿の渡御・還御の行列は注目すべきものである。



ササガミサマの習俗

④ 県指定文化財，市指定文化財

ア) 月山寺の文化財

月山寺には，重要文化財（美術工芸品）「網代笈」の他に，建造物である書院他10点の工芸品や絵画，彫刻等が茨城県の有形文化財の指定を受けている。

月山寺は，延暦15年（796）年に，法相宗の寺として徳一が開基したと伝えられ，永享2年（1430）に光榮が再興して天台宗の寺となった。

元和元年（1615）に現在地へ移され，徳川秀忠から関東壇林に認定され，僧侶の教育に力を尽くしてきた。

書院は，寛永年間に焼失した後に談議所として再建されたものといわれ，建築手法に江戸時代初期のものが見られる。

桁行き17.3m，梁間11.5mの簡素な住宅風の建築物であるが，建立年代の古い天台宗壇林の談議所という類例の少ない遺例であり，建立当初の基本形式が残っていることも貴重であることから指定に至っている。

工芸品や彫刻等については，「絹本著色曼荼羅」「絹本著色両部曼荼羅」「木造菩薩像」「木造薬師如来座像」「青銅製鈴」「木製のたらい」「呉須皿」「厨子」「法華経」が県の有形文化財の指定を受けており，これらについては展示を行っている。

また「本堂」「境内山王社本殿」「中門」については，市の有形文化財（建造物）に指定されている。



イ) 小山寺の文化財

小山寺の文化財は，前述の重要文化財（建造物）の三重塔の他，建造物である本堂，仁王門，鐘楼と彫刻3点が県の有形文化財の指定を受けている。

また，大杉が記念物として，2点の彫刻が有形文化財としての指定文化財となっている。

ウ) 楽法寺の文化財

楽法寺の文化財は，前述の重要文化財（美術工芸品）の木造観世音菩薩立像のほか，建造物である本堂・仁王門・東照山王社殿・多宝塔と6点の彫刻・工芸品等が県の指定を受けている。

楽法寺は，寺伝によると用明天皇2年（587年）中国の梁の国から来た法輪独守居士によって開かれ，延命観世音菩薩（木造観

世音菩薩立像：重要文化財）を本尊仏として祀り、弘仁12年（821）大干魃の際、樂法寺の祈祷により国中は大雨に潤い五穀豊かに実ったため、勅命により山号を「雨引山」と定められたと伝わっている。

このため、樂法寺は雨引観音と呼ばれ、坂東観音霊場第二十四番札所の名刹ともなっている。

本堂は、桁行・梁間ともに五間の正方形の平面をもち、全面の梁間二間を外陣・奥の三軒を内陣とする密教本堂特有の形態をとる。



雨引観音本堂

外陣の架構は、大虹梁に大瓶束・海老虹梁を用い、天井は内陣寄りに鏡天井を張り、他の三方を化粧屋根裏としている。

内陣の見所は袈裟形の須弥壇であり、他に類例のない優れたものであるため、県の有形文化財（建造物）の指定に至っている。

建造物では、他に「仁王門」「東照山王社殿」「多宝塔」が県の有形文化財（建造物）の指定を受けており、工芸品や彫刻等については「絹本着色愛染明王立像」

「絹本着色弁財天画像」「絹本着色十一面観音画像」「木造不動明王立像」「五鈷杵」「大般若経」が県の有形文化財の指定を受けている。

また建造物の「黒門」は、江戸初期に真壁城から移築されたものとして知られ、建造物の「鬼子母神堂」彫刻の「東照大権現徳川家康公像」「仁王尊像一対」天然記念物「宿椎」を含め、市の指定文化財となっている。



雨引観音黒門

エ）真壁氏に関連する文化財

中世約430年間にわたり、桜川市の南部を治めていた真壁氏に関連する文化財としては、前述の国指定史跡真壁城跡の他に、「真壁家累代の墓地及び墓碑群」が県の指定史跡となっており、「紙本著色伝真壁道無像」「真壁長岡古宇田文書」が



真壁家累代の墓地及び墓碑群

県の指定文化財となっている。

また、五所駒瀧神社の「本殿」「真壁家資料一括」が市の指定文化財となっている。

オ) その他の指定文化財

建造物としては、「鴨鳥五所神社本殿」「祥光寺石造多宝塔」「三重塔」「八柱神社本殿」「鹿島神社本殿」史跡1件，天然記念物1件，工芸品や書画・彫刻等として13件が県の指定を受けている。

また、これらの建造物に付帯する建造物や「妙法寺山門」，ア)～エ)に関連する建造物などを含め9件を市が指定している。

(2) 指定等文化財以外の文化財の分布状況

ア) 町屋、町並み

市内の町屋・町並みが残る区域で、最も集積がなされている区域は、真壁地区の町並みである。

伝統的建造物群保存対策調査によると、区域内には104棟の登録有形文化財の他、200棟の町屋や土蔵等が確認されている。

特に、江戸期の見世蔵である安達家は、店舗と住居、武家形式の家屋・門が敷地内に揃う貴重な建造物群である。

真壁地区を大きく括ると以上の結果であるが、区域内を産業形態別に表すと、区域の中心部が商業関係の建造物、北部（桜井地区周辺）が紡績工場関係の建造物、南部（田地区）は、鋳造業や醸造業を中心とした産業の建造物、東部（古城地区）は、農村住宅関係の建造物、また、中央部と南部の間に位置する飯塚地区は、農村住宅関係の建造物が多く残っている。

他地区の町屋や町並みの調査は行っていないが、旧県道沿線や旧国道沿線・旧街道筋に町屋が点在しているのが確認できる。



安達家見世蔵，門



真壁の町並み

イ) 農村集落に見られる文化財

桜川市全体を見ると、かつては農村地帯であるため、農村の習俗や住まい方に関連する文化財が多く残っている。

特に、江戸末期に二宮尊徳によって築かれた青木堰は、現在は上流に新しい堰が移動したが、堰の跡や水路の跡が残っている。

農村集落で最も目につくのが、長屋門と呼ばれる形式の門である。

長屋門は、近世諸大名の武家屋敷門として発生した形式で、桜川市では詳細な調査を行っていないが、市域全体の農村部に明治期以降の富農の家屋敷に造られたものが多く残っている。

また、山に近い農地の一部については、棚田や段々畑といった文化的景観が現在も残され、耕作を続けることにより、その景観



青木堰跡

が守られている。

ウ) 宗教関係の文化財

桜川市内は、寺社仏閣が山間部のみならず市街地にも多く残り、市街地と一体となり落ち着いたたたずまいを形成している。

特に、妙法寺は即身仏のある寺として有名で、江戸期舜義上人がこの寺に入り、貞享3年(1686)入寂したと伝えられている。

また、市内の至る所にある野仏や地藏といった石で制作されたものが数多く残っている。

エ) 古道

山岳信仰の影響もあり、市を囲む山々には古道が多く残っている。特に、規模が大きく現在もそのたたずまいを残しているのが羽鳥古道である。

真壁地区と筑波山男体山御本殿を結ぶ羽鳥古道は、古くは修験者らの山岳修行の道であったが、江戸時代中期頃から庶民に広まった神社参詣の信仰道となった。

道沿いには、当時の面影を偲ばせる野仏や石碑などが数多く残っている。

古道の中間地点にある全国植樹祭発祥の地は、昭和8年、大日本山林会の提唱で「愛林日」が設けられ、翌年4月に真壁町羽鳥地区の筑波山中腹において、日本で初めての植樹祭が行われた場所であり、記念碑が建立されている。

また、古道の山頂近くにあるカタクリの群生地は、4月上旬に一斉に開花する。一体となるように群生するニリンソウやキクザキイチゲなども同じ時期に可憐な姿を見せる。



羽鳥古道野仏群



植樹祭発祥の地記念碑



カタクリ

オ) 古墳

市内では、県指定史跡となっている堀の内古窯跡群や市の指定史跡となっている花園古墳群、篠ノ沢古墳を含め、40箇所弱確認されている。

カ) 中世城郭

岩瀬地区には数多くの城郭跡が残っており、地区の土豪の居城であった羽黒山城跡・松田城跡・岩瀬城跡・橋本城跡・門毛城跡・坂戸城跡・富岡城跡・谷中城跡等、現在の地域の名称になっているものが多い。

真壁氏の居城であった真壁城跡は、国指定史跡となっているが、前線基地もしくは親族の居城であったと推測される谷貝峰城跡、亀熊城跡・椎尾堀ノ内・塙世城については、指定等が行われていないが、周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。

キ) 近代産業及び産業遺産

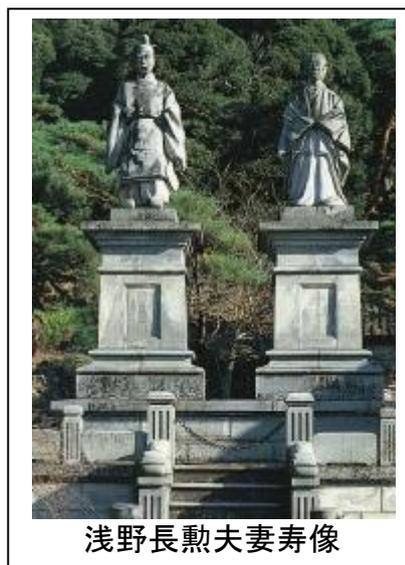
桜川市の基幹産業である石材業については、市の地形的背景と地質的要件によるところが大きい。

筑波山系の北部は良質な花崗岩（みかげ石）を産出し、特に加波山を中心とする当地のものは趣のある石燈籠などに最適で、国の伝統工芸品にも指定されている。

桜川市には中世石造物が数多く残っており、当地区の石材加工は古くから行われていたことが窺い知れるが、産業として発展するのは明治以降である。

明治中期になると、西洋の技術を導入した東京や関西の業者が外国人技師を入れて加波山の石材開発に乗り出し、発破による採石を開始した。

真壁地区の石材が「真壁石」として全国に名を馳せるのは、東宮御所（明治32年着工、現迎賓館）の建築材に採用されてからであるが、司法省（明治28年）、東京商工会議所（明治32年）、森村銀行（大正3年）、三越デパート本店（大正3年）、東京海上ビル（大正7年）、東京会館（大正11年）など錚々たる近代建築物に採用されている。これらの実績は、昭和初期の真壁地区に見られる数々の洋風意匠建物に影響を与えたものと見られる。



石材業の発展は、外的要因のみによるのではなく、時期を同じくして腕の良い名工・久保田由三郎とその弟子・稲田亀吉が登場する。加波山神社の石燈籠や伝正寺法身性西（真壁平四郎）の石像などでも知られるが、代表作は伝正寺の浅野家霊廟外柵（明治42年）と、浅野長勲夫妻の寿像（大正7年）である。

当時の機材をもって山中に建てられたこの像は、石工発達の技術の粋を集めた作品であり、当地区石材業発達の金字塔となっている。

そこに発生した関東大震災の復興事業において、舗装用敷石材・橋梁材として大量の石材が搬出され、石材産業は急激に拡大してゆく。なお、東京の永代橋・厩橋・吾妻橋・清洲橋・言問橋、平成16年に重要文化財となった新潟の万代橋（昭和4年）も当地区産の石材を用いている。

このように、石材業は日本各地の近代建築物や橋梁等の材料に使われ、日本の近代化の一翼を担った産業として、地域の歴史を語る上で必要不可欠な近代産業であり、これによって造られた建造物は、近代産業遺産として貴重である。

また、真壁町桜井地区には、明治期に発展した紡績工場に関連する工場、女工の共同住宅、これら産業を経営した人々の住宅が残り、かつての繁栄を感じさせる。

これら近代産業を支えた遺構として、真壁地区に残る水力発電所跡、JR岩瀬駅とJR土浦を結んでいた旧筑波鉄道跡の

駅のうち「雨引駅」「東飯田駅」「樺穂駅」「真壁駅」「常陸桃山駅」「椎尾駅」「酒寄駅」には、当時のプラットホーム跡が残されているほか、駅を使用していた当時の樹木が多く残されている。



紡績工場女工共同住宅

ク) 街路遺跡

真壁地区にある五町内地区の町割りや道筋は、江戸初期に成立した道型を多く残している。

また、城下町特有の四方を堀で囲むといった方法が、自然の河川を生かした形で残されている。

河川は直角に曲がっている箇所がある等、人工的に造られたと推測できる箇所があるが、詳細な調査は行われていない。

農地の改良により一部水路が消失した部分があるが、全体的には、原型を留めている。

街路遺構であるが、街路遺構は戦国末期から江戸初期に整備されたもので、直線部分でも通りを先に見通せない構造になっている。

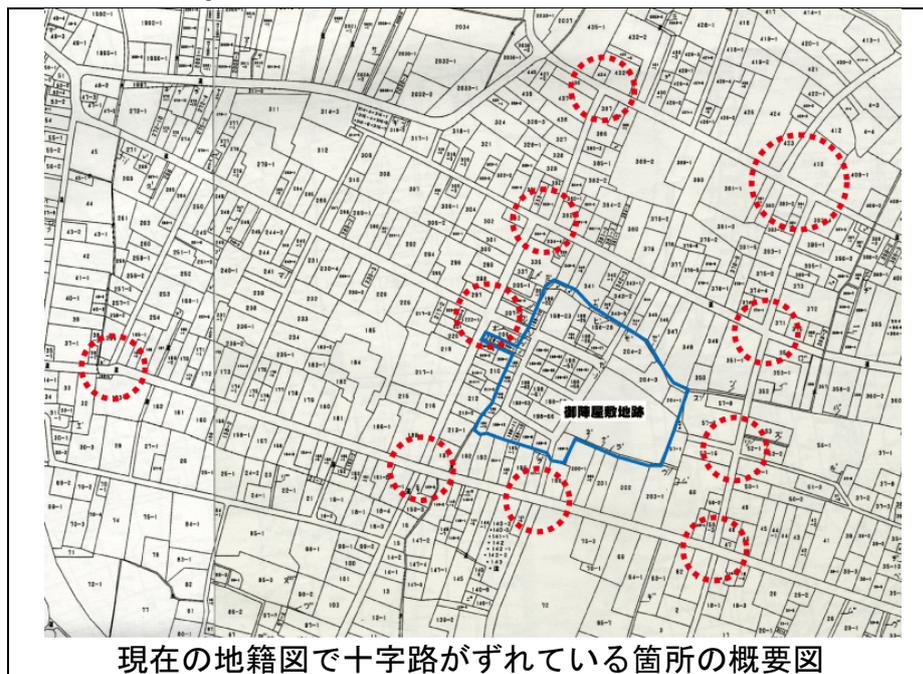


街路遺構，河川・水路，真壁城跡の位置関係

地籍図を縮小した図面でもわかるとおり、破線の赤丸で囲んだ道路の交差部は、十字路がずれており、通りが別になると見通しが効かない構造にもなっている。

これは、戦国末期から江戸初期に造られた他地域の道路構造に良く似ており、江戸期の絵図と現在の道路を重ね合わせると、ほぼ変更が無いことがわかる。

これら街路遺構の成立については、古文書や地区名の成り立ちを考慮し、伝統的建造物群保存対策調査でシミュレーションを行っているが、慶長末期(1615)頃には、現在の街路とほぼ同じ形になっている。



現在の地籍図で十字路がずれている箇所の概要図

コ) 伝統的な行事や伝統技術

・ かつたて祭

五所駒瀧神社の氏子たちが、五穀豊穡を祈願して権現山の山頂にある神社に神火を奉獻する祭事で、山頂を目指して登る松明の列は、真壁に夏の終わりを告げる風物詩である。

起源やいつから行われているかは明らかではないが、伝えでは、平将門の出陣の名残ともいわれている。

開催日：8月31日（二百十日）

場 所：五所駒瀧神社，権現山

・ マダラ鬼神祭

雨引山楽法寺の祭。寺伝によると文明4年(1472)春3月，兵火により寺が焼失したとき，住職の前にマダラ鬼神が現れ大勢の鬼を使い，寺を再建したという古事にちなみ，鬼神に感謝を捧げる祭事。

このことに感謝し，寛永18年(1641)から雨引観音の年中行事の大祭として行われている。

開催日：4月第2日曜日

場 所：雨引山楽法寺



マダラ鬼神祭

・ 大飯祭

鹿島神社の氏子たちが，その年の当番の家に集まり，お椀に高く盛られた飯を食べあう。

その年の作物の実りを神に感謝するとともに，人々の健康を願うための行事。起源は，明らかでないが，約300年間続く行事である。

開催日：毎年12月第2日曜日

場 所：下泉地区・本郷地区の当
家



大飯祭

・ キセル祭

たばこの契約栽培を行う農家や氏子が，収穫物の豊作はもとより，たばこの葉の生育や葉の価格に最も影響を及ぼす降雹や降霜等が無いように祈願する祭事。



キセル祭

由来は明らかではないが、現在使われているキセルは、古くからこの地にあるたばこ神社に、昭和29年(1954)、雹被害を受けた旧友部町の農家が豊作を祈ったところ、葉タバコの勢いが回復したことから、奉納したものである。

開催日：毎年9月5日

場 所：加波山たばこ神社

・火渡り祭

燃え盛る薪の上を素足で踏み渉り、無病息災を祈るお祭り。このときの燃えさしを持ち帰り、軒先に吊るしておくと言われ、病気になると言われている。

社伝によると、起源は室町時代と伝えられ、加波山の修験者が修行のために始めたと伝えられている。

開催日：冬至の日

場 所：加波山三枝祇神社



火渡り祭

・鍬の祭

社殿の前庭に榊の小枝で神田を造り、翁の面をつけた神職が、榊で作った鍬で田起こしから田植えまでのしぐさを行う農耕の祭事。

その年の豊作を祈る祭事であるが、祭事の開始された時期は記録が残っていないが、当日使用する翁の面は、鎌倉時代の作とも言われている。

開催日：1月上旬

場 所：大国玉神社



さやどまわり

・さやどまわり

家内安全と五穀豊穰を祈願して行われる祭。氏子の有志が、大榊に注連飾りをした御祭神を担ぎ大太鼓を打ち鳴らし大国玉内の末社を走って巡る。

上記の鍬の祭と行われる日、場所とも同じ所であるため、由来や時期も同様のものと思われる。

開催日：1月上旬

場 所：大国玉神社

・醸造技術

桜川市には、現在4軒の酒造業と1軒の醤油・味噌醸造業が営まれている。

醸造技術のうち、最も伝統的な方法で醸造を行っているのは、鈴木醸造で創業当時から使われている木桶を使い、そこに付いている「家付き酵母」と呼ばれる酵母菌を使い、発酵させる手法である。

市内の醸造業者のうち3軒は、発酵から商品出荷までの一連の作業を行っており、季節ごとに作業工程を示す香りが周辺に漂う。

・鋳物技術

桜川市には、関東で唯一の梵鐘製造業者がおり、先祖から受け継がれた技術を用い、鎌倉時代から現在まで梵鐘・半鐘・天水鉢製造を行っている。

その製法は納品先の気候風土を確認し、地元産の粘土と砂を使い、先祖伝来の銅と錫の配合によって、納品先で緑青が綺麗に出るよう調整されている。

現在では、37代目小田部庄右衛門（襲名）によって家業が引き継がれている。



梵鐘



0 5km
伝統的な行事が行われている場所

(3) 桜川市の維持向上すべき歴史的風致

桜川市において把握できる関連文化財群のうち、地域固有の歴史および伝統を反映した人々の活動および、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物等が一体となり、良好な市街地が形成された歴史的風致が認められるのは、下記のとおりである。

(ア) 真壁の町並みと祇園祭

桜川市を代表する伝統行事の一つに、真壁祇園祭と呼ばれる五所駒瀧神社の夏祭りがある。

夏祭りの起源は、明らかではないが、社伝によると真壁城の城主であった真壁氏の家臣によって始められたと伝えられている。

真壁城の城下町の通りを舞台として行われる荘重な祭礼であり、五町内が整った江戸中期までには、現在の形に近い形態が成立していたものと考えられる。

歴史的に価値の高い建造物は、この祭りの中心となる五所駒瀧神社であり、社伝によると承安年間(1171頃)初代真壁城主長幹の一族桜井太郎良幹が、鹿島神宮の祭神武甕槌命の分霊を勧請し、真壁城の辰巳の方角に当たる現在地に社殿を造営、それ以後真壁氏の氏神として崇められるようになったと伝えられている。



現在の本殿は、入母屋造銅板葺、三間社流波風造で、宝永元年(1704)古城村(現桜川市真壁町古城)の大工増渕清兵衛を棟梁として再建されたものである。

本殿を内陣と外陣に分け、脇障子・臺股には花鳥を、さらに、向拝柱上梁欄間に龍、手挟には牡丹などの彫刻が施されている。材質の大部分は檜材で、江戸中期の特色をよく示す瀟洒な建造物で、市の指定有形文化財となっている。

祭礼が行われる場所である五町内(現桜川市真壁町真壁)の町割りは、江戸初期に完成した道幅や道筋がそのまま残っており、十字路のずれや、通りの見通しが効かない等、江戸初期の道路の特徴が残る歴史的に価値の高い建造物群である。

また、五町内には江戸期から昭和初期に建築された、歴史的価値の高い建造物が300棟以上残されている。

祭礼は、山尾地区の五所駒瀧神社から城下町の真壁地区に神輿が遷座し、各町の安全と五穀豊穰を祈願するもので、毎年7月23日から4日間にわたり開催され、夜には各町から山車が繰り出され、賑やかに町を彩る。

この祭礼は、年間を通じた祭礼行事として国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されており、町内ごとの大老・中老・世話人を軸とした世話人制度を特徴とし、現在も祭礼の運営全般が、この世話人制度によって行われている。

また、年間を通じてお囃子の練習や子供たちへの指導、山車の準備なども若衆組織によって各町内で行われており、祭礼当日は、夕刻にかけ子どもたちやその親、夜間は若衆が山車の曳き回しやお囃子の演奏に参加する。

祭礼全体の運営を行う世話人や、その手助けをする女性の参加など、子どもから年配者まで、多くの市民がこの祭りに参加している。

祭礼初日の早朝、住民は世話人の統率の下、各町の社寺境内に大きな幟旗を立て、町内中の軒下に注連縄を張り渡す。

特に伝統的な見世蔵など、歴史的価値の高い建造物は、前面開放型の店舗を道路に面して建てており、注連縄が通り沿いに張り渡される風景は、祭礼の雰囲気町全体に生み出している。

神輿が休憩する場所は、猪瀬家・中村家・鈴木家等の歴史的建造物が多く、神輿が休憩し猿田彦命や宮司が庭に入る日だけ、伝統的な薬医門を開いて迎え入れる家が多い。

また、休憩と祝詞を奏上する場所は百年以上変更が無く、江戸末期から祭りに対し支援を行っている家で、この祭りの背景を知る上でも重要な場所である。

旧真壁郵便局は、郵便局として使用されていた時の所有者（特定郵便局長）は、真壁祇園祭の運営に代々大きく寄与した家であり、その家が渡御・還御の経路に当たらなかったため、ここを休憩所としていた。

現在もその習慣は続けられ、所有者が代わっても、郵便局として使用されていた時の所有者に敬意を持ち、ここで宮司が祝詞を奏上する。

歴史性の観点から価値が高く、かつ外観が景観上の特色を有するもの



祭りに参加する子どもたちとその親



歴史的建築物と注連縄

で、歴史的風致の維持及び向上のために必要な建造物である。

真壁地区の中心は、笠間藩の真壁陣屋跡（御陣屋）であり、跡地には神武天皇遙拝殿が建てられている。

神武天皇遙拝殿の入口には各町の世話人、月番の弓張提灯がずらりと掛け並べられ、各町揃いの羽織に雪駄姿で世話人が会議を行う他、月番も揃いの羽織に雪駄で会議の招集状（回章）を持って、他町の世話人の家々を訪ね歩く。

日中には地区の子供たちが集まり、夜には若衆組織が団結して、各町の山車を曳き回す。

通り沿いの家々は、山車の運行に配慮して大怪我の少ない板塀を維持し、山車の上部が引っかからないように庭木の手入れを行っている。

準備のため、1月上旬から各町揃いの羽織に雪駄姿で世話人が区域内を歩き回る姿や、4月頃から若衆が中心となって行うお囃子の音。祭り当日朝から行われる注連縄を張り巡らす作業や幟旗を設置する活動等と、普段から山車運行のために配慮され、地域住民の活動が一体となり、この祭りは続けられている。

厳かな昼間の雰囲気と対比するように、夜は喧嘩山車とも称される速度を上げ走り回る山車と、引き手の威勢の良いかけ声や、その山車の中で演奏される賑やかなお囃子、安全な山車の運行を指導するため若衆が鳴らす鐘や笛、その若衆を指導する世

話人の声、また、色鮮やかな浴衣を着た観客が一体となり、歴史的価値の高い建造物の五所駒瀧神社や、五町内と呼ばれる町屋が多くある区域が史跡真壁城跡を背景に行われることにより、近世の町の風情を感じさせる。

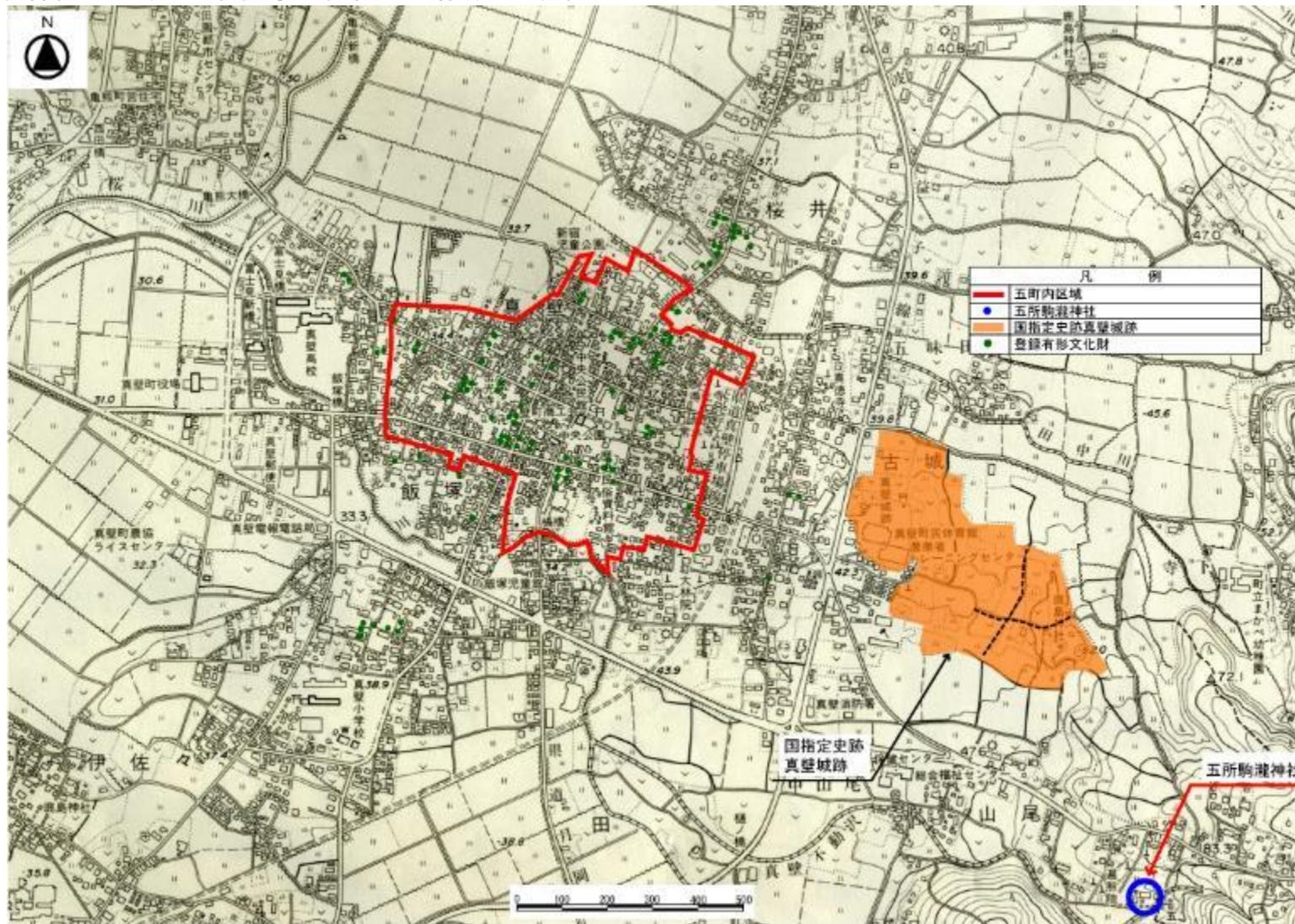


若衆曳き回し



山車運行

五所駒瀧神社と五町内（祇園祭の行われる場所）の位置



五所駒滝神社から五町内までの神輿渡御



宮司より御神酒が振舞われる



神輿出発前の整列



祝詞



当番町幹事（世話人）あいさつ

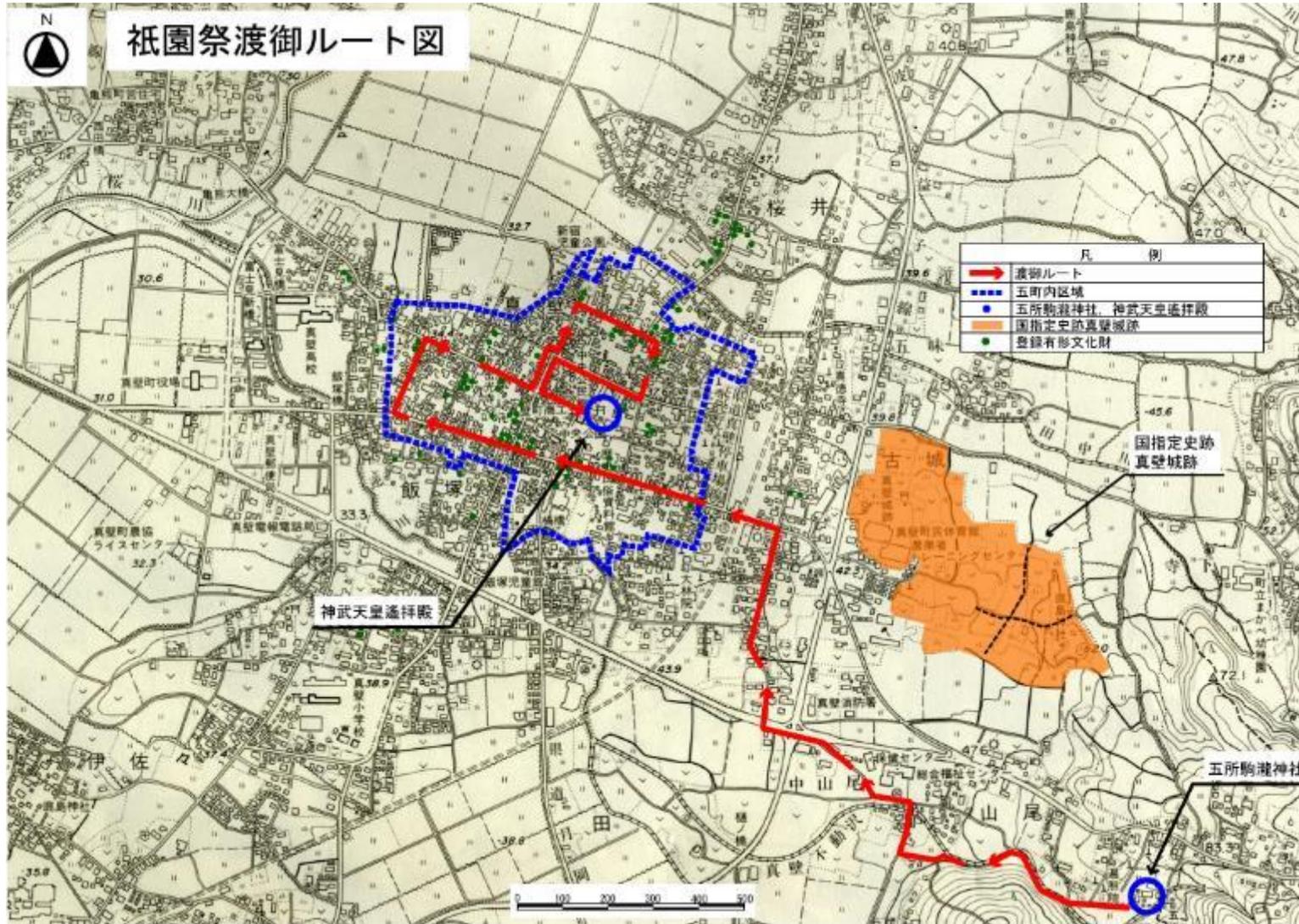


出発、当番町幹事を中心に神輿を守りながら御仮屋まで歩く



五町内までは建制順筆頭の高上町の町印高張り提灯が先導するが、五町内に入るとその地区の町印高張り提灯が先導する。（上宿町の後ろに高上町が見える）

神輿渡御の経路



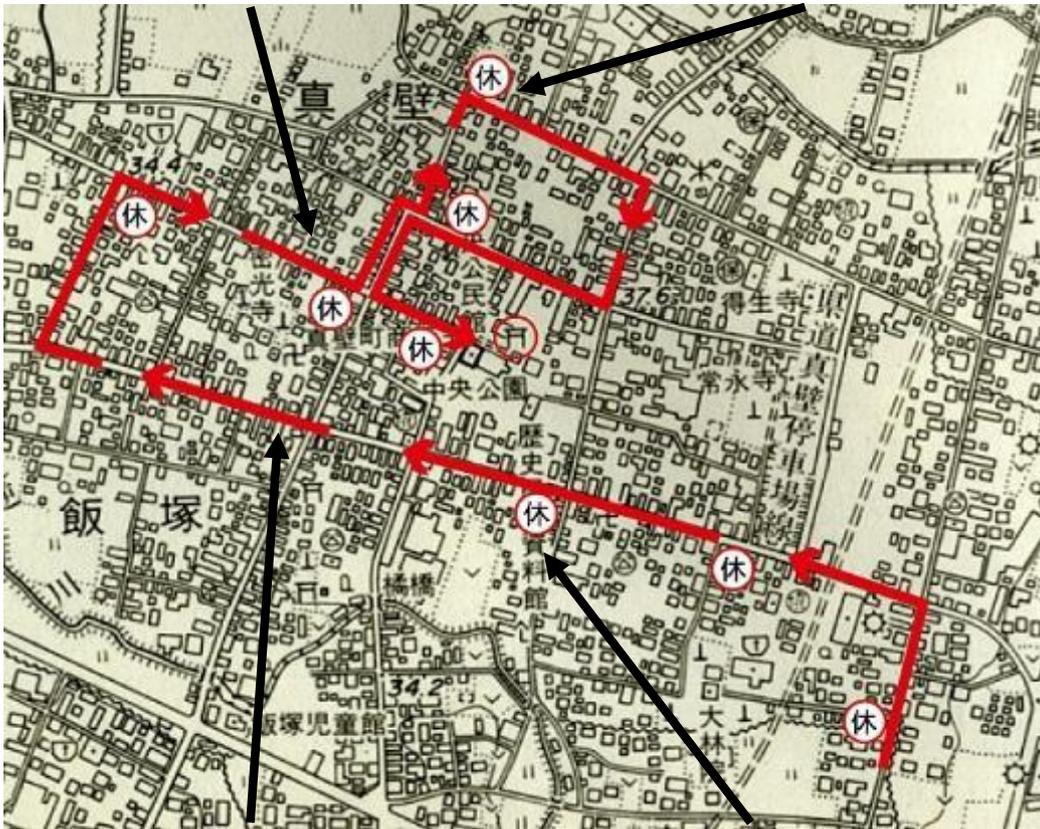
神輿渡御の経路及び写真



旧真壁郵便局前で休憩する



中村家前で休憩する

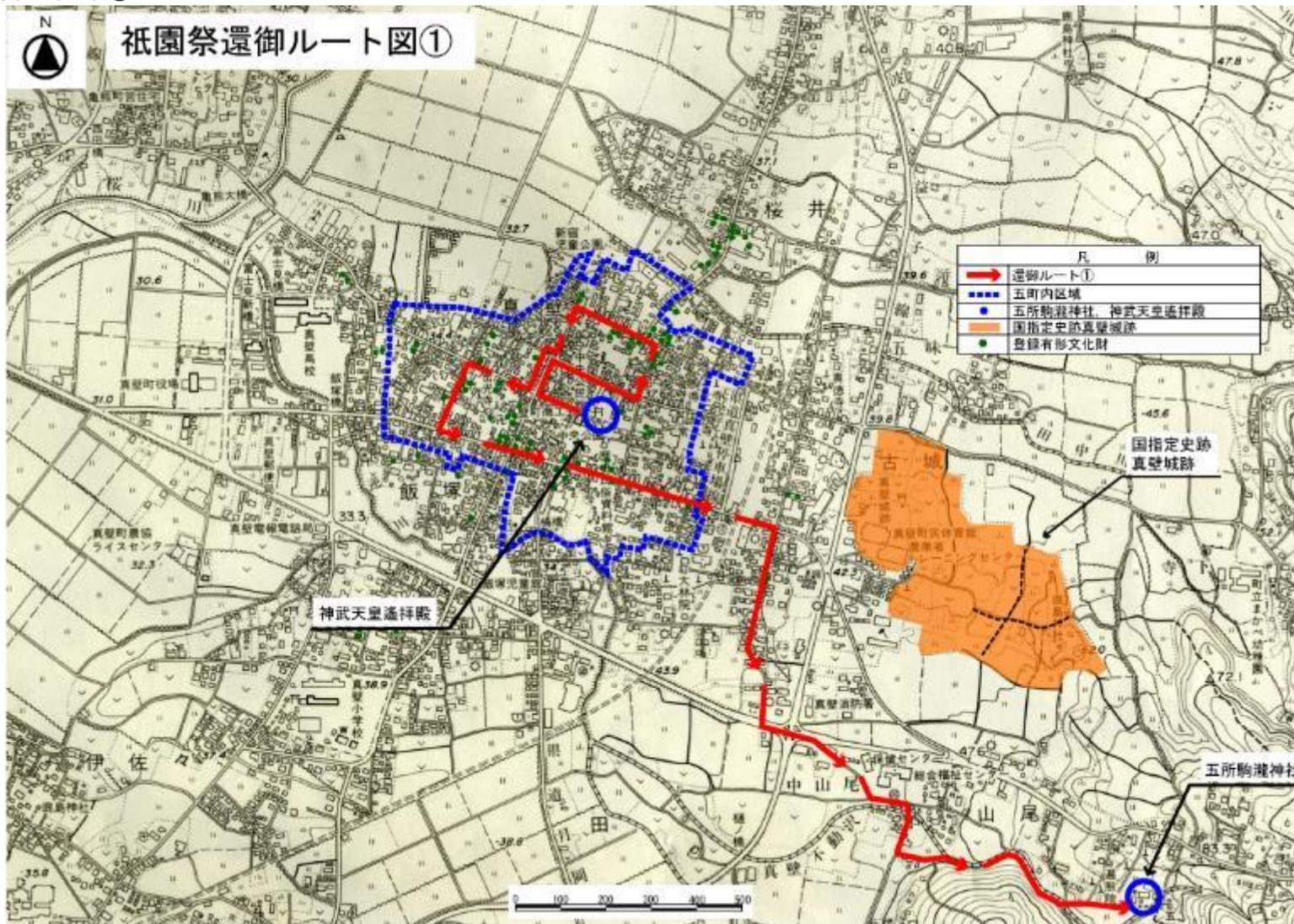


各町境での祝詞



猪瀬家前休憩所

神輿還御の経路①



神輿還御の経路（還御経路は毎年交互に使われる）

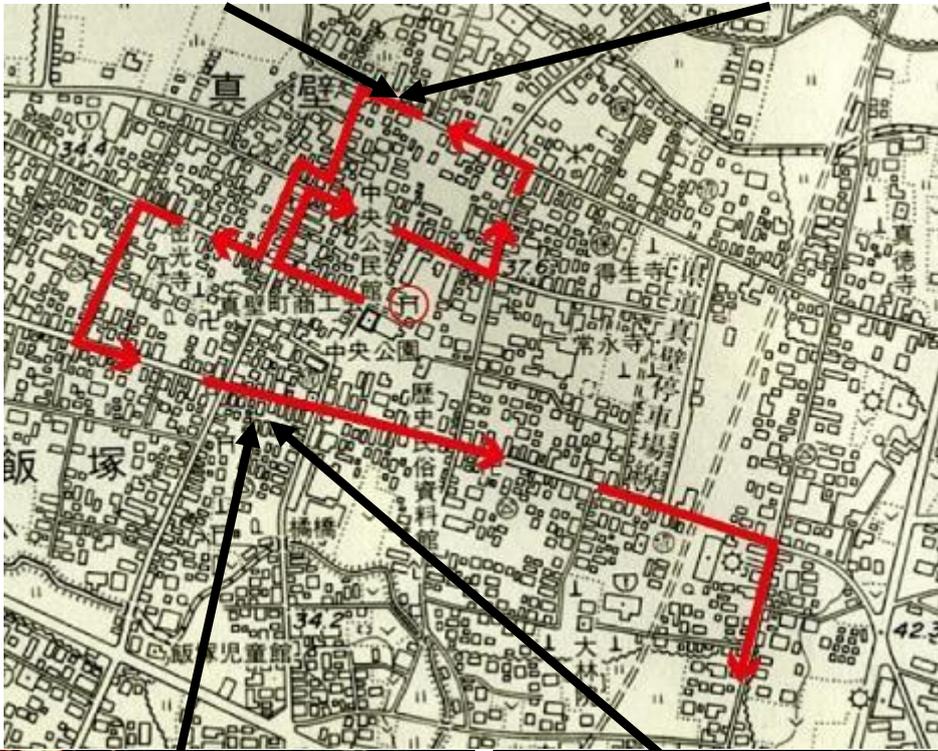
経路

①



還御の休憩（渡御の休憩場所と同じ）

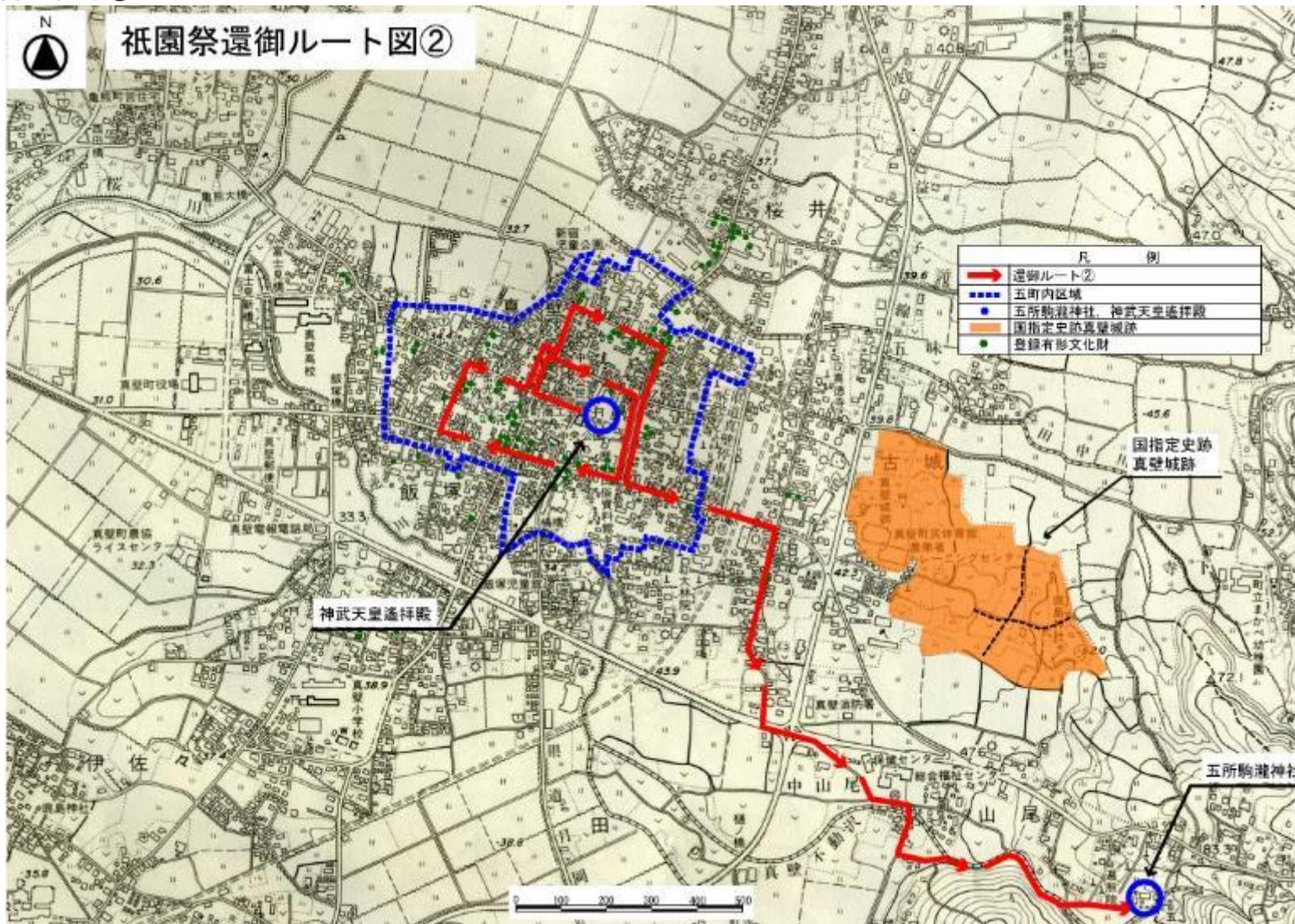
還御の祝詞



還御も町印高張り提灯が先導する

その後を宮司，引き手，神輿が続く

神輿還御の経路②



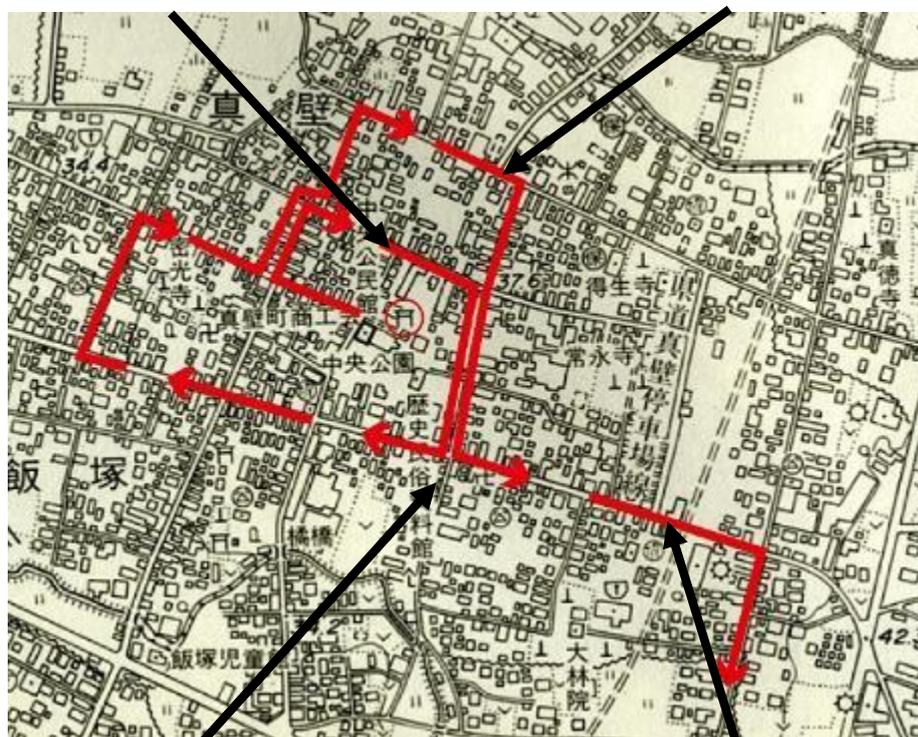
神輿還御の経路
経路②



還御を阻止するために道路をふさぐ山車



各町境で行われる還御の祝詞



還御を阻止するために道路をふさぐ山車



大字境で行われる手打ち

江戸期の絵図に現在の道路を重ねたもの



このエリアが祇園祭りに関係する場所
 ※角度や延長にやや誤差はあるが、当時の道筋や幅員と現在の道筋と幅員がほぼ一致する

ことが確認できる。

(イ) 真壁地区の商家と商い

15世紀後半から国指定史跡真壁城跡に本拠を定め、城郭としての真壁城の本格的経営を開始した真壁氏は、並行して家臣団の再編と積極的な人材登用を進めた。

なかでも、大関氏は文禄3年(1594)に「ひさいあき人役」の地位確認を受け、真壁氏の商業活動において中心的な役割を果たしていった。

真壁城の経済基盤を支えた大関氏は、江戸時代に入って真壁城が廃棄されると下宿町に本拠を構え、真壁年寄中の代表として真壁城下町の市町としての流通経済を牽引した。

真壁城跡から発掘されている、瀬戸・美濃を中心とする国産陶磁器、中国製の銅銭、中国龍泉窯産や景德鎮窯産等の白磁や青磁、染付などの舶載磁器は、中世の真壁城の盛んな流通経済を示す遺物であり、江戸時代に入っては、古伊万里等に始まる九州産磁器が数多く出土している。



国指定史跡真壁城跡の出土品
青磁(左上)、白磁(右上)、染付(下)

真壁地区の江戸期中期の商業は、上方の木綿を関東・東北地方の商人に売り捌く木綿市を中心として様々な「市」で成り立つ。

市が開かれた場所は、真壁氏の城下町であった場所で、この市の内、規模や回数が最大であったのが、真壁町真壁地区の市である。

定期市として毎月12日開かれ、季節ごとに販売するものが違っていったため、定期市は名称が付いていたものもある。

場所は、真壁地区の道路上であり、地区中心部の道路は、真壁氏支配の16世紀末から真壁城の城下町として道路の整備が始められ、浅野氏支配となった17世紀初頭に現在の道形が完成している。

江戸時代から開かれた市の場所は、町年寄が笠間藩に提出した許可書の写し図2-1のとおりであり、町内ごとに開かれ、区域全体に行きわたっている。

市は、名称のあるものとしては、1月の駒市、3月の雛市、4月の神武様、11月の大市がある。

それ以外の月にも市は立ち、販売されるものが通常売買されるものであったため、定期市として考えられていた。例えば7月1日に開かれる市は単に朔日市という呼び方をしていた。

年間で一番多く市が開かれていた記録としては、140回を超す年もあり、その市がこの地区を商業地に発展させていったと考えられている。

これらの道路は、幅員が5～6.5mあり、江戸初期の交通体系からすると、十分な道幅であった。

また、道路の起点終点の道路幅員は狭いが、市が開かれる場所だけ幅員が広いという箇所もあり、現在もそのような場所が残されている。

定期市での商いに限らず、真壁地区の中心市街地には江戸初期から家が建ち並び、それらの多くが町の成長とともに店舗として経営されていった。

多くの店舗は、創業時から時代の変遷により廃業や商いを替えているが、その当時の常設店舗は多く残されている。

現在もその当時の建造物で営業続ける三輪下駄店は、明治初期から現在まで、手作業で下駄を作り販売を続けているため、作業中は下駄を加工する音が通りまで聞こえ、鼻緒の作業になると音は止むことから、通りからその時々の作業工程を知ることができる。



三輪下駄店の鼻緒作業（店先で行われている）

かつて荒物商として設立された川島書店は、明治末期に商いを替えたが、現在

も明治期の見世蔵で、かつての商売であった荒物商の看板を掲げながら、書店業を続けている。油商であった木村家は、明治初期に特定郵便局長に就任し、自らの所有する土地に郵便局を建築するとともに代々郵便局長を勤め、店舗であった部分は生花店に貸し、現在も江戸期の見世蔵で生花店を営業している。

現在行われている市民の活動としては、1月初旬に開かれた雛市や駒市の系譜を引く、御陣屋の敷地内の道路を中心とし開かれるだるま市。同じく4月初旬に御陣屋敷地内の道路で開かれ、植木市が出る神武祭。11月に開かれた大市の系譜を引く、御陣屋前通りや高上町通りまで広い範囲で開かれる商工祭りがある。

これらの市の開かれた場所は、現在も江戸初期の幅員・道幅がそのまま残っており、十字路のずれや、通りの見通しが効かない等、江戸初期の道路の特徴がそのまま残る歴史的に価値の高い建造物である。

市が行われた場所は、図 2-2 を見ると縮小しており、これは江戸末期以降、市の形態が露店から常設店舗に変わっていったことと、自動車交通の少ない場所で集中して行われるようになったためである。

現在でも、だるま市と神武祭の店舗の営業形態は、当時の露店という方法で営業を行い、地区内で通常購入できないものが商われる。

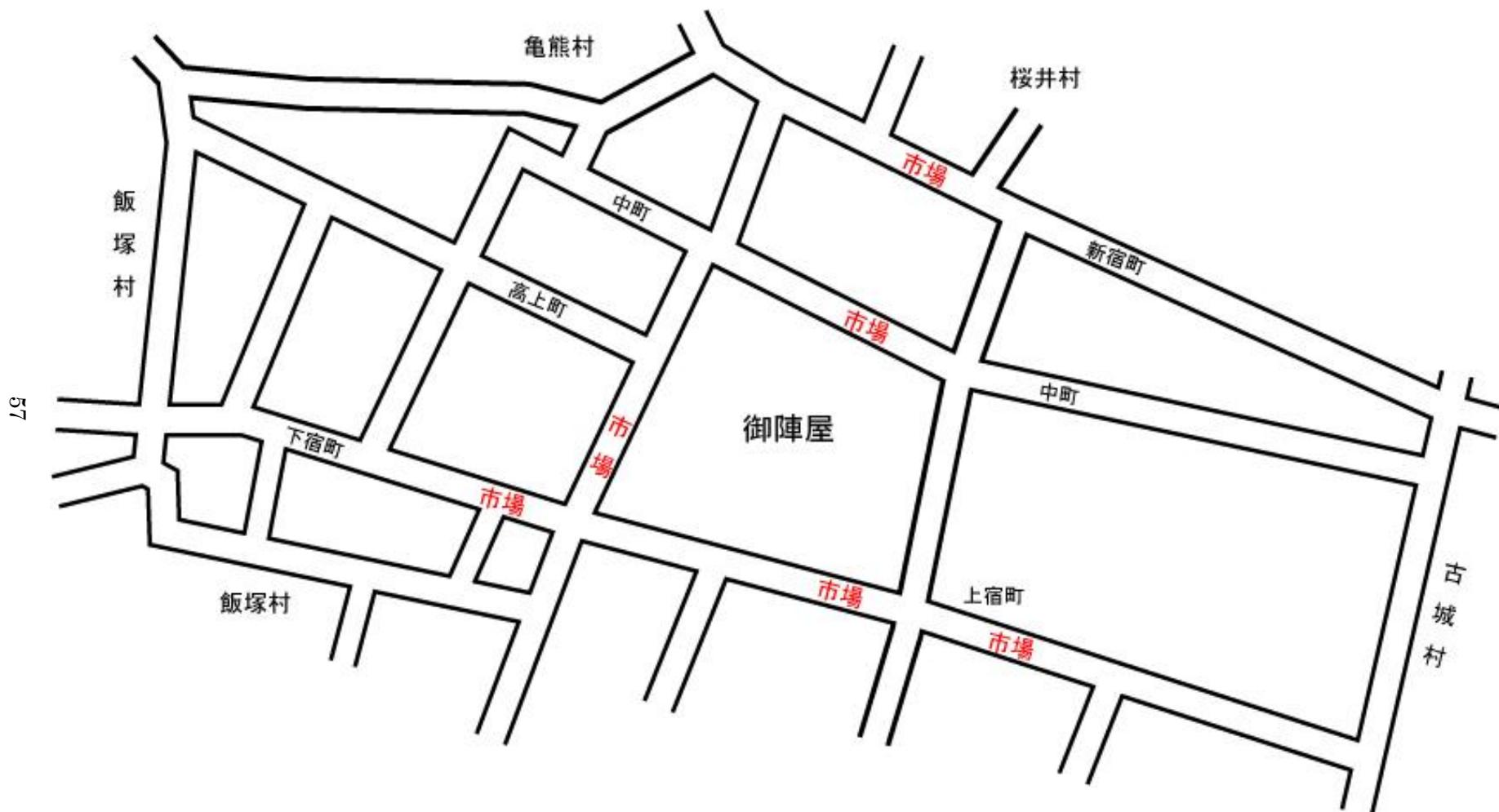
同地域の日常は、常設店舗での商いであり、店番が呼び込みなどせず、道路の方を見るように座しているところが多いため、通りを歩く人々と店番が軽く会釈を交わすような静かな雰囲気である。

それと対比するように、だるま市や神武祭・商工祭では、車両通行止めとするため、徒歩での買い物になることから、買い物客が目的とする商品を販売している場所以外の所からも売り手のかけ声がかかる。売り手のかけ声は、これらの行われている図 2-2 の場所一帯から聞こえ、買い手の値切る声、それに伴う笑い声や、冷やかす声があふれ、江戸期の市をほうふつさせる。



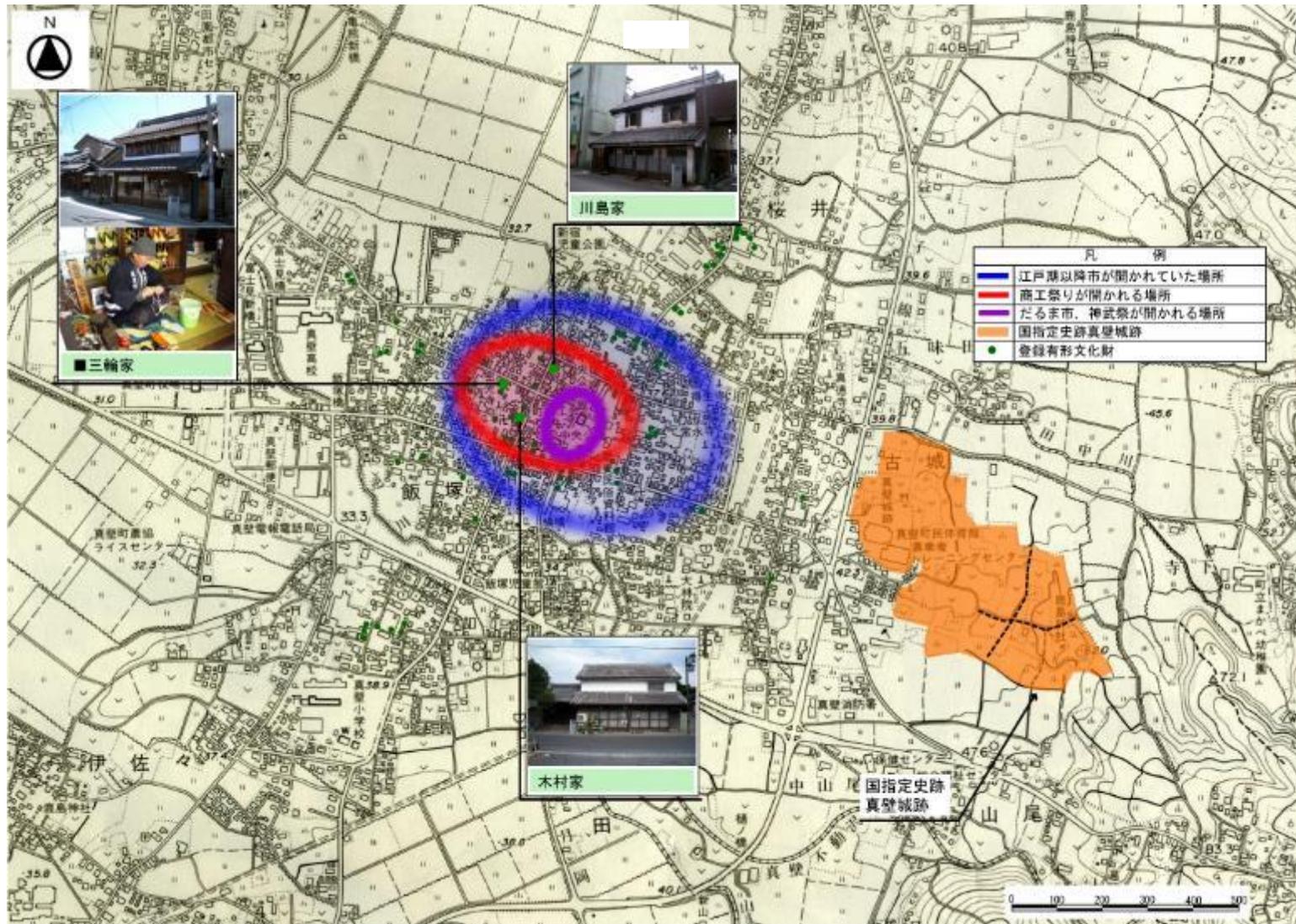
神武祭

図 2-1 許可書を写しもの



※御陣屋と明記されている場所の右半分が、中央公民館敷地

図 2-2 江戸期の市の開かれた場所と現在の場所との比較



商工祭りにおける市と市街地



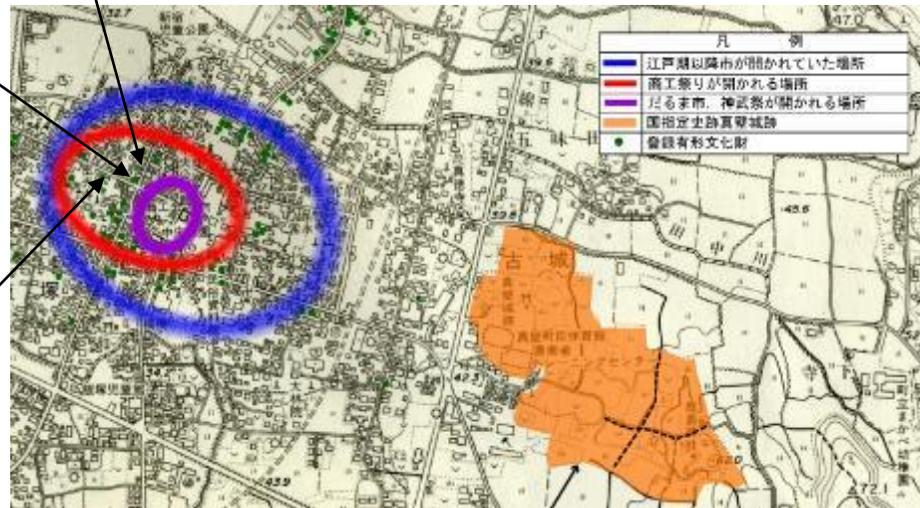
この日だけ旧真壁郵便局前で、郵便局が露店で販売を行う。



御陣屋前通り



高上町通り



江戸期の市の場所と良好な市街地の関係（その後建築された店舗型の伝統的な建築物）



木村家

川島家

中村家 (中又)

中村家 (大中)



潮田家



古橋家



塚本家



鈴木家

真壁城と主な商家の位置関係



- 凡 例
- 主な歴史的な建物
 - 大樹にしたい榎木など
 - その他、華や門など
 - 江戸時代からの古い道
 - 江戸時代以降につくられた道
 - 江戸時代にあった木戸
 - ①~④ 真壁に伝わる氏名(濃国参陣)
- 原図: 『真壁町史編纂』(江戸中期 徳川幕府時代)



※ 徳川市役所真壁支所 作成 / 『歴史的回響を紡いだまちづくり委員会』

(ウ) 伝統的な産業と町

① 古城地区の伝統的な産業

真壁城の城下町である真壁地区に、江戸中期以前から近江商人である醸造業者がこの地に住み着いている。

これは、この地域の質の高い米と、台地であるが山から一度地下に入った水が、急にこの一帯で

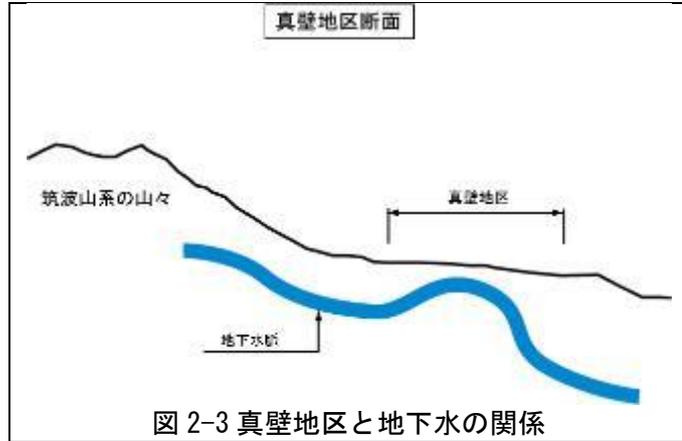


図 2-3 真壁地区と地下水の関係

浅くなるという現象により (図 2-3)、豊かな地下水が確保できるという条件が、彼らの土着した原因であると考えられる。

現在、市内では5軒で醸造業が営まれているが、古文書によると、元禄時代には旧真壁町だけで24軒の酒造業が営業しており、大正2年の日本全国商工名録によると、10軒営業されていたとの記録が残っている。

旧真壁町には、現在3軒の酒造業と1軒の醤油・味噌醸造業が営まれている。

真壁町古城地区は、地名の古城にあるように、かつてこの地は、真壁城の域内であったと考えられており、地区内には真壁城と関係する堀の遺構が残されている。

古城地区にある醤油や味噌を製造販売する鈴木醸造は、江戸期から明治初期にかけ農業を営み、明治初期以降現在まで、農業の他に自らの畑で取れた作物を使い醤油や味噌を製造し、販売を行ってきた。



鈴木醸造

鈴木醸造には、豪農の象徴である歴史的価値の高い江戸期の長屋門があり、同時期に建築された住居 (いずれも登録有形文化財) に事務所兼販売所を設け、直接販売を行い、長屋門や農家風住居から、過去は農業を生業としていたことがうかがい知れる。

鈴木醸造の醸造工程のうち、伝統を反映した活動として、明治初期の創業当時から使われている木桶を使い、そこに付いている「家付き酵母」と呼ばれる酵母菌を、大豆と小麦を使って増やし、塩水を加え、麴を作るという一連の作業がある。

これは諸味と呼ばれ、約7か月間発酵させる期間を置き、発酵が進むにつれ、諸味の甘い香りが通りに広がる。

熟成された諸味を搾ったものは生醤油と呼ばれ、これを加熱することにより発酵が止まり、通常販売されている醤油が出来上がる。

鈴木醸造の長屋門から広がる諸味の甘い香りの後、生醤油を加熱する、煎餅を焼いたような香ばしい香りが古城地区の通り一帯に広がり、この地区ならではの雰囲気醸し出している。



家付き酵母が付いた木桶

② 田地区の伝統的な産業

梵鐘製造業者の小田部鑄造は、建久年間(1190頃)に河内国から関東に向かい、梵鐘の型製造に最適な粘土と砂がこの地で発見されたため土着したとされる。

江戸期からは、真壁地区と一体となり市街地が形成されてきた。

真壁氏によって築かれた真壁城の城下町は、居住地と商業地のみであり、その住民は半農半商という生活をして、農地は田地区に多くあった。

また、田地区の主要産業である鑄物は真壁地区には無く、商いの上でも交流が必要であった。そのような関係から、田地区に古くからある家は真壁地区の寺社の檀家や氏子となる等、古くから交流があった。

この製造所の作業所と一体となった主屋は、江戸末期に建築された歴史的に価値の高い建造物で、明治前期に建築された北土蔵・南土蔵、作業工程を通りから見る事ができる明治後期の門等の価値の高い歴史的建造物もある。

寺院の梵鐘や鍋釜を鑄るのが家業であったが、江戸末期には黒船撃退のための大砲の鑄造を、昼夜兼行で行ったことも記録に残っている。

この地区は、古くから鑄物師の集団が営業していたことから鍋屋坪と呼ばれ、現在も小字や集落の名称として名前が残っている。

現在では、37代目小田部庄右衛門(襲名)によって家業が引き継



小田部鑄造

がれており、関東地方唯一の梵鐘・半鐘・天水鉢製造元になり、一部機械化が進んだが、創業当時の製法どおり、市内で産出された粘土で梵鐘の外型を製作し、先祖より伝えられた陶器で作成された押型を、粘土の外型の内側に並べ梵鐘の模様を型取っていく工程や、灰汁抜きのためにその場で燃やした藁を使用する等の工程が残されている。

この梵鐘製造業者は、勅許御鋳物師として、日本で唯一菊の紋章の使用が許されている。

梵鐘等の製造にあたっては、納めた先の風土にあった自然の緑青（青銅特有のさび）が付くために着色を一切しない「お化粧しない鐘」として全国でも数少ない鋳肌仕上げであるため、金属の配合（一子相伝）は注文があった場所や梵鐘の大きさにより決定される。

これら一連の工程の内、梵鐘づくりの中でもっとも大掛かりに行われるのが、型に銅と錫を流し込む「鋳込み」であり、この日は、納品先の寺院の住職や檀家も小田部鋳造を訪れ、読経の中、作業は続けられる。

通常、小田部鋳造の門は開放されており、作業工程を見ることができ



鋳込み

小田部家の特別な間入り、住職が読経する中、檀家が工程を見守る。

が、この時だけは門が閉じられ、読経が通りまで聞こえることから、「鋳込み」が行われていることを地域の人々は知ることができる。

また、完成時のみ試し打ちをすることから、地域の人々は定時以外に鐘の音が聞こえると、梵鐘が完成したのだと知ることができる。

こういった聴覚による効果は、歴史的空間を形作るものであり、視覚による歴史的景観に、聴覚による地域固有の音が加わると、一層この地区の歴史的空間に広がりを増し、鎌倉時代からの伝統的な工芸技術が引き継がれている、この地区ならではの雰囲気醸し出している。

なお、鋳造業の伝統的な製法については以下のとおりの工程を経る。



地元産粘土による模様型作成



素焼をして模様型を作成



素焼の模様を粘土の型に埋め込む



錫，銅を配合し型に流し込む
金属の配合は一子相伝である。



金属が冷えた後，土型から取り出す



本体から型の土を落とす

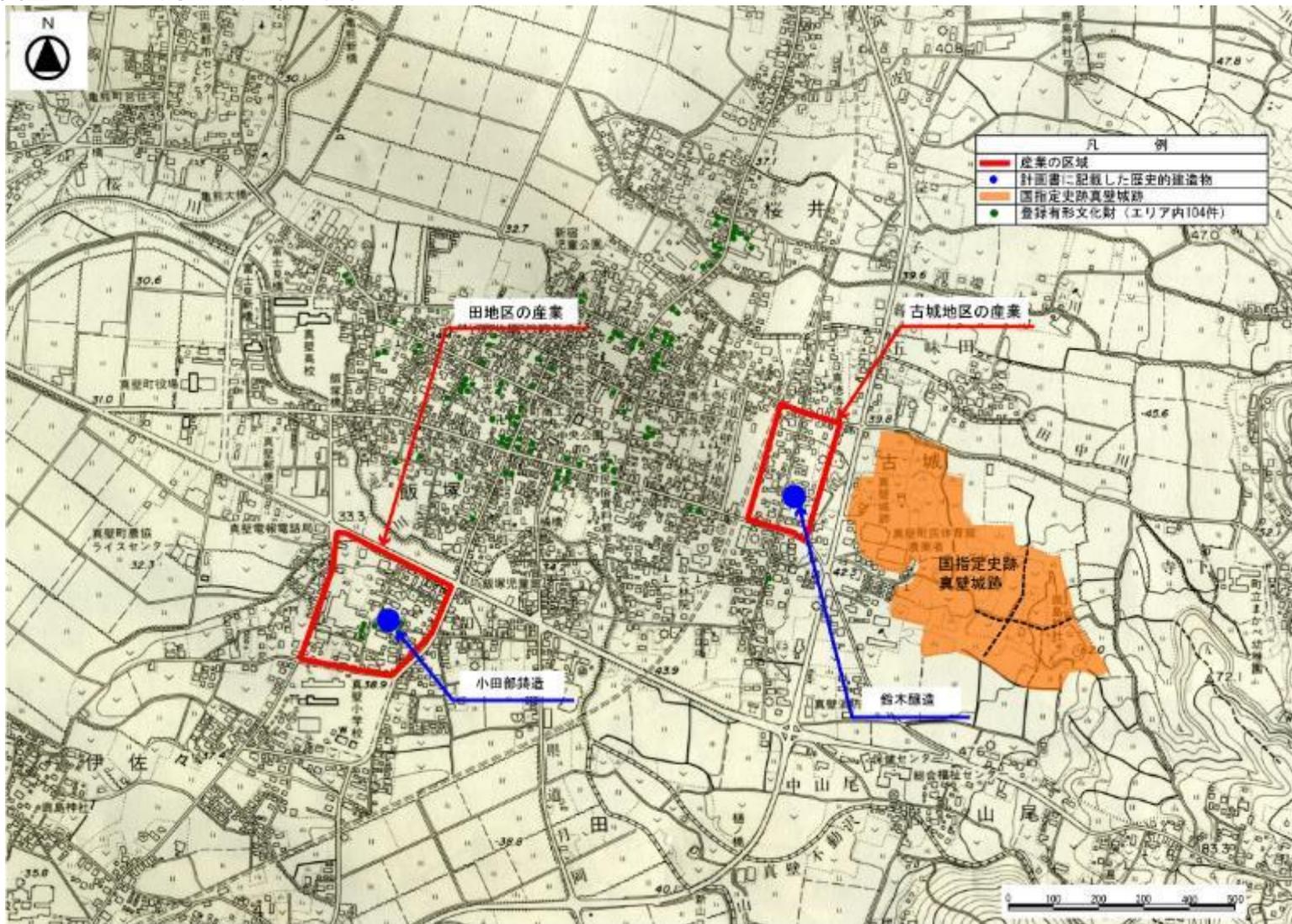


細部仕上げ



完成

真壁町真壁地区及び周辺の産業の位置



(エ) 山岳信仰と祭事

桜川市の最も特徴的な山岳信仰と行事が行われる加波山は、南に位置する足尾山と共に古来より山岳信仰の対象となっており、霊場である山中には社や祠が数多く点在し、数多くの神仏が祀られている。

また、霊石とされる巨岩や奇岩も数多い。現在信仰の中心となっているのは、日本武尊の東征の際に創建されたといわれる加波山神社である。

加波山神社の社伝では、三神(天御中主神・日の神・月の神)を祭り、社を建て加波山天中宮が創建されたと伝えられている。

その後、和歌山県の熊野山の御祭神が、加波山山頂に祀られ、新宮・本宮の二社が新たに創建された。

山内に仏教寺院が建ち神仏混交の形になり、室町期に七百余の神々を奉る霊場が設えられたと伝えられている。

神仏分離令により寺院は廃止され、明治6年(1873)天中宮・新宮・本宮の中で、加波山天中宮は加波山神社に改め、一方の新宮・本宮の二社は、加波山三枝祇神社親宮・本宮と改めている。

加波山神社には、地域住民に密接な行事が多くあり、代表的な行事に火渡り祭・きせる祭りがある。

火渡り祭は、加波山三枝祇神社で毎年冬至に行われ地域住民や氏子が厄除け、無病息災を願い火焰の中を通り抜ける行事である。

この行事の消炭は風邪の予防になると伝えられ、参拝者が行事の終了を待って持ち帰る。

加波山神社で毎年9月に行われる『きせる祭り』の起源は明らかではないが、約60kgのきせるに、その年収穫されたたばこの葉に神官が弓錐で火を起し、キセルに点火し、加波山神社拝殿から山頂のたばこ神社まで運び上げる。運び上げ戻る時間までは、参拝者に煙管煙草が回され、それを吸うことが繰り返される。

きせる祭りは、市内でたばこの契約栽培を行う農家や氏子が、収穫物の豊作や、たばこの葉の生育や葉の価格に最も影響を及ぼす降雹や降霜が無いように、祈願する行事である。



火渡り祭 (加波山三枝祇神社)



加波山三枝祇神社

先にも述べたように、加波山中には神社関係の建造物が多くあり、加波山神社関係だけでも頂上・中腹・麓に十数棟の歴史的の価値の高い建造物があり、その時々に行事に合わせ使用する場所が決まっている。

特に麓の真壁町長岡地区は、山頂の加波山神社に向かうなだらかな参道に沿い、加波山三枝祇神社本宮本殿・同拝殿・加波山神社真壁拝殿が隣接してあり、加波山の山並みを背景としたこれらの歴史的に価値の高い建造物から、時折聞こえる太鼓や鉦などの祈禱していることを感じさせる音や、登山道に並ぶ家並みや生け垣、朱色の鳥居や石で作られた鳥居、行事の時には列をなす参拝者や修験者が辻で祈禱する姿などが、今も続く山岳信仰の風情を感じさせる。



加波山神社真壁拝殿

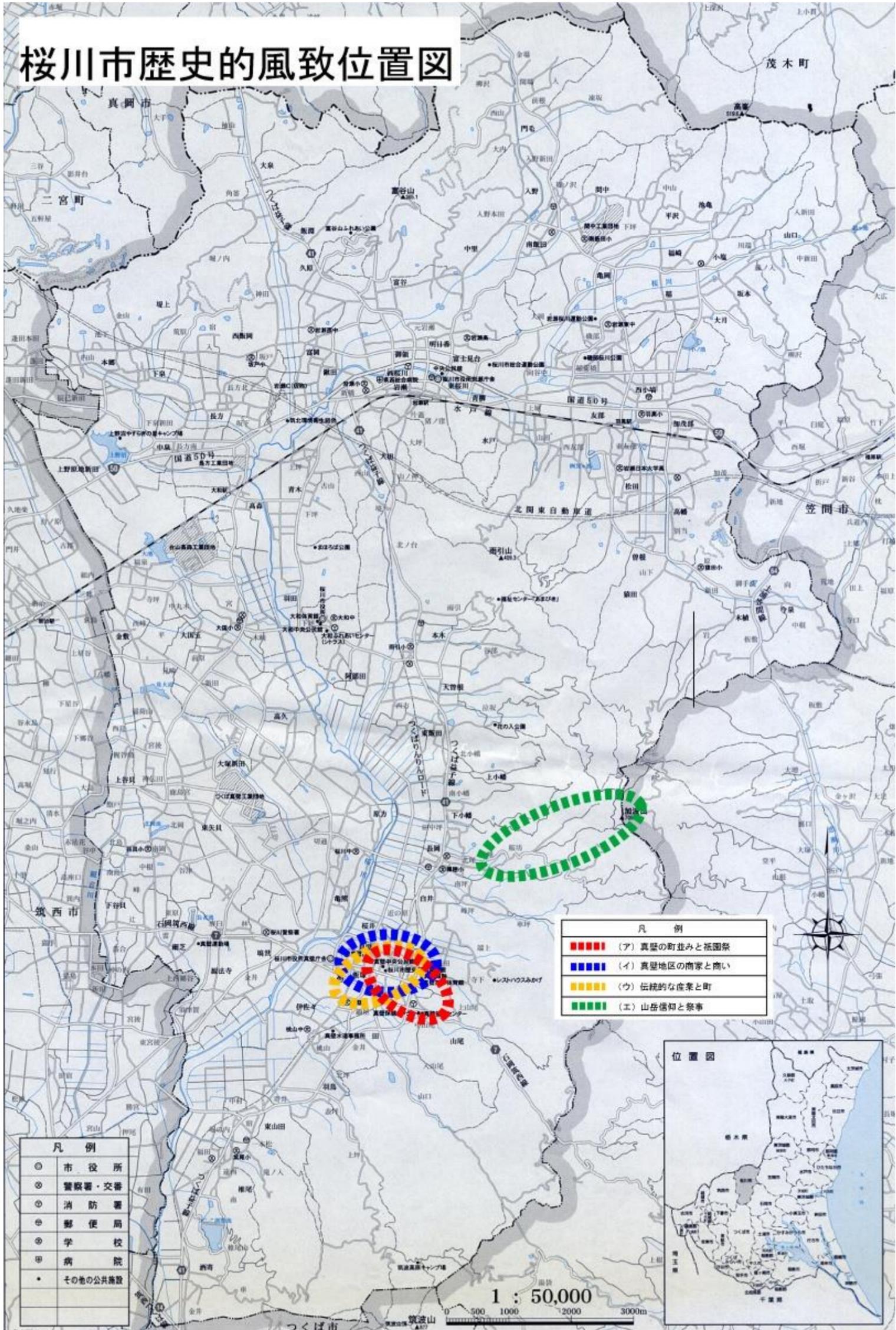


きせる祭り



山頂の神社

桜川市歴史的風致位置図



(4) 桜川市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

① 歴史的風致を示す伝統文化、歴史的建造物の保存と活用への課題

市内には数多くの歴史的建造物があり、伝統的建造物群保存対策調査区域内の建造物はすべて調査してあるが、それ以外の区域については調査時期が前後しているため、歴史的建造物の調査以降、保存されている歴史的建造物がある一方、老朽化等の理由により建て替えや取り壊しが進み、歴史的建造物の価値及び歴史的風致を構成する建造物の全ての分布が必ずしも明らかになっていない。

また、歴史的建造物で価値が明らかになっているものについても、所有者と市の間で今後の保存方策や保存のための資金確保という点等の問題により、指定の手続きが取られていない建造物が多く存在する。

歴史的風致の維持と向上を持続させる上で欠かすことのできない伝統文化等の無形の文化財については、市がふるさと文化再興事業等の事業に取り組み、一時休止して復興されたものがいくつかあるものの、継承者の不足等により休止されたものの方がはるかに多い。

休止されたものについて、その価値を明らかにする必要があるとともに、まだ価値が明らかになっていない無形の文化財についても、その価値を検証する必要がある。

桜川市の歴史的風致にあるア)真壁の町並みと祇園祭で、真壁中央公民館に隣接する神武天皇遙拝殿は、渡御から還御の間、祭り期間中の行事はすべてここで行われ、期間中は数多くの参拝者が訪れる等、祭りにとっては重要な場所である。



神武遙拝殿（右の屋根が真壁中央公民館）

昭和40年代までは、隣接する南側の中央公民館の建物が無く、駐車場となっており、参拝をする山車がそこに並び参拝できたが、現在の場所に建設されてから道路に山車が並ぶため滞留が起き、祭りの運行や観客の流れに支障を来し危険である。

② 歴史文化遺産の価値付けに関する課題

桜川市の歴史文化遺産は、地下に包蔵されているものが多い。これら

は、周知の埋蔵文化財包蔵地としているが、埋蔵文化財の踏査等による調査が必ずしも十分でないため、市内にある埋蔵文化財の全容が明らかになっていない。

また、真壁陣屋を含めた真壁城の城下町の区域は、歴史的風致のア) 真壁の町並みと祇園祭、イ) 真壁地区の商家と商い、ウ) 伝統的な産業と町と密接な関係があり、区域については絵図が残っているものの、城下の成り立ちや陣屋との関係が、古文書のみでの調査だけで必ずしも明らかになっていない。

街路遺構については、ア) 真壁の町並みと祇園祭、イ) 真壁地区の商家と商いが行われる場所であり、これまで歴史的な価値が明らかでなかったこともあり、木戸や橋のあった場所の調査等を実施してこなかった。

そのため古文書のみでの調査だけで、街路遺構の全容が明らかになっていない。

③ 歴史的風致を維持向上するために必要な諸施策・計画及び関連施設の課題

市では、歴史的風致を維持及び向上させるため、景観計画や伝統的建造物群保存地区の都市計画決定、都市計画による高度規制、市の屋外広告物条例といった諸施策・計画がまだ策定されていないものが多く、策定されていても都市計画マスタープランのように町村合併以前のものもあり、歴史的風致を維持及び向上させるための諸施策や計画の策定が不十分である。

桜川市の文化財は、月山寺や小山寺、樂法寺や桜川（サクラ）、真壁の町並み等、ある程度の群として存在し、月山寺や小山寺・桜川（サクラ）は、旧岩瀬町にあり、樂法寺は旧大和村、真壁の町並みは旧真壁町にあるといったように、市内に点在している状況である。

現在は、これらの群として存在する場所の連携が図れていないと同時に、周辺樹木の生育や、周辺に住宅地が拡大した等の周辺環境の変化により、沿道から所在さえ確認できない状態である。



また、群となっている文化財の集積された拠点地区においても、周辺に住宅地が拡大し、色彩や建築物の高さを規制しなかったため、歴史的風致や景観を損なっている建造物が多くある。

市の歴史的風致を維持向上させるための啓蒙活動として、市や市民が所有する美術品や古文書等の文化財を展示する場所や、これらを適切に保存する場所が不足しており、貴重な文化財の展示や保存が困難である。

④ 歴史的風致を維持向上させるための担い手の育成の課題

歴史的風致を形成する祭りや伝統工芸などを継承する後継者が少なく、休止や廃止されてしまった伝統文化や伝統工芸が多くある。

歴史的な裏付けのある祭りや伝統工芸については、一部復興させたものもあるが、調査が必ずしも十分でないため、そのほとんどが休止や廃止のままになっている。

また、歴史的風致を形成する祭り、伝統工芸が市内に存在したことや、こういった内容で実施されていたか知る市民は少ない。

(5) 上位・関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置づけ

①桜川市総合計画

本市では、平成19年3月に策定した第1次総合計画において「伝統と豊かな自然に恵まれた田園都市」～やすらぎのまち 桜川～を本市が目指すまちの将来像としている。

基本施策として、「豊かな心と生きがいを育む教育・文化環境づくり」があり、「市内の貴重な文化財や史跡など、その保護・保存に努めるとともに、郷土学習への取り組みや交流人口拡大のための活用を進め、伝統工芸・芸能等について、その保存および人材育成を図るとともに、学校との連携などにより、地域の子ども達が伝統を学び触れ合う機会を確保し、後世への伝承を図ります」とある。このように、歴史的風致の維持及び向上のための施策が位置づけられている。

②桜川市都市計画マスタープラン

旧岩瀬町の都市計画マスタープラン（H15）においては、歴史環境の保全として、「桜川のサクラ」「富谷観音」「月山寺」「新治廃寺跡」等について、空間的な質を高める貴重な資源であり、積極的な保全を図るとともに、郷土学習の場としての活用や、来訪者が楽しめる魅力ある周辺環境整備に努めると位置づけられている。

旧真壁町の都市計画マスタープランでは、景観形成に関わる都市計画の方針として、中心市街地の歴史的建造物の集積する地区においては、登録有形文化財制度を活用し保存・活用に努め、町並み景観を保全活用するとともに、伝統的建造物群保存地区の決定や都市計画道路の見直し、地区計画制度や各種条例の制定について検討を進めることと位置づけられている。

平成21年度より策定を計画している桜川市の都市計画マスタープランにおいても、市の文化財の拠点については、歴史的景観を活かした景観形成の方針を位置づける計画である。

(6) 桜川市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

①歴史的風致を示す伝統文化，歴史的建造物の保存と活用

歴史的風致を構成する建造物のうち，すでに文化財としての保護措置がとられているものについては，保存と活用の強化に努める。また，その他の歴史的建造物については，伝統的建造物群保存地区との調整を図りながら「歴史的風致形成建造物」の指定を積極的に行い，指定文化財のみでなく重点区域が一体となった方策を講ずる。その上で，文化財の調査を十分に行い，条件が整ったものについては，指定等の措置を講ずる。

歴史的風致の維持と向上を持続させる上で欠かすことのできない伝統芸能等の無形の文化財については，その実態を把握し，その支援を行う。

また，条件が整ったものについては，指定等の措置を講ずる。今後，歴史的風致を構成すると思われる伝統芸能等についても，地域固有の伝統芸能を復興させたものや，同様な行為についても支援を行う。

特に，歴史・伝統を反映した人々の活動の場となっている歴史的建造物については，保存修理を計画的に進め，活用が人々の活動と結びつくよう施設・設備・運営の充実を図る。

真壁中央公民館に隣接する神武天皇遙拝殿は，祭りでは重要な場所であるため，参拝をする山車のスペース等を設け，滞留等による危険性を解消する。

②新たな歴史文化遺産の発掘と調査等による価値付け

桜川市の歴史文化遺産は，地下に包蔵されているものが多い。これらは，桜川市の歴史を解明するための重要な資料であり，かつ今後，新たな発見があれば桜川市の歴史的風致の向上に大きく寄与することが期待できる。

そこで，本計画に基づく事業および市域におけるその他の事業の実施にあたっては，地下遺構の学術調査を十分に行い，歴史的風致の構成を更に明らかにする。

③歴史的風致を維持向上するために必要な諸施策・計画及び関連施設の整備

現在策定中の伝統的建造物群保存地区の決定は，計画通りこれを実行する。景観計画において，本計画の重点区域と重なる区域や，文化財の分布で群となっている箇所については，歴史的風致を意識した区域別の景観計画を策定し，区域や群ごとの周辺環境も配慮した景観の保全を図る。

特に，街路遺構については，今後，他事業工事が実施される事業であっても絵図や資料のある路線については，街路遺構の把握のため必要に応じ調査等を実施する。

歴史的風致を損なっている建造物については，景観上の改善を指導する。更に，歴史的風致の維持向上を図る観点から必要な利便施設の整備を行い，歴史的風致形成建造物及び歴史的風致維持向上施設の活用を促進する。

また，桜川市の美術品や工芸品，発掘により出土した文化財についても適正に管理し，展示する施設について，関係機関と調整を図りながら実施

する。

④歴史的風致を維持向上させるための担い手の育成

歴史的風致を形成する祭りや伝統工芸などを継承させるため、伝統文化の普及・啓発に努めるとともに、継承者の発掘に努める。

今後、歴史的風致を形成すると思われる活動についても、同様の手法をとり、更なる桜川市の魅力を向上させる。

(7) 計画実現のための方策

①歴史的風致を示す伝統文化、歴史的建造物の保存と活用

歴史的建造物については、一部の区域を除いて、その成果が経年経過により現実と合致しない区域があるため、歴史的建造物の全数を的確に把握し、調査及び過去に実施した調査の確認作業を実施する。併せて、市全体の分布をとりまとめ、群となっている箇所の確認を行い、歴史的価値の高い建造物等は、所有者の同意を得ながら、文化財の指定を行う。

地域で伝承されてきた祭礼、行事などをはじめ、歴史や風土を反映した特色ある伝統行事・伝承芸能などの調査を行い、これらを活かしたイベント等の開催により、継承母体である町内会組織等の育成、強化を図る。その上で、休止された伝統行事・伝承芸能については調査を行い、その価値を明らかにした上で、必要に応じ復興の支援を行う。

真壁中央公民館の敷地は、ア) 真壁の町並みと祇園祭で重要な神武遥拝殿が隣接しているため、歴史的風致を示す行事に支障が出ないように、その方法について検討を行う。

②新たな歴史文化遺産の発掘と調査等による価値付け

桜川市の歴史文化遺産は地下に包蔵されているものが多いため、現地踏査を含めた埋蔵文化財の調査を行い、市内にある埋蔵文化財の全容を明らかにし、重要なものについては指定の手続きを進める。

古絵図の残る街路遺構についても道路改良工事等を実施する際には、必要に応じ発掘調査を実施する。

③歴史的風致を維持向上するために必要な諸施策・計画及び関連施設の整備

歴史的風致を維持向上するために必要な諸施策・計画については、今後、速やかに景観行政団体に移行するとともに、景観行政団体に移行後は景観計画の策定を地域住民とともに協働で作成を進める。

また、都市計画マスタープランについても、合併以前の計画であるため、新たな桜川市の都市計画マスタープランを策定するとともに、本計画の歴史的風致を意識した地区別計画を検討する。

伝統的建造物群保存地区の都市計画決定及び、文化財が群となっている区域については、必要に応じ景観計画の特別区域の計画の検討を進める。

その後、都市計画においては高度地区の検討を進めるとともに、景観計画策定後に、市独自の屋外広告物条例の策定を進める。

これらの施策や計画については、地域住民の参画が必要であるため、まちづくり団体等と連携を強化し、協働体制で計画が遂行できるよう体制の確立を図るとともに、より多くの市民が参加できるよう企画課市民協働推進室との連携を図ることとする。

文化財が群となっている場所については、市ホームページや広報・市のイベントで周知するとともに、所有者や管理者に対し市民協働推進室の団体登録を働きかけ、各拠点の連携強化を図る。また、周辺環境の変化によ

り、所在を確認することが難しい文化財群については、文化財群となっていることの案内板の設置等により、群として意識できるよう関係機関と協議し案内板等の設置を進め、文化財群となっていることの意識付けを講じる。

文化財が集積された拠点地区周辺の、歴史的風致や景観を損なっている建造物については、景観計画等の策定等により、その対策を進める。

文化財を適切に保管し、展示する施設を関係機関との協議のもと検討し、市の歴史的風致を維持向上させる啓蒙活動の拠点として活用を図る。

④歴史的風致を維持向上させるための担い手の育成

桜川市の地場産業である石材業や鋳造業、醸造業等の振興を図るため、関係機関と連携し、出張PR等製品の知名度向上を図る手法を検討し、後継者の育成に努める。

歴史的裏付けがある祭りや伝統工芸については、これらの実態や背景を調査し明らかにし、桜川市全体の歴史や文化について知る機会が少ないため、桜川市全体の歴史の講習会や、市内全域に広がる文化財等の講習会を実施する。

(8) 実施主体

①桜川市の役割

桜川市の歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史的風致に資する建造物等の保存修理・復原整備や、継承の市民と協働によるまちづくり景観保存など歴史的風致を維持及び向上させる市民活動に対する支援等を実施する。

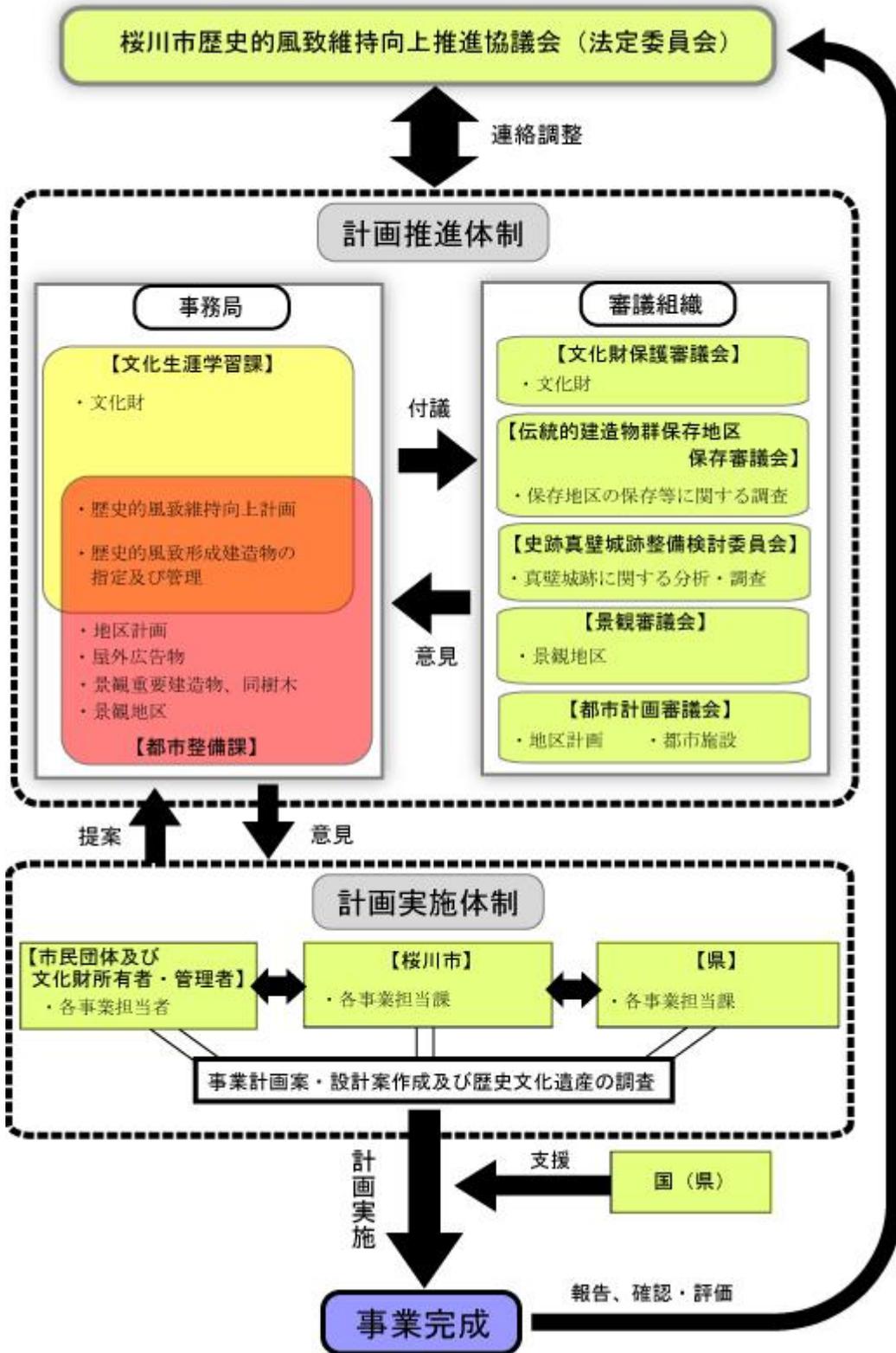
また、市内で実施されている歴史的風致を維持及び向上させる事業に関しては、庁内組織での連携もさることながら、有識者や市民を交えた会議とも調整を図り、連携を持ちながら事業を実施する。また、関係する各種計画等を確実に実施する。

②文化財等の所有者、管理者等及び市民の役割

歴史的風致の維持及び向上に関して、文化財等の所有者又は管理者等は、自らが所有する文化財等が、本市の歴史的風致を構成する重要な要因であることを認識し、その適切な保存及び管理並びに維持に努めるとともに、意識啓発のため一般公開等の積極的な活用が求められる。

また、市民自らがNPOや歴史的風致の維持及び向上を図る各種団体が実施する様々な活動に積極的かつ主体的に参加するとともに、本市の歴史的風致を理解し、その維持及び向上のための施策展開への理解、協力が求められる。

③実施役割フロー



3 重点区域の位置及び区域

(1) 重点区域の考え方

重点区域とは、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域である。

このため、重点区域は、国指定文化財及びその他文化財などの歴史的建造物が一体となり、市街地が形成されている地域で、かつ、そうした町並みの形成に深く関わる歴史的・伝統的な人々の活動が引き継がれている地域を基本として設定する。

なお重点区域は、「歴史まちづくり法」に基づいて、区域内に重要文化財建造物等の用に供される土地、又は、重要伝統的建造物群保存地区内の土地軒域及びその周辺の土地の区域である必要がある。

① 文化財の分布状況

桜川市の文化財の分布状況は、別添資料1及び2のとおりであり、それらは別添図1及び2のと通りの分布を示している。

これらの中で、集積を見る区域は、彫刻や工芸品を含めた重要文化財が分布する区域とほぼ一致する。その中で、最も文化財の集積を見るのは、真壁城跡と一体となって形成された城下町周辺である。

また、町並みの形成に深く関わる歴史的・伝統的な人々の活動については、歴史的風致の(ア)からウ)が、真壁城と一体となって形成された城下町周辺で行われおり、エ)については、加波山神社周辺となっている。

② 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取り組み

桜川市では、歴史的風致の維持及び向上のための取り組みを、次のような区域で実施してきた。

- ・真壁城跡整備事業
- ・伝統的建造物群保存対策調査（真壁城下）
- ・文化財を守るための防火施設の整備（真壁城下）
- ・真壁城と真壁城下の歴史的建造物を活かしたまちづくりの推進
- ・ふるさと文化再興事業への取り組み（旧真壁町区域）
- ・伝統芸能や伝統的な祭りへの支援（市内全域）

③ 現在行われているか、今後計画されている景観形成に関する計画

- ・都市計画（市内全域、真壁地区においては高度地区の導入を検討）
- ・景観計画（市内全域、真壁城跡と真壁城下については別途作成）
- ・屋外広告物の規制（市内全域）

(2) 重点区域の根拠

① 重点区域の位置

桜川市の伝統文化と伝統産業は、真壁城と一体となった城下町に多く分布している。この城下町は、中世末期に真壁城の城下町として形成され、その当時の街路遺構や堀・自然の水路等で囲まれた区域が残る等、中世末期から江戸初期の町割りが残る区域である。

また、その城下町は、江戸中期からは商業が盛んになり、関西産の繰綿を東北方面に送り出す「綿の道」の重要な流通拠点となる等、茨城県西部の商業の拠点として栄えてきた地域である。

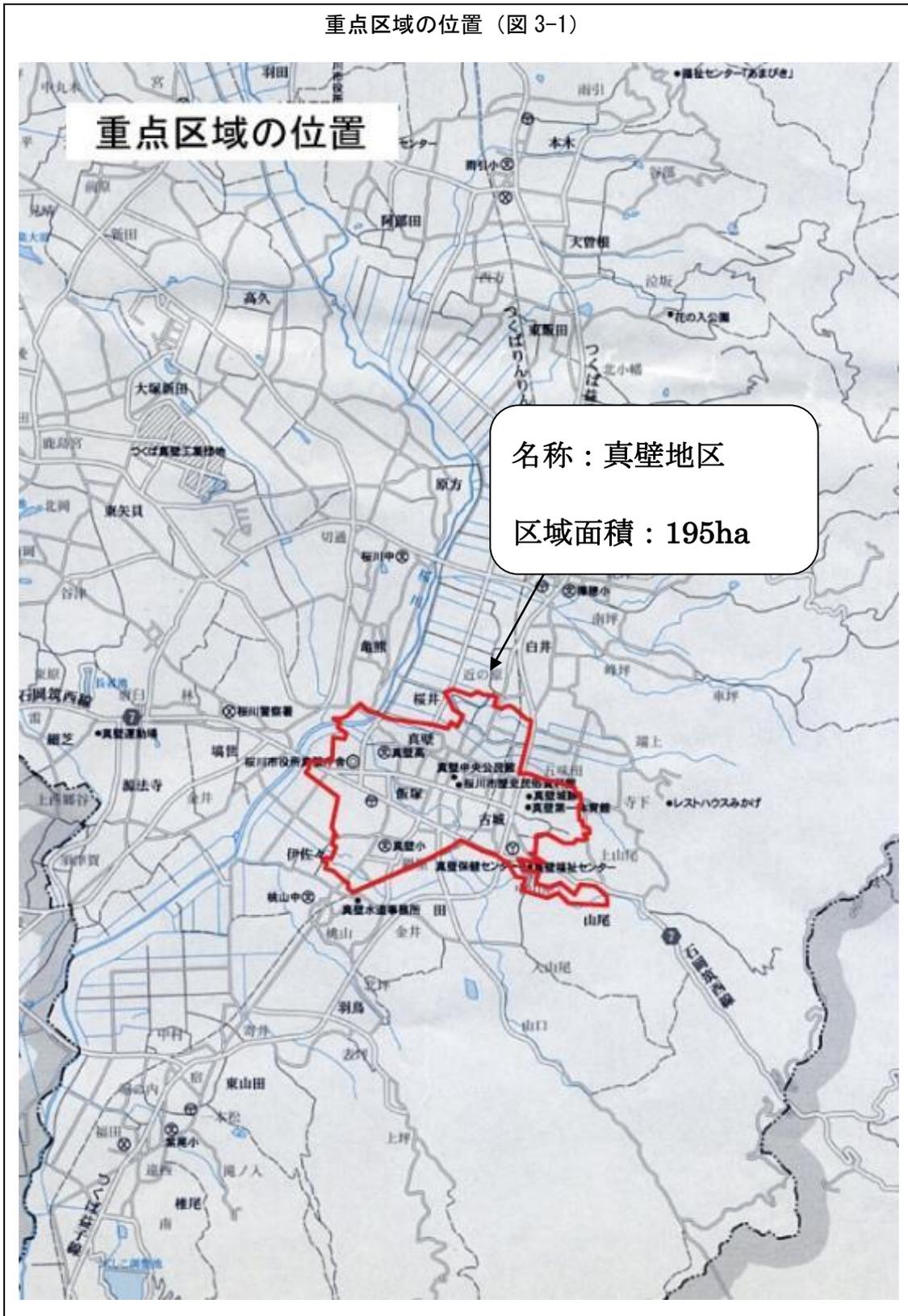
このような歴史的背景のもと、真壁氏の氏神である五所駒瀧神社の祇園祭がこの城下で行われるとともに、かつての商業の形態を成す「市」やその後、常設店舗として建築された見世蔵や土蔵等が多く残り、真壁氏がこの地を治めていた時代から行われきた、関東で唯一の伝統的な産業の梵鐘製造業が残る等、地域の歴史的風致が色濃く展開する区域を対象として設定する。

真壁城および真壁城と一体となった城下町周辺には、国指定史跡の「真壁城跡」他、県指定史跡の「真壁家累代の墓地及び墓碑群」、市指定有形文化財の「五所駒瀧神社本殿」といった真壁氏に関する文化財が残っている。

さらに、城下町を形成した区域には、中世末期から江戸期にかけ完成した町割りに、潮田家見世蔵といった江戸期以降、商業の拠点となったことを示す登録有形文化財を含めた伝統的な建造物が300棟以上残る等、城下町を示す文化財が数多く残っている。

また、同区域ではこれまで「真壁城跡整備事業」「伝統的建造物群保存対策調査」「真壁城と真壁城下の歴史的建造物を活かしたまちづくり」「ふるさと文化再興事業への取り組み」「伝統芸能や伝統的な祭りへの支援」を行ってきた区域であり、今後、都市計画で高度地区の導入を検討する区域と、景観計画で別途計画を作成する予定の区域、屋外広告物の規制を今後別途作成する予定の区域と一致するため、重点区域(図3-1)として設定する。

重点区域の位置（図 3-1）



② 重点区域の範囲の根拠

重点区域の区域については、真壁城とその城下町として形成された地域（図 3-2）とする。

この区域は、(1)重点区域の考え方にある①文化財の分布状況，②歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組み，並びに③の現在行われているか，今後計画されている景観形成に関する計画（図 3-7）について，この区域に含まれている。

また，真壁城跡とその城下町として形成された地域にある歴史的風致のある区域（図 3-3）並びに，指定・登録有形文化財及び指定や登録のされていない文化財の分布（図 3-4），市の文化財でも記載した真壁城と一体となった城下町周辺の水路や自然の河川で囲んだ区域（図 3-5），慶長末期にまでに整備され，幅員や道筋の改変の無い街路遺構図（3-6）が含まれている。

このうち図 3-5 の真壁城と一体となった城下町周辺の水路や自然の河川で囲んだ区域のうち，緑色に着色されている区域については，土地改良事業等が行われているため歴史的風致になじまずこれを除外し，水色に着色した水路については，道路改良工事によって新たに作られたU字溝となっている水路であるため，歴史的風致になじまずこれを除外した。

並びに，図 3-7 の景観計画を策定する区域については，今の原水路以北は，新興住宅地となっているため，歴史的風致になじまずこれを除外した。

图 3-2 重点区域

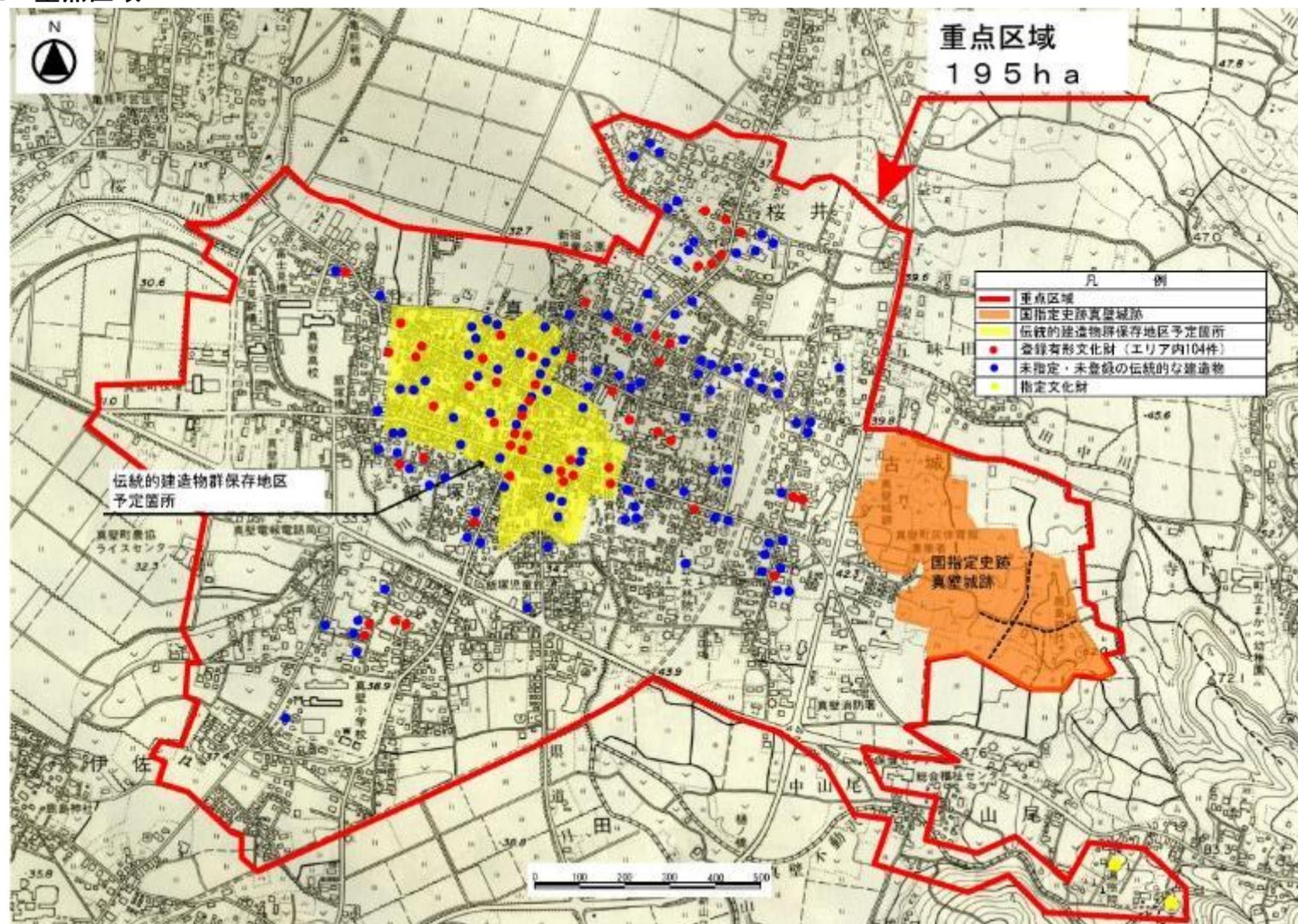


図 3-3 真壁城跡とその城下町として形成された地域にある歴史的風致のある区域

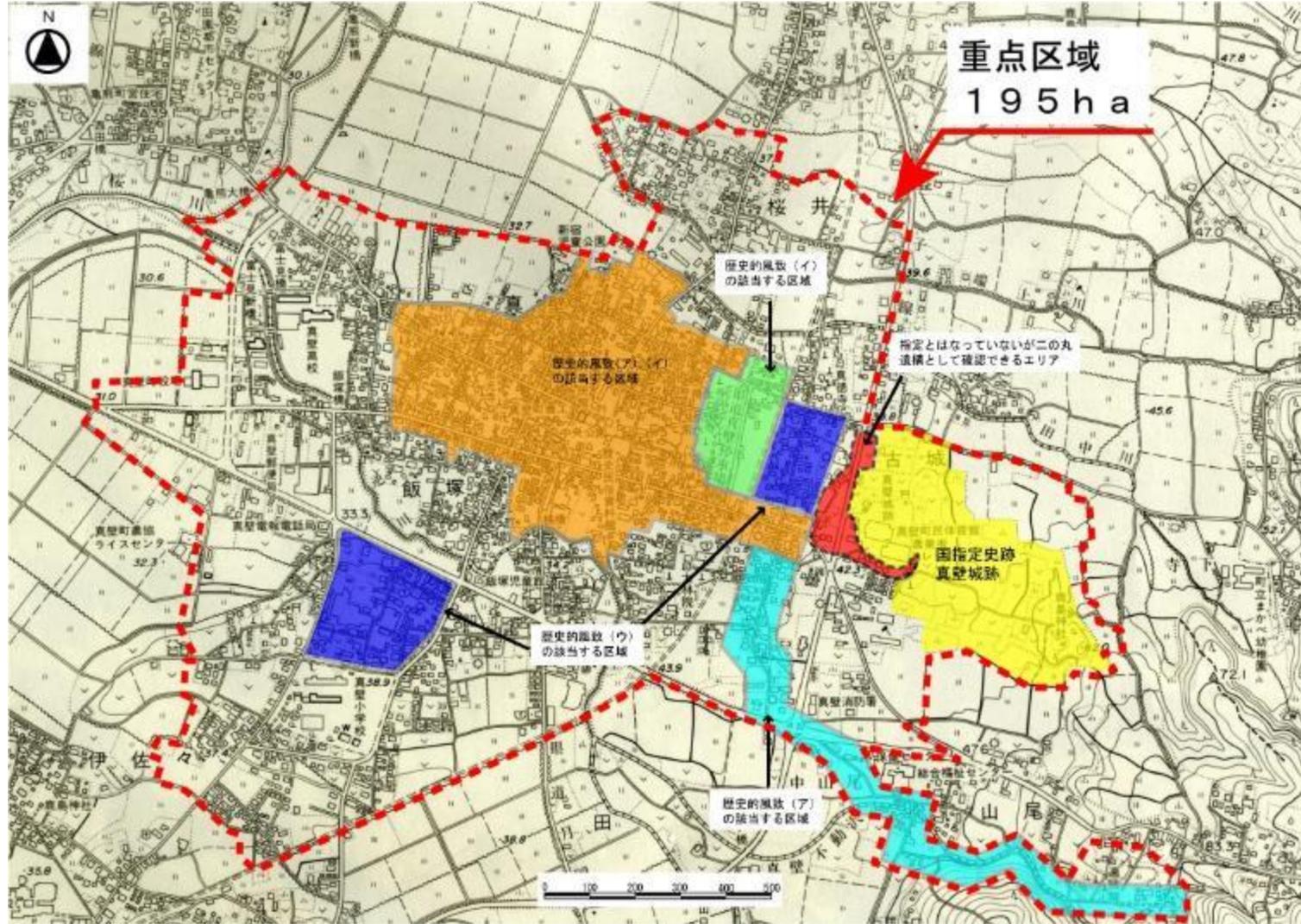


図 3-4 指定・登録有形文化財及び指定や登録のされていない文化財の分布

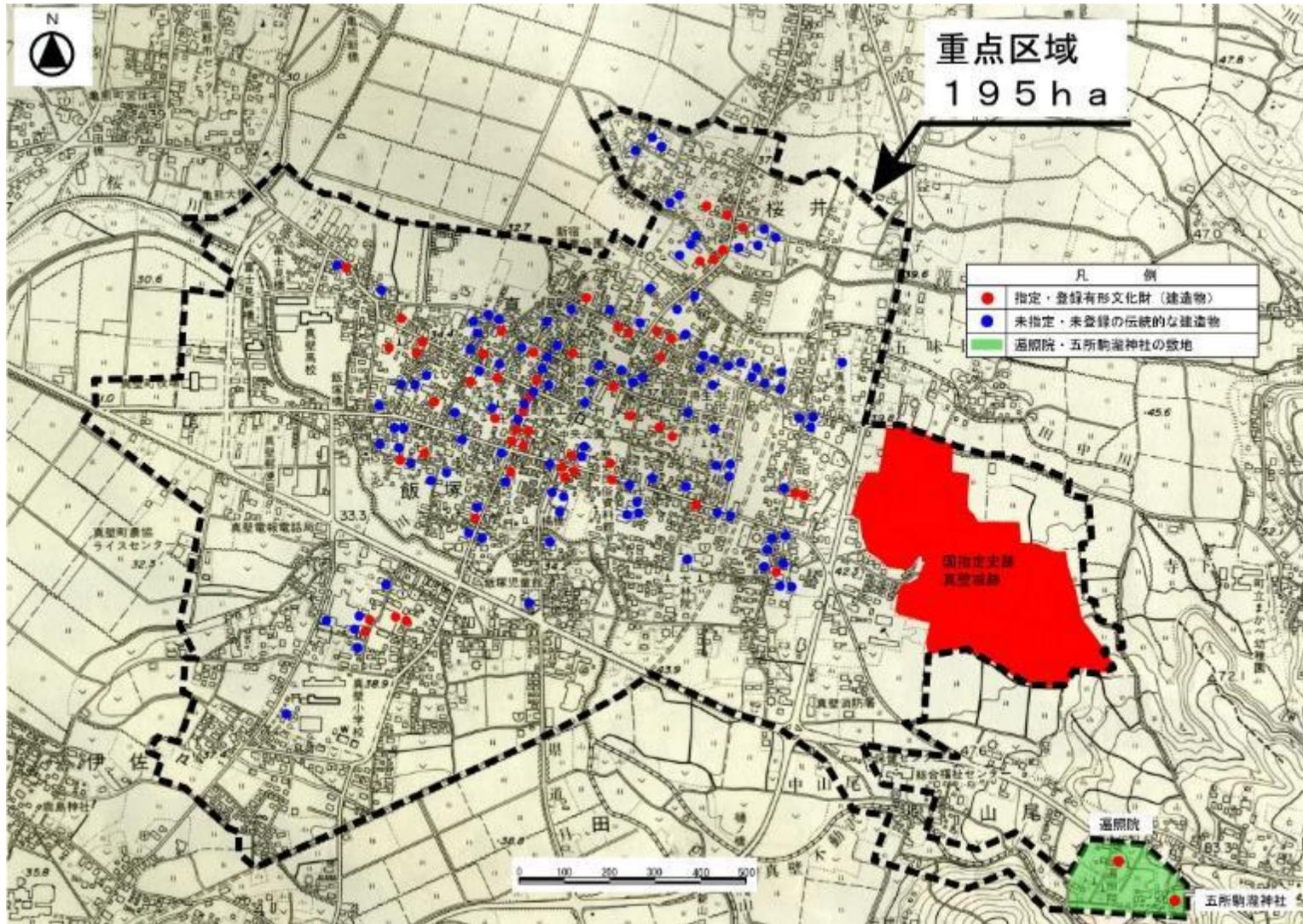


図 3-5 水路や河川の状況

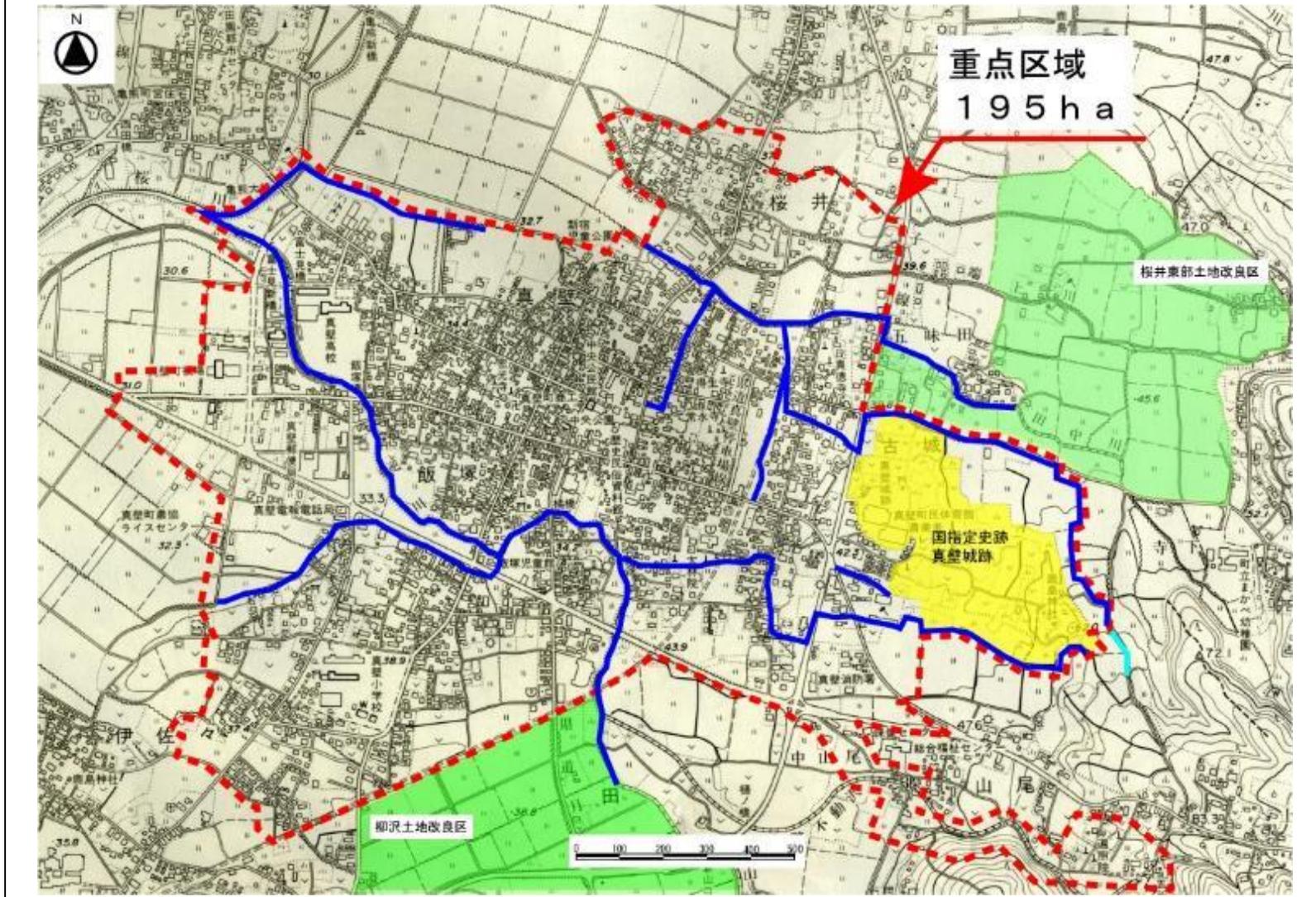


図 3-6 街路遺構が残る区域

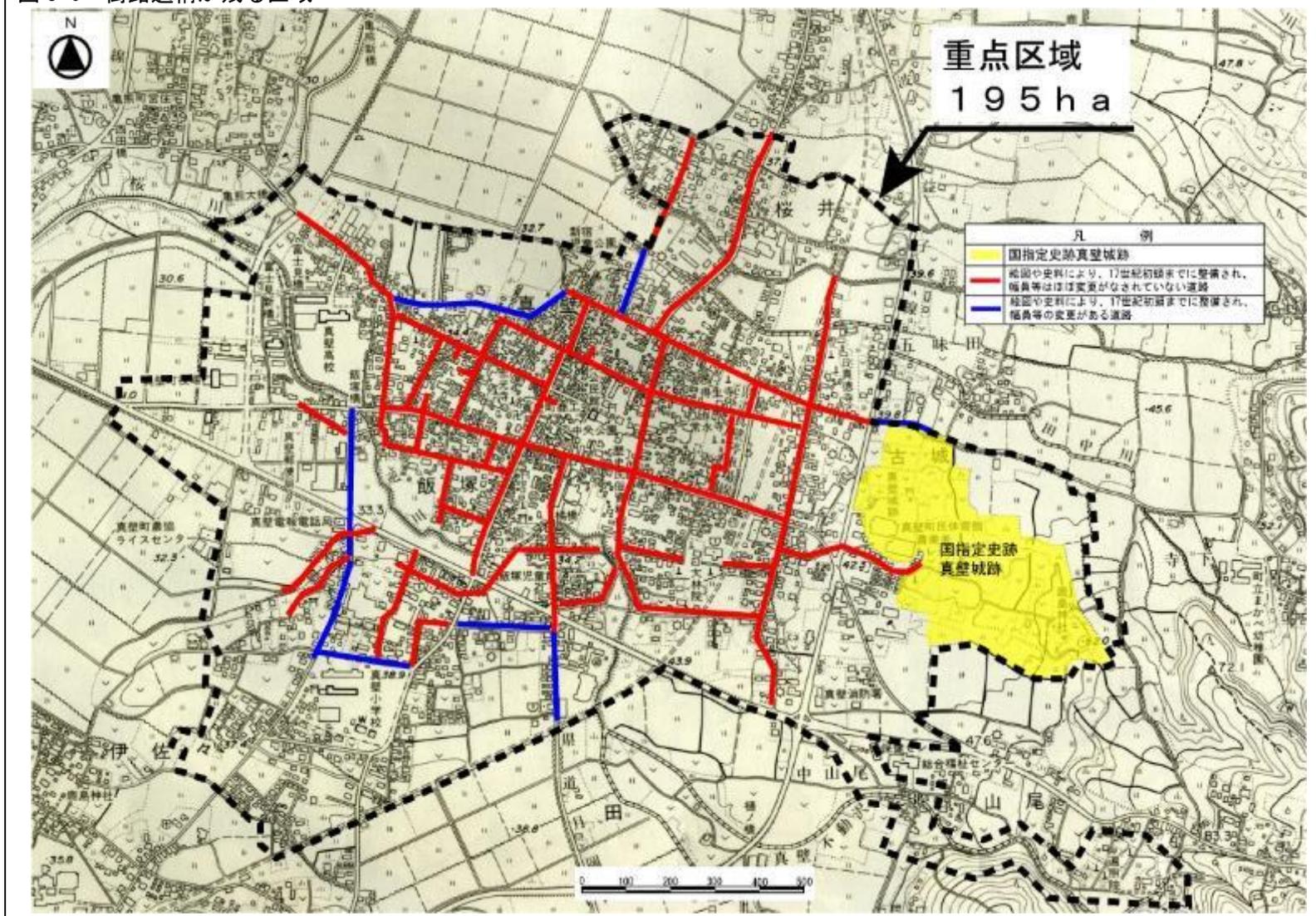
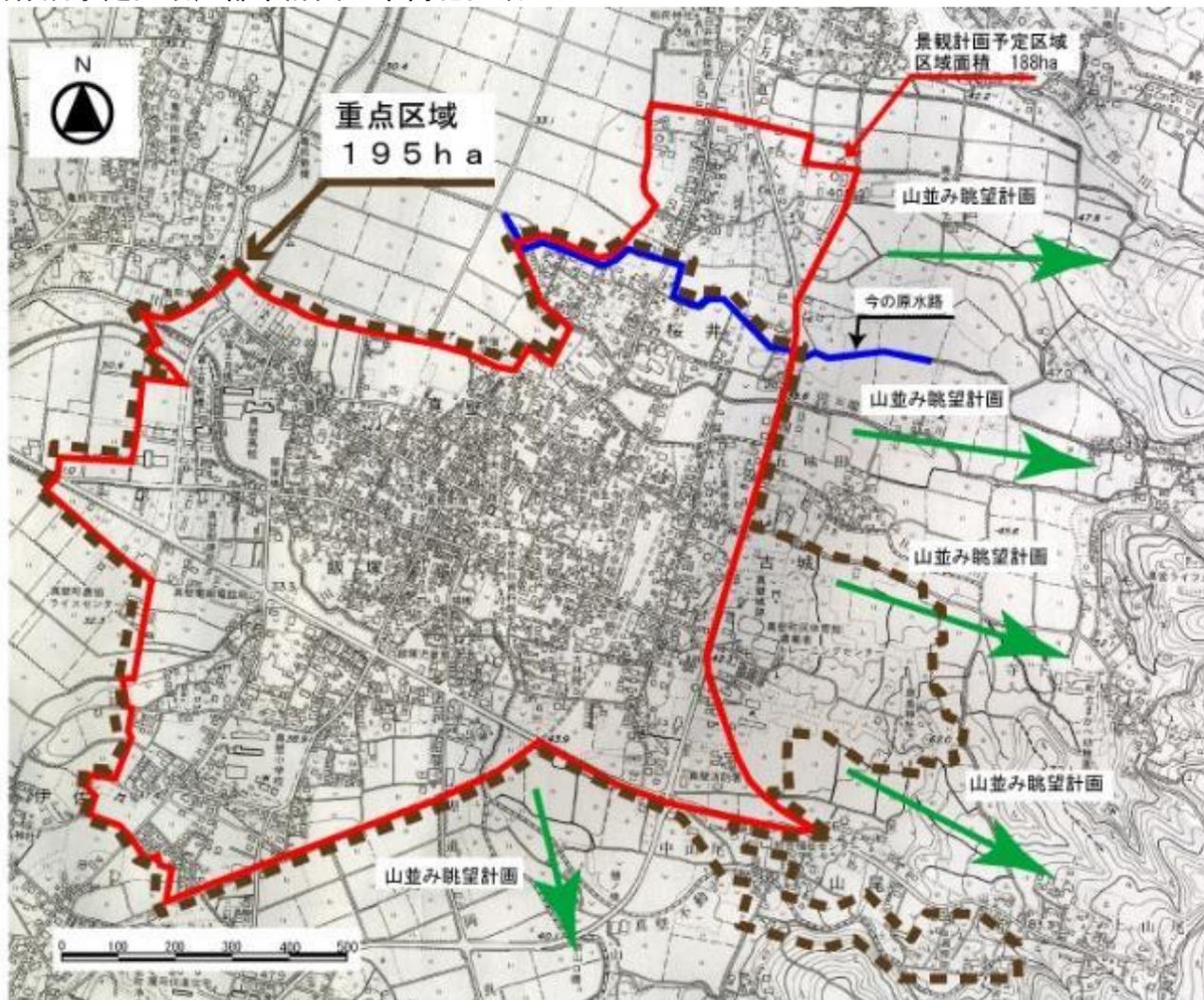


図 3-7 景観計画作成予定区域，都市計画の市街化区域



(3) 桜川市における効果

重点区域は、桜川市の南部に位置し、筑波山山系の山々と一体となった区域であり、この区域で歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することにより、区域内の歴史的建造物や歴史的な町並みの一層の保存・活用が図られる。

また、区域全体を景観計画の特別区域として、これとは別に市の景観計画を策定する予定であり、その中で図 3-6 のように山並み眺望も併せて計画する予定であることから、周辺環境も含めた景観形成が期待される。

この区域では、歴史的景観を活かした観光・交流イベント等、市内全域の市民が参加する長期間の催しが数多く開催されている。このような催しを通じ、市民全体にこの地域から情報発信をすることにより、区域住民のみならず、参加した市民や来訪者に歴史的資産や文化的資産の理解が深まるよう育成していく。

今後、この区域内に市の文化財保管・展示する施設の整備を計画することにより、市民や来訪者に市の文化財の保存・活用し、まちづくり意識の啓発を促すことをはじめ、これらを一体的に紹介することにより、市内の文化財拠点を市民が改めて知る機会ともなり、来訪者へも文化財拠点の回遊性を高める等の効果が生まれ、区域外の交流人口の拡大にもつながるものと期待される。

このようなことから、その周辺環境の整備が進められ、桜川市全体の個性や魅力が向上し、桜川市の歴史や伝統が広く市民に再認識されるとともに、生活にとけこんでいくものとなる。

また、伝統祭事や伝統的産業の個性や魅力を高めるための環境整備の進展や活動機会の増大を通じた活性化も期待され、市域におけるそれらの保存・継承・発展が大いに期待される。

これらのことは、桜川市全体の個性と魅力を高める上で重要な施策の一つでもあり、市全体の交流人口の増大はもちろん、市の歴史的風致を活かしたまちづくりを大きく進展させることができる。

(4) 良好な景観の形成に関する施策との連携

① 都市計画の活用

本市は、全域を都市計画区域に指定しており、茨城県は複数の都市計画区域に分かれている1つである「下館・結城都市計画区域」に含まれている。

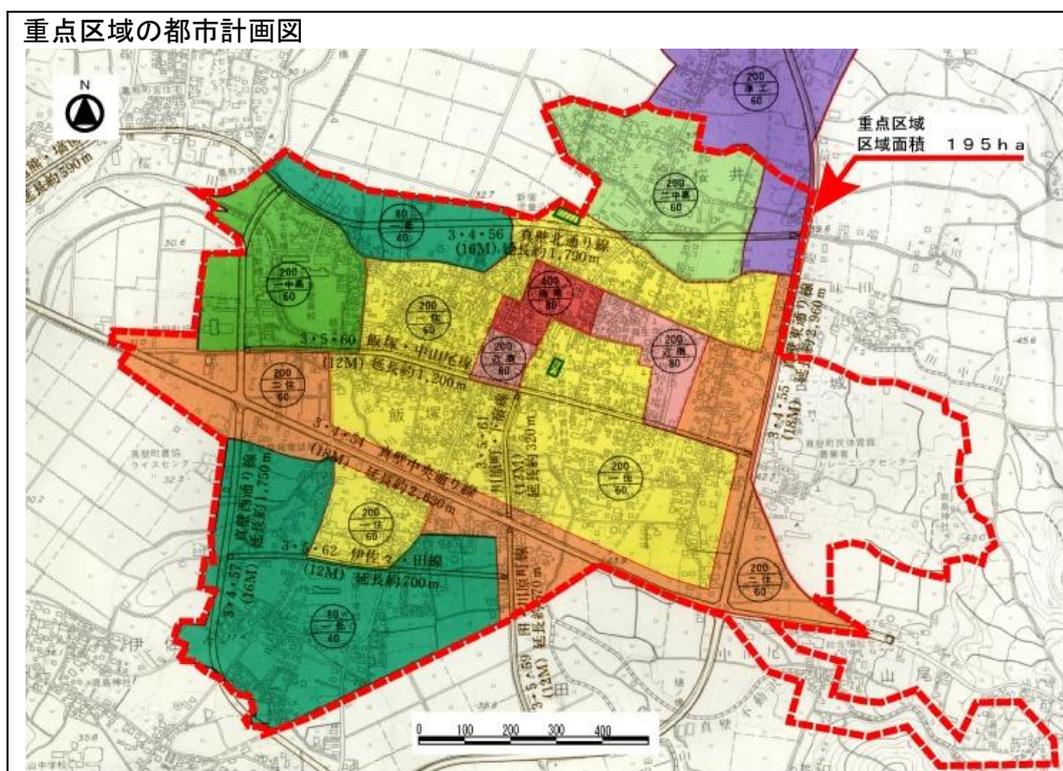
また、区域区分の制度を導入し、線引きを行っており市街化区域は851ha、市街化調整区域は17,127haとなっている。

市街化調整区域の建ぺい率は60%、容積率は200%、道路斜線は勾配1.5、隣地斜線は、20m＋勾配1.25の指定になっている。

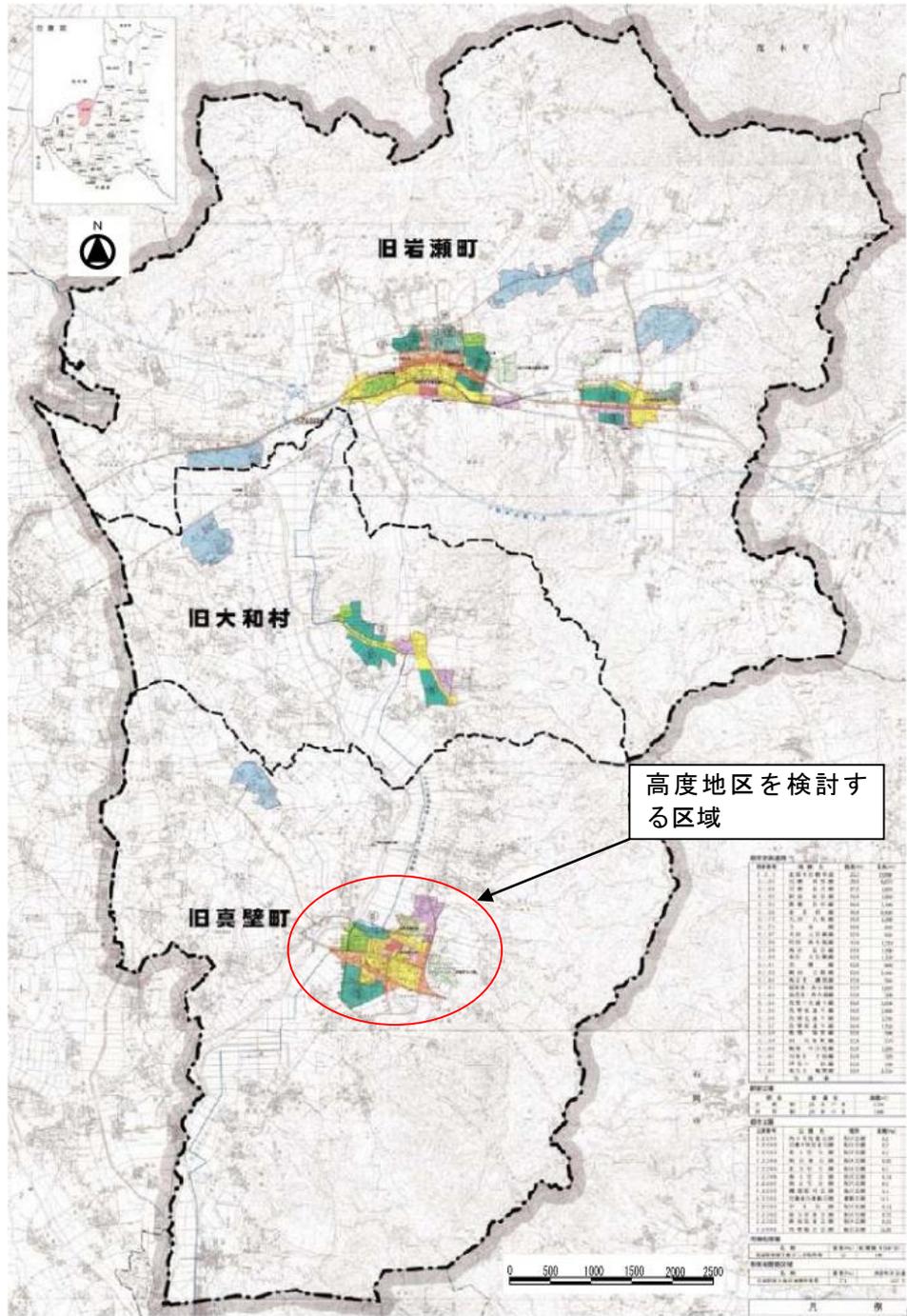
市街化区域内に以下の用途地域を指定しており、第一種低層住居専用地域にのみ絶対高さ制限10mを指定している。

第一種低層住居専用地域	159ha
第二種低層住居専用地域	33ha
第一種中高層住居専用地域	36ha
第二種中高層住居専用地域	15ha
第一種住居地域	173ha
第二種住居地域	59ha
準住居地域	15ha
近隣商業地域	14.4ha
商業地域	10.8ha
準工業地域	7ha
工業専用地域	267ha

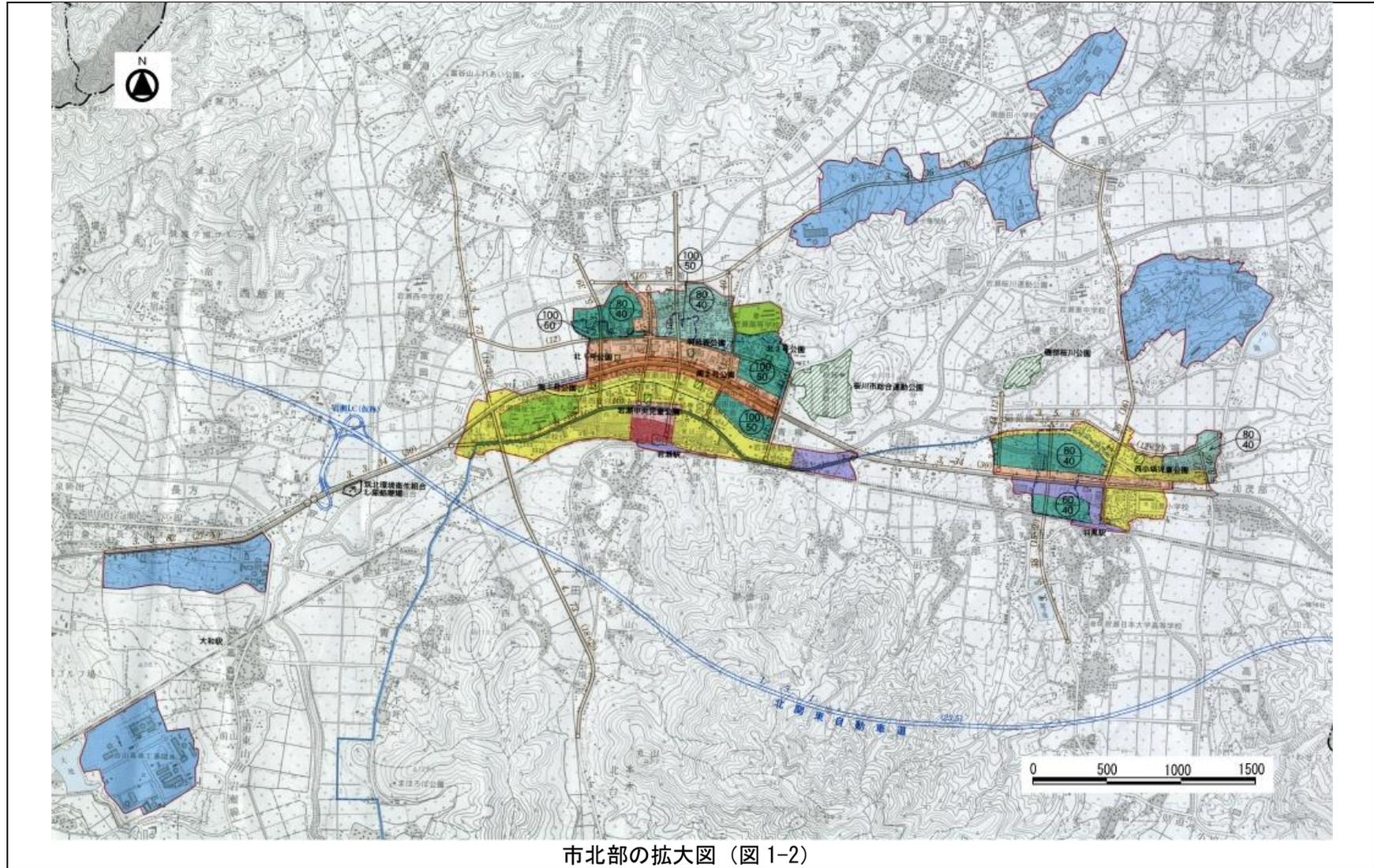
これらの区域は、後述する伝統的建造物群保存地区を含み、景観計画を策定する区域と一致するため、高度地区設定の検討を進めることとする。



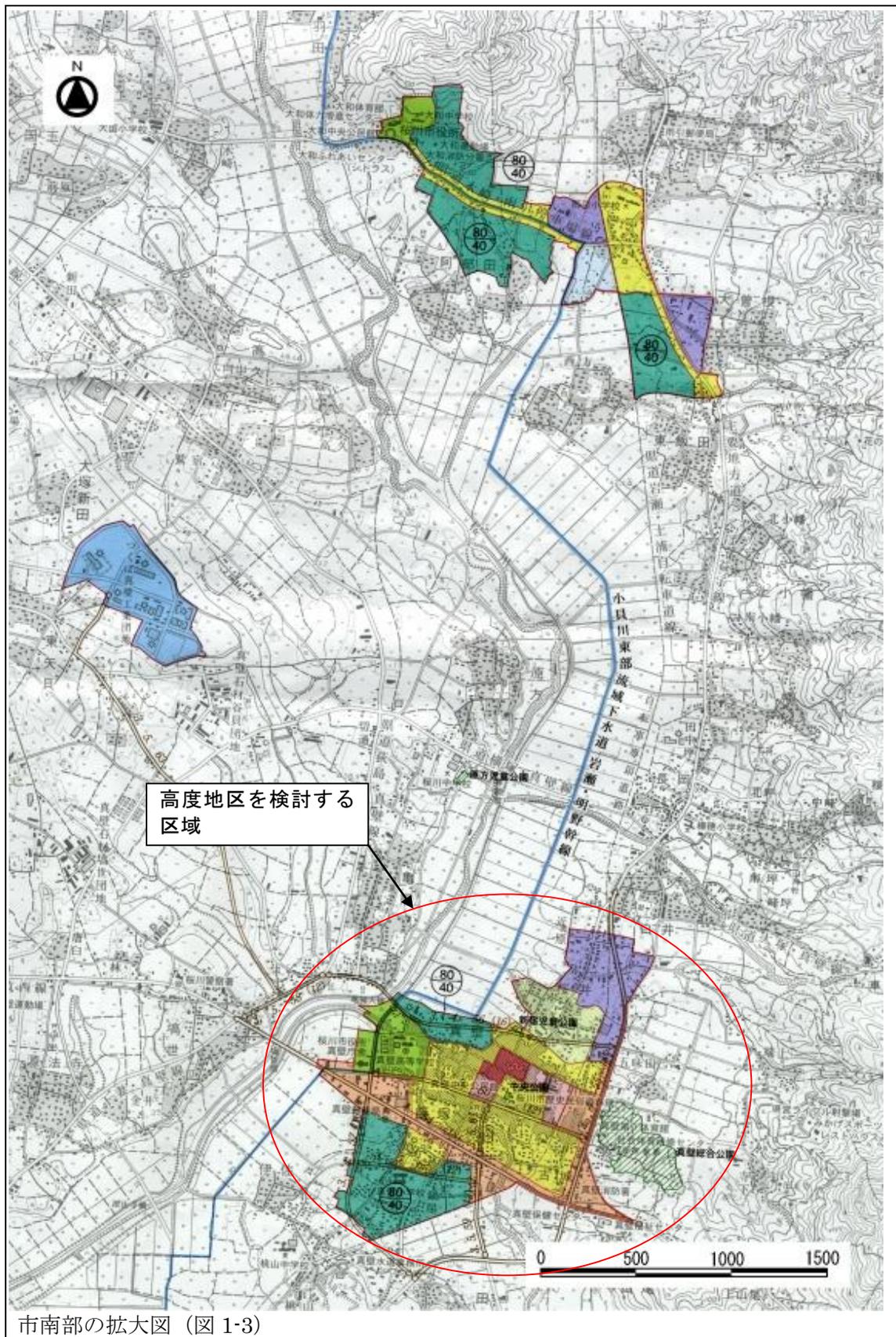
高度地区を検討する区域



桜川市都市計画図 (図 1-1)



市北部の拡大図 (図 1-2)



② 重点区域における伝統的建造物群保存地区の決定

本市では、平成15年度から平成17年度にかけ伝統的建造物群保存対策調査を実施している。

伝統的建造物群とは、文化財保護法第二条第一項第六号に、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの」と定義され、当該調査は、伝統的建造物群の保存状況等の調査及びこれに基づく保存対策に係る調査である。

また、「伝統的建造物群保存地区」は、同法第百四十二条の規定により、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が定める地区である。同調査事業により、桜川市真壁町真壁地区を中心とした区域に伝統的建造物群保存地区を設定して保存する価値があることが判明し、調査終了後は、地区設定のための地域住民に向けた調査結果報告会を開催し、地区を定めるための周知を図っている。

平成19年6月の市議会で「桜川市伝統的建造物群保存地区保存条例」が可決され「桜川市伝統的建造物群保存地区審議会規則」とともに公布し、平成19年6月20日より施行された。

その後、平成19年7月に桜川市伝統的建造物群保存地区審議会委員の選任を行い、3回の審議会を開催し、保存地区の設定について検討を行い、審議会案を平成20年3月に公表している。

平成20年度は、伝統的建造物群保存地区内居住者、土地所有者、伝統的建造物外観現地調査を行うとともに、制度導入のための庁内打ち合わせ会議・審議会を開き、平成20年度中に諸制度の制定に向け、協議を行っている。

同時に、該当する地区への説明会を開催し、伝統的建造物群保存地区制度導入に向けた経過と保存地区案について、地域住民の同意形成が図れるよう下地作りを行っている。

今後は、先述したとおり平成20年度中に伝統的建造物群保存地区に係る補助金交付要綱や修理・修景基準といった諸制度の制定を図るとともに、伝統的建造物群保存地区で最も重要な保存計画を作成することとなる。

加えて、該当地域への説明会を数回開催し、同意取り付け作業を実施する。

平成21年度には、保存地区案と保存計画案について市教育委員会に答申し、都市計画決定後速やかに保存計画の告示を行う。

③ 景観計画の活用

本市では、平成18年度から景観計画の策定に取り組んでおり、市域全域を景観計画区域とする方針である。

現在は、茨城県景観形成条例の用途地域においては、高さが31メートルを超えるもの又は高さが9メートルを超え、かつ、延床面積が2,000平方メートルを超えるもの、都市計画区域のうち用途地域以外の区域においては、高さが20メートルを超えるもの又は高さが9メートルを超え、かつ、延床面積が2,000平方メートルを超えるもの、煙突等で、高さが15メートル(擁壁にあっては、5メートル)を超えるものについては大規模行為として、届け出をすることとなっている。

桜川市では、これ以外の景観に関する規制等が無いため茨城県景観形成条例」を基に指導を行っている。

桜川市においても景観計画が策定されれば、それに基づき、よりきめのこまかい景観指導を行う方針である。

また、景観計画区域のうち本計画に位置付けている重点区域については、方針として歴史的景観重点区域とし、行為の内容や形態・意匠・色彩等に係る景観形成基準を定めるとともに、高さの規制を行う。

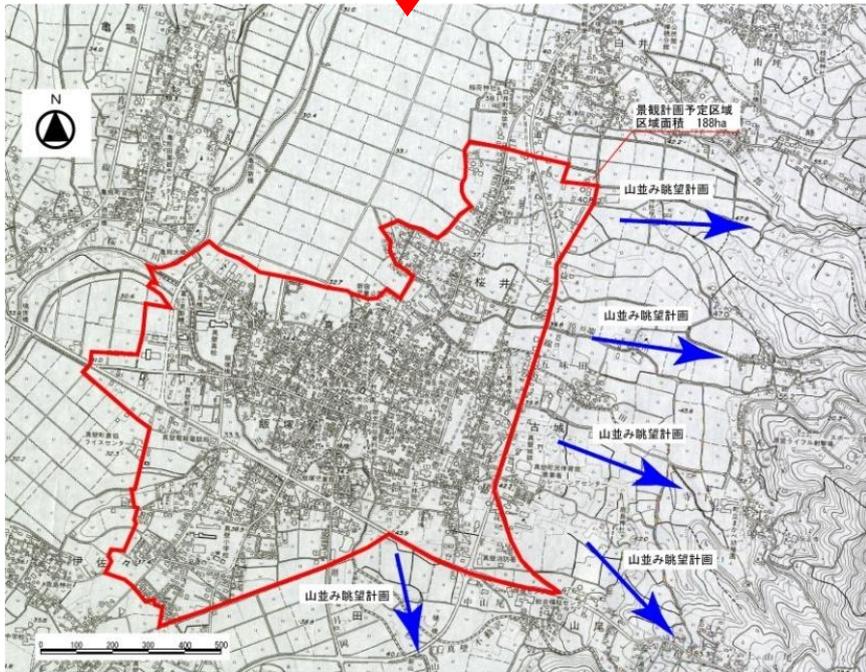
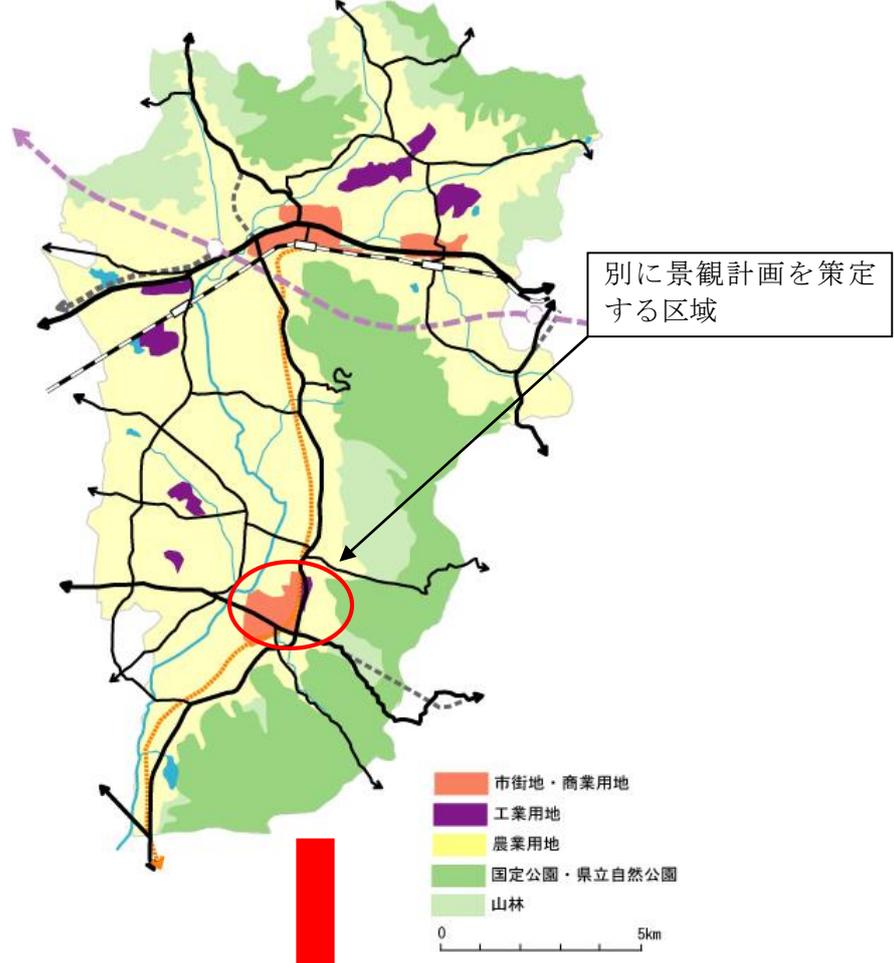
景観条例制定のスケジュール

景観行政団体	平成21年2月に移行済み
景観条例	平成21年3月制定済み
景観計画	平成30年度中の策定を予定

平成30年度以降の諸手続き計画

平成30年度	・桜川市景観計画の策定
平成31年度	・景観重要建造物および樹木の指定 ・景観重要公共施設の指定を検討 ・地区別景観計画区域指定のガイドラインを策定
平成31年度	・真壁地区景観づくり委員会に続く地区別委員会を設立
平成32年度	・地区別景観計画区域を指定 ・桜川市屋外広告物条例について検討
平成32年度	・桜川市屋外広告物条例の制定
平成33年度以降	・桜川市景観計画の見直しを検討 (5年に一度見直しを行う) ・景観地区・高度地区等の導入を検討

景観計画策定区域（市域全体と別に計画策定する区域）



④ 屋外広告物の規制

重点区域の屋外広告物については、主要地方道2路線にいくつかの屋外広告物が見られるが、市道沿線にはほとんど見受けられない。

これは、市道沿線住宅が張り付いていて空き地が少ないことや、城下町特有の道路で車が走りづらく通過交通量が少ないことから広告として効果が無いことが原因であると考えられる。

また、地域住民も景観に対し関心が高いこともあって、歴史的建造物が多く残る区域には、自家の看板以外は敷地を貸すことが少ない。

現在、屋外広告物として重点区域に見られるのは、電柱にある地区内営業所を案内する巻き看板がほとんどで、これらは、電線類の地中化とともに、徐々に少なくなる。

桜川市は、平成20年度末に景観行政団体となる予定であるので、景観計画の中で言及することとする。

重点区域における景観計画の活用にも記載したとおり、平成25年度には、桜川市の屋外広告物条例を策定することとなっている。

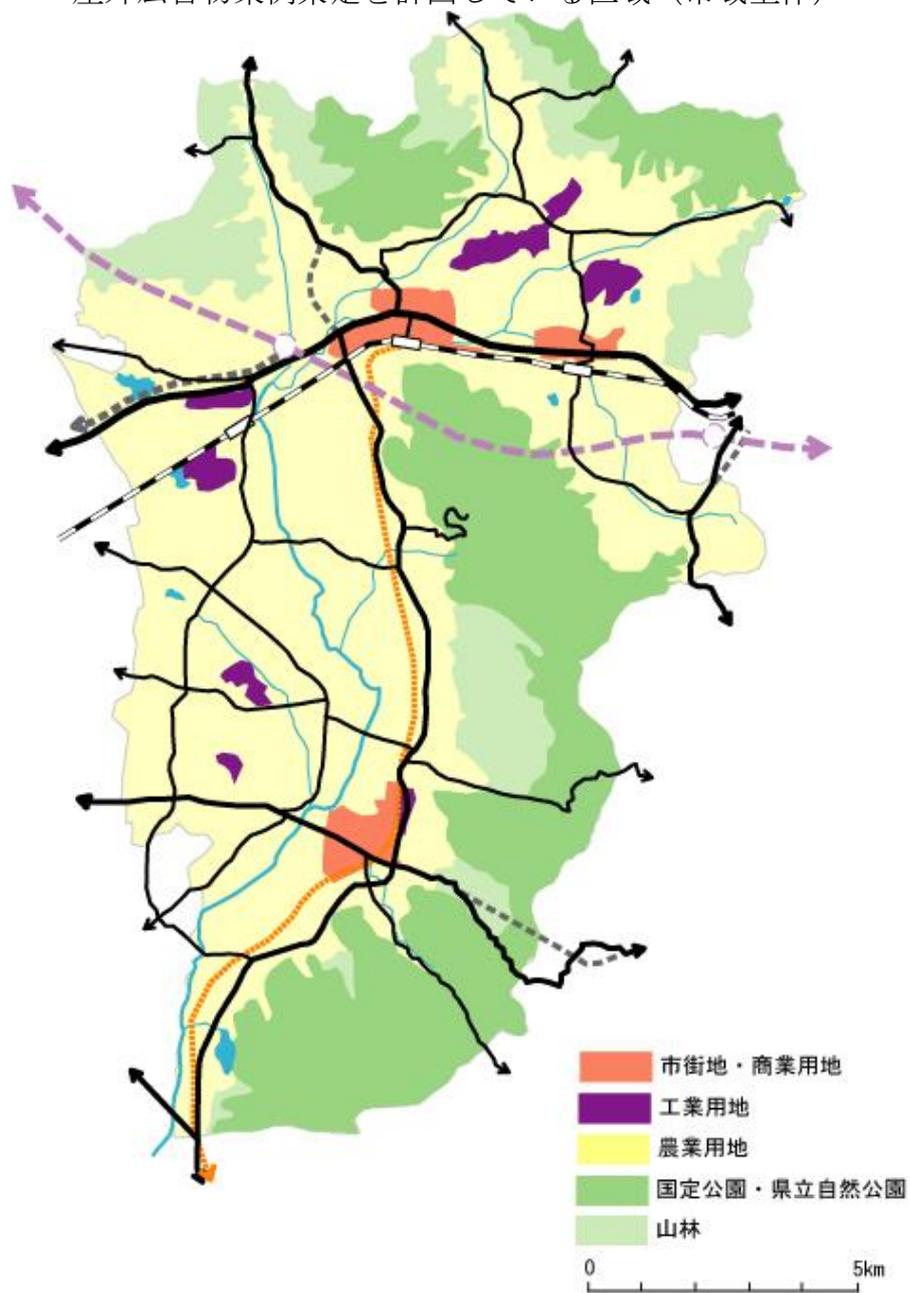
今後は、真壁地区の景観づくり委員会の協議の中で、規制内容についても細かく議論し、重点区域の歴史的風致の維持に努めることとする。

なお、屋外広告物の認可権は、すでに桜川市に移譲されており、県条例を運用して許可・規制を行っている。

桜川市内に存する茨城県屋外広告物条例に基づく禁止地域

- 第一種・第二種低層住居専用地域
- 第一種・第二種中高層住居専用地域
- 文化財保護法等による指定地域
- 高速道路から500m以内、国道、県道、市町村道等の道路から一定の区域（5～250m以内：路線により分かれています。）
- 信号機又は道路標識から10m以内の区域

屋外広告物条例策定を計画している区域（市域全体）



4 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項

イ. 文化財の保存及び活用に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

市内全域における文化財の状況、関連文化財群の把握状況は、2.(1)に示したとおりである。有形・無形を問わず各文化財のうち、主要なものについてはその所在を確認したところである。しかしながら、市域の文化財の全数を把握するには至っておらず、今後は文化財の全数を把握すべく、種別ごとの調査を実施していく。

その上で、価値が高い文化財については、所有者の理解を得ながら、市指定文化財としての指定の作業を行うこととする。

文化財の活用については、市の所有するものについては、原則公開としているが、温度や湿度を調整するための施設が整備されていないために、現時点では収蔵庫に収納され公開されていない。今後は、事業進捗に合わせ施設が整備され次第公開を進めていく。

建造物等の文化財は外部のみを公開しているものもあり、整備の進捗に合わせ内部の公開の割合を高めていく。

民間が所有する文化財等についても、各種支援事業に取り組み、保存修理を進めるとともに、積極的な公開が図れるよう所有者と協議を進めていく。また、住民やまちづくり団体と連携し、内部公開が図れる催しを実施する。

無形文化財、無形民俗文化財については、価値が高く保存伝承活動を行っているものを市指定としている。各保存団体とも継承のため人材育成を行っているが、少子高齢化等により、継承者の確保が課題となっている。

このため、伝統文化の継承や再興についてのプログラムを実施し、現在継承されている真壁祇園祭のお囃子の継承に努める。

また、継承者が無かった白井の人形浄瑠璃等や土壁漆喰等の建築技術等が再興された経験を生かし休止されている民俗文化財や無形文化財の価値を明らかにし、継承者の確保を図るとともに、支援者の発掘に努める。

また、桜川市の重要な景観である筑波山系の山々の景観や、主要産業である石材の露天掘り産業景観、農林水産業にあたる棚田等の景観については、文化的景観として農地部局や都市計画部局と連携し、保護に努め市の文化的景観として保存に努める。指定文化財等に関する保存計画については、桜川市真壁地区伝統的建造物群保存地区（予定）に関して

は、現在保存計画を策定中で、平成21年9月までに保存計画策定や都市計画決定を行い、計画に基づき区域内の伝統的建造物の保存修理を行い、公開に努める。

地区決定前の対応としては、伝統的建造物の保存修理は、市の伝統的建造物群保存地区保存審議会に協議を行うこととする。

また、前述のとおり市全体の文化財の把握が必要であることから、市独自の事業実施をする。

重点区域内の県指定文化財については、美術工芸品であるため、事業の進捗に合わせ、修復を含めた措置を行いながら公開を行う。その際は、古文書の解説講座や、史料解説を行う事により、歴史的風致を維持向上させるための啓蒙活動を図る。

市指定文化財については、県指定文化財と同種の場合は、同様の方策を講ずるとともに、天然記念物については、樹勢回復のための措置をとるために、樹木医等による診断を定期的な実施を図る。天然記念物の一部は桜川市真壁地区伝統的建造物群保存地区（予定）の環境物件と重複するものがあるため、そのような場合は保存計画を上位計画とし、物件の保存活用を図ることとする。

また、市全体の未指定文化財については、保存計画が定められていない状態であるため、市が個別案件ごとに指導・助言を行っている。今後、より一層保護措置を講ずるため、文化財の全体把握後、市が速やかにそれらの保存計画を策定することとする。



桜川市から見る筑波山

棚田の風景

① 前提となる文化財の保護の推進

文化財は、桜川市の歴史や文化を正しく理解するために必要なものであるとともに、地域の歴史や文化を発信するための貴重な資源である。

このため、文化財を適切に保存しつつ、活用を図ることは重要なことであるため、積極的に推進する。

○文化財の把握

市内の文化財については、調査が十分でないため現地調査を含め、全数を把握すべく、種別ごとの調査を実施する。

○指定・登録の推進

地域の貴重な文化財を発見し適切に保護できるように、文化財の調査を確実にを行い、特に重要なものについては、条例に基づく文化財として指定を進める。

○普及・啓発

指定の推進を図る上でも、市民に対し文化財の重要性や歴史的背景を広く周知する必要がある。

現在の行われている普及・啓発は、広報紙、市役所ホームページと登録有形文化財（建造物）のパンフレットであるため、更に市全体の文化財を網羅したパンフレットの作成や講習会の開催等を通じ市民に広く周知するとともに、休止した祭りや伝統工芸などについても、その内容等を周知し、文化財に対する普及・啓発活動を行う。

また、市役所ホームページの文化財の項目の充実を図り、市外にも情報発信する。

○維持及び管理

文化財の適切な保護を図るために、日々の管理が基本となる。文化財の日々の管理主体は、その所有者や管理者であるが、文化財の維持管理を行う所有者や管理者の技術的・経済的負担を軽減させるための措置を講じる。

○修理・修復

修理・修復が必要と認められた場合は、速やかに修理・修復を行うこととする。

所有者や管理者等が実施する修理・修復については、文化財の種類に応じ、法令に即した適切な手続きを行うとともに、その他の文化財についても必要に応じ技術的指導を実施する。

また、大規模な修理については、市の各種支援措置を講ずる。

復原にあたっては、桜川市文化財保護審議会に外部の有識者を加えた組織に諮問を行い、史実に基づいた復原を行うこととする。

○公有化等

文化財の所有者・管理者が、何らかの事情により、日常の維持や管理、

修理・修復等が行えない場合は、公有化等の具体的な手立てを検討するものとする。

○防災

桜川市防災計画や総合計画を基本に、防災体制を整える。

また、木造の歴史的建造物が多く、昼間は女性や高齢者のみの家庭が多いことから、初期消火のための簡単に操作できる公設消火栓や放水銃を計画的に設置するとともに、使用方法の訓練を適宜実施することとする。同時に、地震時の対応のため現在設置されている防火貯水槽に代わり、耐震型防火貯水槽の設置をすすめることとする。

また、消防担当部局、文化財部局と地域の消防団の連携により、文化財防火デーや必要な時期において、文化財の消防訓練等を実施する。

盗難、毀損等の人的な災害に備えるため、担当部署は歴史的建造物のパトロールを随時行うこととする。



公設消火栓の使用訓練

桜川市の消防体制

名 称	概 要
桜川市消防本部	桜川市全体の消防分団を総括する組織。団長，総括副団長，副団長，本部員で組織される。
桜川市消防分団	地区ごとに置かれる消防組織。分団長，副分団長，部長，班長，団員で組織される。あらかじめ持ち区が決まっており，必要な場合は消防本部より応援の要請が出される。 分団数 3 6
桜川市自衛消防団	行政区に消防団が無い地区が設置する消防組織で，持ち区は所属する行政区となる。 自衛消防団数 4 3
桜川市消防署	桜川市，筑西市，結城市で運営する筑西広域事務組合で，設置する消防署。 桜川市には，桜川消防署（旧岩瀬町），桜川消防署真壁分署，桜川消防署真壁分署の 3 署。
市役所担当部署	市民生活部生活安全課 担当職員 3 名

○埋蔵文化財包蔵地

市内における周知の埋蔵文化財包蔵地(中世以前)は165遺跡であり、重点区域では国指定史跡真壁城跡以外は指定されていない。

一部については、近年では北関東自動車道の整備に合わせ発掘調査を行っているが、開発行為以外の調査で継続されているものは史跡真壁城跡のみである。



市内で行われている発掘調査

近世・近代の遺跡については、これまで原則として埋蔵文化財としては取扱ってはこなかった。

今後は、「文化財の保存・活用の現況と今後の方針」にあるとおり、埋蔵文化財の全数調査を把握するための調査を実施し、近世・近代の遺跡を確認するとともに、それぞれの遺跡の性格・内容等について、文献史料および絵画資料による検討や、現地踏査、試掘・確認調査を実施し、必要なものについては周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱う。

近世・近代の埋蔵文化財包蔵地における、遺構調査の方法(発掘調査・立会い調査)については、試掘・確認調査で確認された保存状態に基き、茨城県教育庁文化課の指導・助言を受けて、適切な調査を実施することとする。

○埋蔵文化財の取扱い協議

桜川市における埋蔵文化財の取扱いは、埋蔵文化財包蔵地の可能性が高い区域を含めて、現地踏査、試掘・確認調査を実施した上で、必要に応じて茨城県教育庁文化課との協議を実施し、遺跡の適切な取扱いを決定することとする。

② 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

桜川市の文化財を展示する施設については、桜川市歴史民俗資料館があるが、老朽化等の問題により、平成21年3月をもって閉鎖される。

温度管理が必要な文化財については、適正な場所での一時保存を図り、真壁陣屋跡整備事業で建設を予定している施設に、文化財の収蔵施設、展示施設を設け、より良い環境での保存・活用を図る。

また、来訪者の増も加味した施設の充実を図り、外観については周辺環境や歴史的背景に配慮した建築物とする。

文化財を案内する案内施設については、旧町村ごと意匠や大きさが違うことから、商工観光課、都市整備課、文化生涯学習課が意匠の統一を図る検討を行い、適正な場所への再配置を計画する。

また、来訪者用の公衆トイレ等の利便施設についても、商工観光課、都市整備課、文化生涯学習課で協議し、適切な場所に設置する。

文化財群の通過交通の減少を目指し、文化財群の近辺での駐車場整備を避け、郊外に駐車場を整備することを前提とした計画を策定する。



景観に配慮した公衆トイレ, 駐車場

③ 文化財と一体となっている周辺環境の整備

関連文化財群により、文化財等が一定の範囲に集中する場合は、周辺の環境も含め保全を図ることとする。

手法としては、現在進めている伝統的建造物群保存地区制度や景観計画の策定、都市計画の高度地区の検討によるものとする。

これらについては、「良好な景観の形成に関する施策との連携」に記載した時期に実施し、文化財と一体となった周辺環境の整備を進めることとする。

具体的には、文化財保護法に関する諸施策については、教育委員会文化生涯学習課が主体的に進め、景観計画の策定、都市計画の高度地区、都市計画マスタープランの策定については、都市整備課が主体的に進めることとする。

その上で、情報交換や関係する委員の互選等により、計画の一貫性が図れるよう連携を深める。

今後策定される都市計画マスタープランにおいても、文化財群を意識した策定を行うこととする。

また、群をなしていないと考えられている文化財等については、調査や史料の調査を行い、群としての背景を探るとともに、周辺環境の日常

管理の実施や，必要に応じ景観計画に記載することとする。

(2) 文化財の保存及び活用に関する体制

① 文化財保護に関わる庁内体制

桜川市の文化財の保存及び活用に関する庁内の体制は、教育委員会の「文化生涯学習課」が主に担当し、「桜川市歴史民俗資料館」がこれを補完している。

平成17年10月に、岩瀬町、真壁町、大和村の3町村合併により、「文化課」が設置されたが、平成20年4月の機構改革により「文化課」と「生涯学習課」が統合され「文化生涯学習課」を設置した。

現在、「文化生涯学習課」は23名であり、文化財係として4名（うち学芸員3名）が配置されている。「桜川市歴史民俗資料館」は2名（うち学芸員1名）の配置となっている。

「文化生涯学習課の文化財係」が文化財保護行政の全般を担当し、「桜川市歴史民俗資料館」は史料の展示や保管、調査研究を担当している。

併せて、教育委員会の学校教育課には建築士（一級建築士1名、二級建築士1名）を配置し、建築物の技術的な支援を行っている。

加えて、各事業に伴う専門的な事項については、桜川市文化財保護審議会、史跡真壁城跡整備検討委員会、桜川市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置し、各分野を代表する学識経験者等の指導を受けており、必要に応じ委員会等の設置を行っていく。

審議会・指導委員会等の設置状況

名 称	委員数	専門分野
桜川市文化財保護審議会	8名	郷土史8名
史跡真壁城跡整備検討委員会	5名	歴史1名、考古2名、郷土史1名、建築1名
桜川市伝統的建造物保存地区保存審議会	15名	建築3名、都市計画1名 住民5名、関係機関6名
桜川市文化財整備委員会	10名	関係機関10名

まちづくり行政を担当する「都市整備課」は、都市計画・景観形成・文化財以外の整備を主に所掌事務としている。「文化生涯学習課の文化財係」とは、町並み保存事業や景観計画の策定において連携を図っており、各業務において相互に委員・ワーキンググループを努めている。

また、本計画に関連する伝統的建造物群保存地区の都市計画決定、景観計画の策定においても連携が必要であり、桜川市のまちづくりを進めるにあたり、方向性を共有する関係にある。

平成20年4月に企画課内に市民協働推進室が置かれ、関係する庁内組織と共同で桜川市のまちづくり行う市民団体を支援している。

② 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況

文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO等各種団体は、文化財ごとに組織された保存・活用団体と、こういった組織を支援する全市的な団体の2分類がある。

文化財ごとに組織された保存・活用団体としては、真壁地区の歴史的建造物を対象とした「ディスカバーまかべ」「まちづくり真壁」「登録文化財を活かす会」と岩瀬地区の名勝桜川のサクラの保存活用を目的とした「サクラサクリプロジェクト」、無形民俗文化財を対象とした「久原ひよっとこ保存会」「宮大杉囃子保存会」等がある。

近年、「NPO 古仏修復工房」が設立され、未指定の仏像を修復するための活動が行われている。

これは、修復資金を民間から広く募り、地域に残されている文化財を保存しようという活動であり、一方で作業を見学できるように配慮し、復元した仏像については、地域で説明会を行う等の活用も目的としている。



活動を全市的に支援する組織としては、「社団法人茨城県建築士会桜川支部」があり、歴史的景観に配慮した家屋の修理や、ブロック塀の修景事業を実施するとともに、住民を対象に防腐剤塗布の講習会を行う等、地域に根ざした活動を展開している。

これらの団体について、真壁地区の歴史的建造物を対象とした団体と、「社団法人茨城県建築士会桜川支部」は連携が図られ、各会の行事やイベントで交流を図っている。

これらの団体について、真壁地区の歴史的建造物を対象とした団体と、「社団法人茨城県建築士会桜川支部」は、伝統的建造物群保存地区保存審議会へ委員として任命されており、合意形成のための体制整備を図っている。

真壁地区の歴史的建造物を対象とした団体と、「社団法人茨城県建築士会桜川支部」は、伝統的建造物群保存地区保存審議会へ委員として任命されており、合意形成のための体制整備を図っている。

岩瀬地区の桜川のサクラの保存活用を目的とした「サクラサクリプロジェクト」と真壁地区の歴史的建造物を対象とした団体は市町村合併により交流が持たれるようになり、広域的な文化財保護に期待が寄せられるところである。

他の団体については、発表の場の提供や、企画課内の市民協働推進室で行っている地域団体への登録を進め、団体間の交流を図り連携を推進

することとする。

「NPO 古仏修復工房」については、現在、重点区域内の登録有形文化財で作業を行っており、その作業工程や作業に伴う音等、今後桜川市の歴史的風致を形成する可能性が高いものであるため、活動の広報や支援に努め、事業の継続を図ることともに、真壁地区の歴史的建造物を対象とした団体と連携を図っていく。

今後は、まちづくり団体への景観計画策定への積極的な参加や、各種審議会への参加を求め、住民合意が形成できる体制を構築していくこととする。

(3) 重点区域の具体的な計画

③ 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

真壁地区伝統的建造物群保存地区として予定している地区については、今後保存計画に定める。国指定史跡真壁城跡・国選択無形民俗文化財五所駒滝神社の祭事の2件については、個別に保存整備計画等に定められている。

桜川市歴史的風致維持向上計画の計画期間中は、重点区域の中核に位置することから、これらの3件については、保存と管理を図り、保存のための修理事業等を積極的に実施する。

また、文化財の保存・活用を行う際に、現状変更等を必要としたものについては、文化庁長官並びに県及び市の教育委員会の許可を得る等の手続きを踏まえ、行政機関や検討委員会等の関係機関との連携を図り、保存整備計画等に基づき適切に実施する。

●真壁城跡（国指定史跡）

真壁城跡は、平成6年に国指定史跡となったことから、平成8年から文化庁の支援事業（国宝重要文化財等保存整備事業費補助金）に取り組み、「史跡真壁城跡整備検討委員会」を設置し、教育委員会所管事業として発掘調査や土塁や園路の復原を行ってきた。

平成16年度以降は、同事業を実施するとともに、周辺環境の整備のため、区域内の管理用道路と外周の市道を結ぶ道路の整備や、堀の流末工事を、まちづくり交付金事業で実施している。

都市計画部局が予算を確保し、教育委員会部局が事業の計画・調整・実施を行う等、組織横断型の良好な連携が図れているため、今後も同体制による事業の推進を図る。

また、伝統的建造物群保存地区の予定区域は、真壁氏の城下町として成立したという歴史的背景を踏まえ、一体的な整備や活用を図ることとする。

史跡真壁城跡 保存管理計画の概要

所在地 茨城県桜川市真壁町古城字二の丸 288 番 1 他

指定年月日 平成6年10月28日

指定面積 125,314.180 m²

1. 真壁城跡の概要

史跡真壁城跡は市内南部、桜川市真壁町大字古城に位置し、筑波山塊から北西に延びた尾根が平地へと至る微高地上に築かれた平城である。

平安時代末期～1602年まで、真壁郡を主な領地とした真壁氏の本拠であり、現在残る遺

構は戦国期のものである。中世文書「真壁文書」「真壁長岡古宇田文書」等とあわせ、中世武士および城郭研究において、茨城県を代表する中世遺跡である。

2. 史跡の現状

史跡真壁城跡は古城字本丸を中心に、字二の丸・字中城・字瀬戸を囲む四重の堀および曲輪、土塁等が城跡東部を中心に保存され、史跡指定地となっている。指定地周囲は北、東、南を水田に囲まれ、二の丸西部に県道41号線が南北に通り、さらに西側には市街地化した城跡西部及び城下遺構が広がる。

3. 保存管理計画

(1) 基本方針

- ①史跡保存の原則に立ち、諸遺構の積極的な保護・保存をはかる。
- ②貴重な文化遺産として、史跡の調査研究の促進をはかるものとする。

(2) 基本構想

地域住民の理解、都市計画及び他計画との調和を図りながら一般に理解されやすい遺構保存につとめる。

なお、指定区域外に現存する堀跡等の遺構は、随時追加指定の協議・申請を行う。

(3) 保存整備計画

真壁城跡地を公有化し、発掘調査及び文献史料調査等の調査成果による遺構整備を行う。又、公共の財産である遺跡を学習の場として広く一般に公開・開放し、観光資源、レクリエーション資源としても活用をはかるため、案内資料を作成し、案内板等を設置する。

●真壁地区伝統的建造物群保存地区（予定）

真壁地区の伝統的建造物群保存地区については、「良好な景観の形成に関する施策との連携」に記載したスケジュールで諸手続きを進めることとする。

個別の建造物については、今後作成される保存計画に基づき、各種事業を導入し、計画的に保存を進める。同時に市独自の補助制度を制定し、必要な支援を行うこととする。

公有化した建造物については、公開や活用を積極的に進める。また、文化財の保存活用を図るため空き家調査を行い、所有者と協議のもと、チャレンジショップ等により空き家の活用を図る。

●国選択無形民俗文化財 五所駒滝神社の祭事

五所駒滝神社の祭事は、真壁地区の歴史的風致を代表する祭礼であるため、これを保存継承するための場所の確保や、保存記録のための映像を

作成し、整備される施設での放映を行うこととする。

また、本祭礼への来訪者は下降気味であったが、他の交流イベントの来訪者の増に伴い、近年は増加傾向にあるため、他の交流イベントでのPRや、広報・ホームページ、他市町村のイベントでの出張PRに努め、祭礼の継続及び発展を図っていく。

●国指定・選択文化財以外の文化財

国登録有形文化財、県及び市指定文化財においては、「文化財の保存・活用の現況と今後の方針」に基づき、保存と活用を図っていく。

また、真壁地区伝統的建造物群保存地区として予定している区域に隣接、また市街地として一体となった区域には、国登録有形文化財が多く存在することから、これらについては、一体的に整備する。

今後は、これら建造物の保存カルテを作成し、歴史的な建造物については歴史的風致形成建造物への指定等を行い、歴史的環境総合支援事業等の各種事業を導入し、保存を図ることとする。

未指定の文化財等についても、有形・無形を問わず、発掘調査や史料文献調査等の詳細な調査を実施し、価値に応じ文化財の指定を行い、適切な保存・活用を行う。

無形の文化財については、順次映像等による記録を作成し、伝承者の育成を図るとともに、整備される施設での放映を行い、伝承者の確保を図ることとする。

●地域を囲む文化的景観

重点区域の南から東にかけては筑波山系の山々に囲まれ、これらの景観は地域独特の歴史的風致の形成の一部であると考えられることから、これまで実施してきた真壁地区の景観計画の策定においても、地域を囲む周辺環境（図3-6）にも言及し、重点区域全域の歴史的風致の維持向上を図ることとする。



真壁城跡と権現山（南東方面）

④ 文化財の修理に関する具体的な計画

文化財の修理に関する一般的な方針については、前記したとおりであ

る。

重点区域においては、「旧真壁郵便局」について修理事業を実施し、他の建造物については、伝統的建造物群保存地区の保存計画や、区域内の歴史的建造物の状況を改めて把握した上で、本計画に追加することとする。

●伝統的建造物群保存地区予定地区

地区内には老朽化等により危険な建造物があるため、早急に修理や建て替えを実施する物件については、歴史的環境形成総合支援事業等の事業を導入し、平成21年3月までに決定される「修理・修景・許可基準」により、建物の外観や意匠、高さを決定する。

なお、早急に修理が必要な物件については、桜川市伝統的建造物群保存地区保存審議会に提案し、承認を受けた後、整備することとする。

御陣屋跡の整備については、平成21年度に遺構調査を実施し、関係機関へ報告する。施設の整備については、その成果を踏まえ、伝統的建造物群保存地区保存審議会や関係機関等との議論や、保存活用計画等を踏まえ、適切な手続き及び専門的知見を取り入れ実施することとする。

真壁地区の歴史的風致を形成する重要な要素である真壁の祇園祭の山車については、山車を格納する建造物の修景や適切な配置を、保存会や桜川市伝統的建造物群保存地区保存審議会と協議しながら進め、祇園囃子などの保存・伝承を図るため、新たな施設の建築にあわせ、夜間練習時に周囲に音が漏れないような気密性の高い部屋を整備する。

●「旧真壁郵便局」（国登録有形文化財）

平成20年度から平成22年度に土地家屋鑑定を行い公有化する。

平成23年度から平成24年度にかけ、耐震補強工事及び景観の阻害になる建築物の除去を行い、景観に配慮した交流スペースを建築する。

「旧真壁郵便局」は国登録有形文化財であるが、外観の補修は検討していないため文化庁に現状変更の届出は行わないが、現在の状況を詳細に調査後、文化財保護法に基づき、修理の実施計画にあたっては必要に応じ技術的指導を求める。

また、同建造物は真壁地区の伝統的建造物群保存地区の予定区域になるため、桜川市伝統的建造物群保存審議会に、修理計画の検討を求めることとする。

新築となる物件についても同様の手続きを経るとともに、まちづくり団体が管理・運営していることから、同団体とワークショップ等の手法

を使い、建造物の案を作成する。同時に桜川市伝統的建造物群保存審議会からその指導・助言を受けることとする。

⑤ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

桜川市の文化財を展示する施設については、桜川市歴史民俗資料館があるが、老朽化等の問題により、平成21年3月をもって閉鎖される。

温度管理が必要な文化財については、適正な場所での一時保存を図り、真壁陣屋跡整備事業で建設を予定している施設に、文化財の収蔵施設、展示施設を設け、より良い環境での保存・活用を図る。

また、来訪者の増も加味した施設の充実を図り、外観については周辺環境や歴史的背景に配慮した建築物とする。

併せて、無形の民俗文化財等を保存継承するための場所の確保を図し、夜間練習時に周囲に音が漏れないような気密性の高い部屋を整備する。

なお建設にあたっては、遺構の取り扱いや外観について、関係機関との連携を図り、住民の合意を得ながら進めることとする。

重点区域のまちづくり団体が中心となり、文化財活用のための案内板の設置や、説明板の設置を行ってきた。管理についてもまちづくり団体が積極的にいき、良好な状況に保たれている。

今後も市が財政的な支援を行うとともに、重点区域内を回遊するルートに案内板を設置するよう、住民とともに取り組んでいく。

登録有形文化財のプレートについては、市が支援し、所有者と専門家が考案したみかげ石で掲載する掲示板を作成してきた。

「歴史的風致維持向上建造物」についても、同様の手法により、その表示を行うこととする。

また、文化財の内部公開は、見せるための公開は限定的に行い、市民が中心になって行われている「真壁のひなまつり」等の催しを活用し、そういった催しと内部公開が一体的に行えるよう支援を行う。

地区の歴史的風致を形成する重要な要素である真壁の祇園祭の山車については、山車を格納する建造物の修景や適切な配置を、保存会や桜川市伝統的建造物群保存地区保存審議会



登録有形文化財の表示（市内統一）

と協議しながら進める。

便益施設については、地区内の道路が狭く危険であるため、自動車等の交通流入を防ぐため、主要地方道や重点区域の外縁部に駐車場を整備することとする。公衆トイレ等については、市民の意見や来訪者の回遊路線を確認し、適正な配置に努める。

⑥ 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

●伝統的建造物群保存地区予定地区

真壁地区の伝統的建造物群保存地区の予定区域には、多くの来訪者があるため、平成16年度から平成20年度にかけ、駐車場の整備や公衆トイレの整備を行ってきた。

観光バスや来訪者の車両については、同事業で整備した駐車場に誘導するとともに、区域内に入らないように案内板の整備も行っている。

また、そこからのルートの道路の美装化も実施し、一定の来訪者の対応は整えられている。

平成21年度以降については、新たな課題として来訪者が予想以上に増加したことから、公衆トイレの設置を求める声が多いことから、旧真壁郵便局と真壁中央公民館に建設する施設に、来訪者が気軽に利用できる公衆トイレの設置を行う。

また、今後來訪者が増加する傾向が続いているため、これに対応するよう新たな計画を作成することとする。

●真壁城跡（国指定史跡）

真壁城跡については、東と南から管理用道路に接続する路線が未整備であるため、道路関係の支援事業を活用し、本計画中に道路の整備を進める。

●区域内の街路遺構

区域内の街路遺構については、数路線が未整備であるため、本計画中に美装化を進めるとともに、歴史的風致の維持向上に必要な路線については、電線類の地中化等を進める。

●重点区域周辺の環境

重点区域は、山並み景観が特徴的な区域であるため、周辺地域の市街化調整区域も景観計画により、重点区域の南から東に広がる山並み景観も含め特別な区域として市全体の景観計画とは別に景観計画（図3-6）を策

定する。

都市計画により用途区域が決定されている区域は、高度地区の検討を進め（図 1-3）、良好な市街地が形成できるように環境の保全に努める。屋外広告物については、市内全域を区域として、条例の制定に努める。

区域内にはブロック塀で囲まれた住宅地が多くあり、区域内の環境や景観の向上を図るため、通りに面した必要な箇所を、板塀修景を実施する。

⑦ 文化財の防災に関する具体的な計画

旧真壁郵便局については、耐震補強工事を実施する他、整備済みである公設消火栓により防災体制を整える。

また、実施段階で外壁の地震による崩落の恐れについても調査し、崩落の恐れがある場合は、これに対応した事業を実施する。

旧真壁郵便局は、不特定多数の人が多く出入りする施設であり、常駐する管理人がいない。そこで、来訪者が多い時期には人的災害を防止する上でも、展示や案内を行うボランティア等の各種団体に呼びかけ適切な人員配置を行う。

新たに整備する施設については、耐震防火構造として建築する計画であるため、重点区域内の緊急避難所としての付加機能を備えることとする。

他の文化財についても、公設消火栓の使用範囲を確認し、公設消火栓等の設置や耐震型防火貯水槽の設置を計画的に進める。

また、個々の文化財は個人所有となっているため、防災に関する講習会や、居住の用に供する文化財等に関しては、定期的な訪問をする等、防災意識の高揚に努める。



旧真壁郵便局に設置された公設消火栓

伝統的建造物群保存地区の予定地区については、伝統的建造物群の保存計画書により個別の防災施設等の配置は検討することとし、範囲の重複や隔離が無いよう調整を図ることとする。

重点区域の消防体制

名 称	分 団 数 等
桜川市消防分団	5分団
桜川市自衛消防団	4自衛組織
桜川市消防署	桜川消防署真壁分署

※重点区域は、過去に火災によるほぼ全域の消失の歴史的経緯があることから防火体制に関心が高く、道路埋め込み型の消火栓や防火貯水槽がほぼ全域をカバーするように設置されており、まちづくり交付金事業ではさらに公設消火栓15基と100t規模の耐震型防火貯水槽を2基設置している。また、下宿地区では簡易水道を利用した消火栓を各家庭に配置し、防火体制の強化を図っている。

⑧ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の保存及び活用の普及・啓発に関しては、案内板や説明板等の設置や、パンフレットの作成を重点区域において積極的に展開していく。

特に、町並み関係のパンフレットと、古絵図に現在の道路を重ねたパンフレットについては、重点区域の歴史的風致を紹介するパンフレットとなるため、改良を重ね作成を続けることとする。

また、地域の歴史の勉強会や古文書の解説講座を実施し、地域の歴史について理解を深める。

平成21年1月から実施している御陣屋跡の発掘調査についても、発掘現場は常時公開とし、必要に応じて現地説明会を実施する。

⑨ 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域には真壁城跡以外に周知の埋蔵文化財包蔵地はないが、近世に陣屋が置かれて、陣屋町として発展してきた歴史がある。

特に真壁陣屋跡は、近世の遺構として重要であるため、公有地部分を周知の埋蔵文化財包蔵地とする。

その上で、遺構調査を関係機関と連携を図りながら実施し、その調査結果を関係機関に報告するとともに、地域住民に公表する。

その後、調査結果に基づき、関係機関との連携を図りつつ、周知の埋蔵文化財包蔵地の区域を拡大し、地下遺構の適切な保護を図ることとする。

併せて、文献史料、絵画資料、考古資料などから、近世における町の構造や空間利用について調査研究を行う。

⑩ 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等の各種団体の状況及

び今後の体制整備の具体的な計画

無形文化財・無形民俗文化財などの保存会に対しては、保存継承活動への助成、支援を継続して行っていく。また各団体が行う広報活動・公演活動についても、情報提供、活動支援を行っていく。

真壁地区の町並み保存に関連する「ディスカバーまかべ」、「まちづくり真壁」、「登録文化財を活かす会」については、独自でイベントや広報活動を行っていることから、活動の支援の一環として活動の場の提供と整備を行う。また、3団体が連携し活動の効果が高まるよう、相互の連絡調整を図っていく。

来訪者に対する活動としては、「町並み案内ボランティア」があり、教育委員会が主体となり、勉強会の開催や案内の受付・人員配置事務を行っているため、これを継続して実施する。

重点区域以外のまちづくり団体との連携が必要な場合は、企画課の市民協働推進室が中心となり、支援を行うこととする。

文化財に関わる技術者の組織化については、「ふるさと文化再興事業」で組織された技術者と、社団法人茨城県建築士会桜川支部の連携を図り、互いの技術の向上を図るよう支援する。

近年、「NPO 古仏修復工房」が設立され、未指定の仏像を修復するための活動が行われている。重点区域内の登録有形文化財で作業を行っており、その作業工程や作業に伴う音等は、今後桜川市の歴史的風致を形成する可能性が高いものであるため、活動の広報や支援に努め、事業の継続を図ることともに、真壁地区の歴史的建造物を対象とした団体と連携を図っていく。

現在は、「ディスカバーまかべ」、「まちづくり真壁」、「登録文化財を活かす会」、「社団法人茨城県建築士会桜川支部」が、教育委員会が設置した伝統的建造物群保存地区保存審議会に委員として任命され、計画の策定に参加している。上記4団体と「町並み案内ボランティア」が参加し、真壁地区の景観計画のワークショップを策定する等の活動を行っている。

今後とも、まちづくり団体への景観計画策定への積極的な参加や、各種審議会への参加を求め、住民合意が形成できる体制を構築していくこととする。

ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

(1) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設とは、桜川市固有の歴史的風致を維持及び向上するために必要な公共施設等である。

このため、歴史的風致維持向上施設は、以下のような公共施設等とし、適切な整備又は維持管理を行っていくこととする。

① 現存する道路や公園、石碑、歴史や文化を紹介する施設

現存する道路や公園については、その施設や区域の歴史的背景を十分に調査した上で、歴史的風致を維持向上するため形態や意匠に工夫を施すものとする。

特に、道路については歴史的風致を形成している祭事等に支障が生じないように、今後も適切に維持管理していくものとする。

② 歴史的風致を維持向上させるために、新たに整備する道路や公園、歴史や文化を紹介する施設

桜川市固有の歴史的風致を維持向上するために、新たに整備する必要がある道路・公園等については、歴史的背景を十分に調査した上で、必要に応じて学識経験者や市民による検討会や座談会を開催する。

また、新たに建設する歴史的風致を維持向上させるための施設については、埋蔵文化財の確認調査を実施し、各種法令に基づき関係機関と連携を図りながら、遺構の保存を図りつつ、事業の進捗を図る。

外観については、事業箇所が伝統的建造物群保存地区予定区域と重なるため、市の伝統的建造物群保存審議会において審議し、その結果を受け決定することとする。

歴史や文化を紹介する施設において、展示する文化財や保管している文化財を適正に管理するため、湿度管理や温度管理等、施設の質の向上を図ることとする。また防災のための機能の充実や、人的被害の防止のため防犯カメラや、巡回等を実施する。

新たに整備する道路や公園、歴史や文化を紹介する施設については、劣化や事故を防ぐため、巡回等を定期的に行い、適切に維持管理する。

③ 歴史上存在した土塁・堀・塀等の歴史的風致を形成する施設

歴史上存在した土塁・堀・塀等の桜川市の歴史的風致を形成する施設については、文献史料、絵画資料、発掘調査による調査を行い、桜川市の歴史的風致を形成するものと認められた施設については、関係

機関と協議の上，復原または案内板等を設置するなどして，歴史的風致の維持及び向上に努める。

復原した建造物等については，公開・活用を行っていくこととし，維持管理においては，それぞれの状況に応じて，文化財部局と都市・道路部局等が連携し適切な役割分担のもと維持管理を行うこととする。

(2) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

①歴史・文化を紹介する施設の維持及び整備に関する事業

事業の名称	1 旧真壁郵便局耐震補強事業	
整備主体	桜川市	
活用する国の支援事業の名称	歴史的環境形成総合支援事業 重要文化財建造物等公開活用事業	
事業期間	H20～H23	
事業箇所及び区域	真壁町真壁	
事業の概要	<p>町並み案内所や地域の歴史発信の場として使用してきたが、老朽化が著しく、敷地を含めた文化財の買い取りと耐震補強工事を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">旧真壁郵便局</p>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>旧真壁郵便局は、御陣屋前通りと高上町通りとの交差点に位置し、真壁地区の中心部にある昭和2年建築の洋風建築物である。内部は木造建築物であるため、耐震補強工事を実施し、歴史・文化を紹介する施設として使用を続けることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> <p>この建物の前で祇園祭の渡御、還御の際、祝詞を奏上する。この建物の前で祝詞が奏上される理由や、祇園祭全体の祝詞を奏上する場所等を写真及びパネル等で示してこの施設に展示することにより、祇園祭の理解が深まり、歴史的維持及び向上に寄与する。</p>	

②歴史的風致形成建造物の整備に関する事業

事業の名称	2 小田部鑄造主屋整備事業	
整備主体	桜川市	
活用する国の支援事業の名称	歴史的環境形成総合支援事業	
事業期間	H22	
事業箇所及び区域	真壁町田	
事業の概要	<p>歴史的風致形成建造物である小田部鑄造主屋の老朽化が著しい屋根の改修工事を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">小田部鑄造</p>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>小田部鑄造主屋は、重点区域の南に位置する江戸末期の木造平屋建、瓦葺の建造物である。</p> <p>小田部鑄造は、桜川市の歴史的風致にある「伝統的な産業と町」にあるとおり、建久年間（1190 頃）からこの地で梵鐘を製造しており、創業当時の製法どおり、市内で産出された粘土や砂を使用し、製造を続けている。</p> <p>この建造物は、商品や型を展示する土間や、鑄込みの際に読経する部屋やそのための控え室等に使用されており、本建造物を修理し使用を続けることは、梵鐘製造の一工程を守るとともに、建造物を一般公開することにより伝統的な製品を広く紹介することにつながり、歴史的維持及び向上に寄与する。</p>	

事業の名称	3 旧高久家整備事業	
整備主体	桜川市	
活用する国の支援事業の名称	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 市単独費 (発掘調査)	
事業期間	H23~R2	
事業箇所及び区域	真壁町真壁	
事業の概要	<p>市に寄贈された歴史的風致形成建造物である旧高久家の修理を行い、公開施設として活用するとともに、空地をポケットパークとして整備する。</p> <p>併せて、真壁陣屋堀の流末部分の埋蔵文化財を発掘調査する。</p>  <p style="text-align: center;">旧高久家住宅</p>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>旧高久家住宅は、歴史的建造物が多く集積する御陣屋前通りに位置し、重要伝統的建造物群保存地区内にある登録文化財である。</p> <p>現在は空屋となっているが、イベントの際は個人が店舗を借り上げ、土産物屋等を開店しているが、老朽化が著しく危険な建物となっている。</p> <p>改修後は、家屋や納屋、門等を修理し公開施設として使用するとともに、空地部分をポケットパークとして利用することにより、歴史的風致の維持及び向上が図られる。</p> <p>なお、発見された遺構については、関係機関と協議の上、必要に応じ歴史的風致形成建造物の指定を行うとともに、適切に保存することとする。</p>	

事業の名称	4 歴史的風致形成建造物修理事業
整備主体	個人（間接補助）
活用する国の支援事業の名称	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）
事業期間	H23～H29
事業箇所及び区域	重点区域内
事業の概要	<p>第5章歴史的風致形成建造物の指定の方針に記載し、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の外観等に係る修理に必要な費用の一部の助成を行う。</p> <p>（修理する建造物例）</p>  <p style="text-align: center;">鈴木醸造</p>  <p style="text-align: center;">橋本旅館</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるものについて、指定を行うものである。</p> <p>歴史的風致形成建造物の修理に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことが、歴史的建造物を守り、歴史的風致を活かしたまちづくりの推進につながる。</p>

③遺構の整備に関する事業

事業の名称	5 真壁陣屋跡整備事業	
整備主体	桜川市	
活用する国の支援事業の名称	歴史的環境形成総合支援事業	
事業期間	H20～H23	
事業箇所及び区域	真壁町真壁	
事業の概要	<p>真壁陣屋の背景を明らかにするため、陣屋跡地の公有地部分である真壁中央公民館跡地を対象に埋蔵文化財の確認調査を実施する。</p> <p>確認調査の成果を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、遺構の保存を図りつつ、真壁陣屋跡について公共の場としての整備（市の文化財等を展示・収蔵する施設、伝統的祭事を発表・練習する施設等）を行う。</p> <p>なお、御陣屋の遺構を示す地上表示の整備等もあわせて実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>真壁陣屋跡は、真壁城及び城下町の形成を知る上で重要な遺構であり、埋蔵文化財の確認調査を実施し、御陣屋の遺構を示す地上表示等の整備することにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> <p>なお、発見された遺構については、関係機関と協議の上、必要に応じ歴史的風致形成建造物の指定を行うとともに、適切に保存することとする。</p> <p>真壁陣屋跡の整備については、市の文化財等を展示・収蔵する施設、伝統的祭事を発表・練習する施設等を整備することにより、市民や来訪者に桜川市の文化財等の魅力を向上させ、文化財等への理解が深まることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	

(3) 歴史的風致の維持及び向上に資する祭事に関する事業

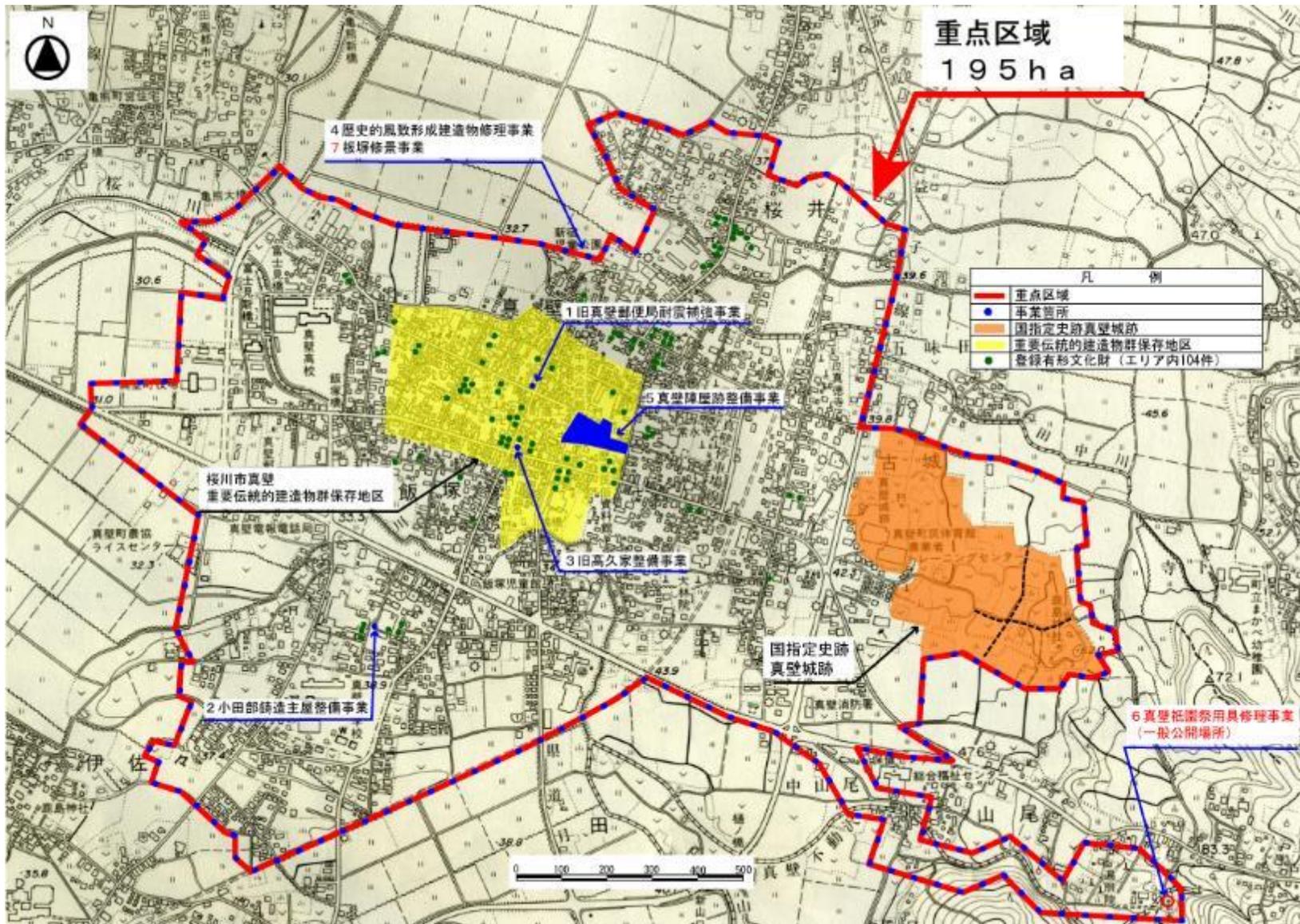
① 真壁祇園祭に関する事業

事業の名称	6 真壁祇園祭用具修理事業
整備主体	民間
活用する国の支援事業の名称	市単独費 ※文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業の活用を検討
事業期間	H25～H26
事業箇所及び区域	五所駒ヶ滝神社
事業の概要	<p>真壁祇園祭で使用する神輿の修繕並びに衣装の新調をする。</p>  <p>(修理する神輿)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業は、桜川市の維持向上すべき歴史的風致の「真壁の町並みと祇園祭」で使用する神輿並びに衣装であり、こられを修繕しながら使用することは、歴史や文化を後世に継承するとともに、市民や来訪者に桜川市の伝統的な祭りの魅力を向上させ、伝統文化への理解が深まることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> <p>なお、神輿については、五所駒ヶ滝神社で年間を通じ一般公開することとする。</p>

(4) その他, 歴史的風致の維持及び向上に資する事業

① 歴史的風致を維持向上させる塀の整備に関する事業

事業の名称	7 板塀修景事業
整備主体	桜川市
活用する国の支援事業の名称	歴史的環境形成総合支援事業
事業期間	H21~H22
事業箇所及び区域	重点区域全域
事業の概要	<p>個人宅のブロック塀を板塀に修景するための間接補助</p>  <p>作業イメージ (この後, 黒・茶系の防腐材塗布)</p>  <p>仕様</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>社団法人茨城県建築士会桜川支部では, 建築士会が取り組める事業としてブロック塀を板塀にする修景事業を, 社団法人茨城県建築士会桜川支部の費用で実施している。これは, 町並み整備の先導的事业として, 修景事業を実施すると通りの景観がこのように変わるといった, 歴史的景観に対する市民の意識の高揚を目的とした事業である。</p> <p>本事業を重点区域全域で実施することにより, 周辺環境の整備を含め, 市民の歴史的景観への意識が更に高まることが期待され, 歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> <p>また, 地元建築士会への支援は, 今後想定される伝統的建造物群保存地区での修理・修景を実施する際, 住民が気軽に相談できる受け皿として期待されるほか, 景観に合った修景の建築技術向上を目指すことを目的として実施することとし, 歴史的景観の向上や技術者の育成は, 歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



5 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方

桜川市では、これまで歴史的建造物などについては、その状態などを調査し、歴史的に価値に応じて市の文化財保護条例に基づく指定を行い、その保存活用を図ってきた。

今後においても桜川市固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくため、重点区域内において、歴史的風致を形成する上で重要な構成要素である歴史的建造物について、史跡真壁城跡、歴史や伝統を反映した人々の活動との関連をふまえ、「歴史的風致形成建造物」として指定するものとする。

真壁の祇園祭の渡御・還御の際に使用される建造物や、社務所として使用される建造物、真壁の祇園祭が行われる町並みを形成している町屋・農家、及び寺院・神社建築、重点区域の景観の特徴である門や塀等の工作物も対象とする。また、上記に関連する石碑や石造物や、橋梁も対象とする。

商家と商いに該当する建造物については、区域と一体となり町並みを形成している町屋や店舗、及び寺院・神社建築、重点区域の景観の特徴である門や塀等の工作物も対象とする。同じく、上記に関連する石碑や石造物や、橋梁も対象とする。

伝統的な産業と町については、その産業が行われる場所とその周辺とし、産業に関する工場や貯蔵庫等の建造物や、一体となり町並みを形成している町屋・農家、及び寺院・神社建築、重点区域の景観の特徴である門や塀等の工作物も対象とする。同じく、上記に関連する石碑や石造物や、橋梁も対象とする。

歴史的風致形成建造物の指定においては、下記のいずれかに該当するものとする。

- ① 意匠、技術が優れているもの。
- ② 歴史性、地域性、希少性の観点から価値が高く、保全が必要なものの。
- ③ 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上のために必要なもの。

なお、民間が所有・管理するものにあつては、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、一般公開等が継続して行われることを条件とする。

(2) 指定の方針

(ア) 国登録有形文化財（建造物），及び県・市指定文化財（建造物）等
国登録有形文化財，県・市指定有形文化財（建造物）及び県・市指定史跡を構成する建造物等，文化財としての価値に基づき指定等がすでに行われている建造物等のうち，本計画に記載する重点区域内に位置してその歴史的風致を形成し，またはその歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを，歴史的風致形成建造物として指定するものとする。

(イ) 伝統的建造物群保存地区（予定）の伝統的建造物

伝統的建造物群保存地区を予定している区域の伝統的建造物等，調査済みである建造物については，本計画に記載する重点区域内に位置してその歴史的風致を形成し，またはその歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを，歴史的風致形成建造物として指定するものとする。

(ウ) 指定等がされていない歴史的建造物

指定等がされていない歴史的建造物については，文化財的調査を実施してその歴史上，文化上の価値が認められたもののうち，本計画に記載する重点区域内に位置してその歴史的風致を形成し，またはその歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを，歴史的風致形成建造物として指定するものとする。

現在策定中（平成21年度予定）の景観計画では，景観重要建造物，景観重要公共施設の特定を行っていく予定である。景観重要建造物・景観重要公共施設については，景観計画策定に伴う調査に加えて適宜文化財的調査等を実施してその価値を明らかにするとともに，区域内において重点的に指定を進めることとする。

同時に，歴史的風致との関連性が明らかなものについては，歴史的風致形成建造物として指定するものとする。

(エ) 過去において区域の歴史的風致を形成していた歴史的建造物

重点区域内で，過去において区域の歴史的風致を形成していた建造物等のうち，これを復原し，かつ公開することが，区域の歴史的風致の維持及び向上のために特に必要と認められる場合は，これを復原した上で歴史的風致形成建造物として指定し，公開・活用を行うこととする。

ただし、復原・公開・活用に当たっては、復原場所の発掘調査や、その建造物に関する学術的な調査・研究に基づき、区域の歴史的風致が正しく引き継がれるよう特に留意する。

(3) 所有者及び支援法人からの提案

所有者及び支援法人からの指定提案については、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第十三条の規定により提案があった建造物及び付帯施設、敷地については、審査機関の審査を経て回答することとする。

(4) 審査方法

審査は、建造物の歴史的価値等を学術的に正確に判断するする必要があり公平を期す必要がある。そこで行政の機関は、受理及び提案等の事務処理を行うこととし、審査機関を別に置くこととする。

また、重点区域は伝統的建造物群保存地区予定地区と合致する部分が多いため、審査機関については伝統的建造物群保存審議会とし、同審議会により審査し決定されるものとする。

①国登録有形文化財，県・市指定文化財		
名称	建築年代	建築物の概要
1. 旧真壁郵便局	昭和2年	<p>本建築物は、重点区域の中心に位置し、昭和62年まで真壁郵便局として使用されていた建造物である。</p> <p>現在の所有者は、郵便局として使用されていた時の所有者から変わっており、郵便局として使用されていた時の所有者（特定郵便局長）は、真壁祇園祭の運営に代々大きく寄与した家であり、その家が渡御・還御の経路に当たらなかつたため、ここを休憩所としていた。</p> <p>現在もその習慣は続けられ、所有者が代わっても、郵便局として使用されていた時の所有者に敬意を持ち、ここで宮司が祝詞を奏上する。</p> <p>歴史性の観点から価値が高く、かつ外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持及び向上のために必要な建造物である。</p> <p>現在の活用状況は、市が建物を借り上げているため、建物内部の見学は自由にでき、地域のパンフレットを常備したインフォメーション機能として使用されている他、市民団体の会議や作業場として使用されている。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町真壁	登録有形文化財 (H12.10.8 08-0042)	
建築面積	所有者	
64.46㎡	個人	
		

名称	建築年代	建築物の概要
2. 小田部鑄造主屋	江戸末期	<p>本建築物は、重点区域の南部に位置し、江戸末期に建築された木造建造物である。</p> <p>現在も、小田部鑄造の主屋として使用され、梵鐘製造時の一工程はこの建築物を使用する。</p> <p>歴史性の観点から価値が高く、かつ外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持及び向上のために必要な建造物である。</p> <p>現在、土間部分は製品の展示や、梵鐘製造に必要な型が展示されており、一般公開後も、土間部分の活用を続ける予定である。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町田	登録有形文化財 (H13.8.28 08-0056)	
建築面積	所有者	
209㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
3. 西岡家住宅 店舗	明治中期	<p>本建築物は、重点区域の中心に位置し、重要伝統的建造物群保存地区の外縁部に位置する建造物である。</p> <p>西岡家は明治35年に本店（真壁町田・西岡醸造）からのれん分けして現地に支店を出す形で独立し、後に味噌・醤油の醸造と本店の酒の販売を行うようになった。現在は、本店の酒の販売を行うほか、近隣の酒販売店への酒類の卸を生業としている。</p> <p>建物は、明治中期の建造物で、現在は店舗として使用されている。</p> <p>西岡家は、代々真壁祇園祭の大老を務めるとともに、氏子総代として祭りの運営に携わっている。</p> <p>上宿町が真壁祇園祭から離脱した際も、復帰させるために活動し、これが契機となり還御に新たにルートが設けられ、その際は西岡家の前で祝詞があげられるようになった。</p> <p>西岡家の建造物を保存活用することにより、真壁祇園祭の歴史的背景と還御についての理解が深まり、歴史的風致の維持及び向上につながる。</p> <p>指定する建造物は、店舗は平屋で、桁行5間・梁間3間半の前面に片流れの鉄板屋根を架け、その奥は陸屋根のテラスとなる。</p> <p>内部は、南側に広い土間となり、奥の広い倉庫に続いている。</p> <p>西岡家の歴史的建造物は、店舗、住居、土蔵、未指定の倉庫と一体的に残り、伝建地区の建物と一体となり、地区の景観を形成している。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町真壁	登録有形文化財 (H16.6.9 08-0128)	
建築面積	所有者	
62.15㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
4. 西岡家住宅 住居	明治中期	<p>住居は寄棟・瓦葺の2階建てで、桁行5間・梁間2間半、外部仕上げささら子下見貼、開口部丈夫のみ真壁造り漆喰仕上げとした和風住宅である。</p> <p>西岡家の歴史的建造物は、店舗、住居、土蔵、未指定の倉庫と一体的に残り、伝建地区の建物と一体となり、地区の景観を形成している。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町真壁	登録有形文化財 (H16.6.9 08-0129)	
建築面積	所有者	
155.04㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
5. 西岡家住宅 土蔵	明治中期	<p>土蔵は切妻・平入り・瓦葺きの2階建てで、桁行5間・梁間3間半、東に浅い下屋を設けている。</p> <p>外部仕上げは、腰を鉄板貼（後の補修）とする以外は白漆喰である。</p> <p>西岡家の歴史的建造物は、店舗、住居、土蔵、未指定の倉庫と一体的に残り、伝建地区の建物と一体となり、地区の景観を形成している。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町真壁	登録有形文化財 (H16.6.9 08-0130)	
建築面積	所有者	
62.15㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
6. 高久家住宅 店舗	明治時代	<p>高久家は重点区域の中央部、重要伝統的建造物群保存地区内の建造物である。</p> <p>先代までは、肥料商を営んでおり、現存する店舗は先代が生まれる前から存在していたという。</p> <p>高久家の建造物は、明治期の商家の姿をとどめた建造物として、公開活用することにより、歴史的風致の維持及び向上に資する。</p> <p>なお、修理については、外観を建築当時のものとする一方、内部については公開することを前提とした修理を実施することとする。</p> <p>指定する建造物は、寄棟・平入り・棧瓦葺の2階建て、桁行6間・梁間3間半、1階前面に奥行1間の下屋庇を張り出している。</p> <p>1階正面は、右端半間を除けば全面開放で、2間おきに柱を立て、その間に引き違いのガラス戸が建てられている。</p> <p>2階正面には、2間ずつの中央に小さな角窓が合計3箇所開かれている。</p> <p>1階内部は、東側が奥行1間の土間と、その奥に6畳と8畳の座敷が続く。</p> <p>8畳の座敷は当初の面影をよくとどめており、床・違い棚・付書院を完備し、長押を廻して釘隠を打った本格的な造りである。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町真壁	登録有形文化財 (H14.8.21 08-0069)	
建築面積	所有者	
137.85㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
7. 桜井家住宅 西蔵	明治時代	<p>本建築物は、重点区域の中心に位置し、重要伝統的建造物群保存地区の外縁部北東に位置する建造物である。</p> <p>桜井家がこの地に移ったのは、江戸時代中期頃で、それ以前は古城地区に居を構えていたと伝えられている。</p> <p>桜井家は、3代前から肥料商を営み、2代前は肥料商を継ぐ傍ら、筑波鉄道株式会社、筑波運輸株式会社、真壁物産米粉株式会社、加波山興業株式会社、真壁製糸合資会社などの設立に関わっている。</p> <p>このようなことから、江戸期から近代の真壁地区の商業に大きく関わり、この地の商業の発展に寄与していたことから、歴史的風致の「真壁地区の商家と商い」に深くかかわりを持つ。</p> <p>指定する建造物である西蔵は、切妻・妻入りの2階建てで、外部を白漆喰とし、正面以外の3面をささら子下見板で覆っている。</p> <p>戸口は観音開扉であったが、現在は失われている。</p> <p>窓は2階に2箇所、南面と東面に設けられ、いずれも鉄板製の観音開扉窓である。</p> <p>内装は漆喰塗で、小屋には登梁が併用されており、古式を感じさせる。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町真壁	登録有形文化財 (H16. 2. 17 08-0117)	
建築面積	所有者	
45.07㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
8. 橋本旅館 店舗	昭和4年	<p>本建築物は、重点区域の中心に位置し、重要伝統的建造物群保存地区の外縁部に位置する建造物である。</p> <p>橋本旅館を経営する仁瓶家に残された資料によると、橋本旅館の歴史は江戸時代中期にまで遡る。</p> <p>当時、この地には代々医業を営む仁瓶家4代目の屋敷があったが、下総国栗橋の松蔵が敷地を借り旅館を開き、後に養子に入り、代々旅館の経営に当たっている。</p> <p>江戸期、この地が流通の拠点となっていた際は、多くの商人が橋本旅館を利用していたことから、この地の商業の発展に寄与していたことが伺われ、歴史的風致の「真壁地区の商家と商い」に深くかかわりを持つ。</p> <p>また、この地はかつて浅野家が治め、初代浅野長政の菩提寺もあることから、広島藩最後の藩主浅野長勲がこの地を訪れた際は、橋本旅館を利用したという記録が残っている。</p> <p>これら歴史的背景や、商業との関係を伝えることにより、歴史的風致の維持及び向上が図られる。</p> <p>指定する建造物は、入母屋・棧瓦葺の二階建てで、間口7間、奥行11間、1階に玄関、ホール、応接室、居間、厨房、浴室などを設け、2階には7室の客間をL字型に配置している。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町真壁	登録有形文化財 (H14.6.25 08-0066)	
建築面積	所有者	
236.01㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
9. 鈴木醸造 主屋	嘉永7年(1854)	鈴木醸造は、中世の真壁城跡を含む旧古城村と真壁の旧市街地であった旧町屋村が接する付近にあり、南北に通じる旧街道の東側に広い敷地を有する。
所在	文化財の指定	鈴木醸造は、歴史的風致の「伝統的な産業と町」にもあるとおり、伝統的な製法により、現在も当時と同じ製法で醸造業を営んでいるため、この建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上に資する。
真壁町古城	登録有形文化財 (H12.12.4 08-0050)	鈴木醸造は、古城通りに面して長屋門を構え、未指定の文化財を含め、古城通りの景観を形成している。
建築面積	所有者	指定する建造物は、改築の際に当時禁じられていた玄関を造っていたことから、その当時の当主から笠間藩の代官宛にその許可を求めた詫び状の写しが鈴木家に残されており、それによって嘉永7年の建築であることがわかる。
200.87㎡	個人	主屋は醸造業を始める前、農業を営んでいた際に建築された大規模な農家住宅で、座敷中央に設けた2間の玄関をはじめ、北西部の主室には床・棚・付書院を完備するなど、上層農家としての格式を示している。
		
名 称	建築年代	建築物の概要
10. 鈴木醸造 長屋門	明治初期	表門は、2本の親柱の上に冠木を乗せ、束を立てて棟木を支えており、その点では棟門である。
所在	文化財の指定	しかし、親柱の内側にそれぞれ控柱を立てて貫と梁で繋ぐ形式は明らかに薬医門であり、また冠木の上に立てられた束に腕木を差し込んで軒桁を支えるのは腕木門の手法である。
真壁町古城	登録有形文化財 (H12.12.4 08-0051)	この表門は、棟門と薬医門を折衷させ、さらに腕木門の手法も取り入れた独特の造りで、市内でも他に例を見ない独特の建造物である。
建築面積	所有者	
64.19㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
11. 市塚章一住宅 長屋門	明治初期	<p>本建築物は、重点区域の中心に位置し、重要伝統的建造物群保存地区の外縁部南に接する建造物である。</p> <p>市塚章一家が位置する飯塚通りは、旧家が多く、市塚の姓を持つ家は、真壁氏に仕えた市塚氏の一族もしくは、その分家と伝えられている。</p> <p>記録によると、近世以降市塚家は農家を生業としているが、真壁地区に市が立つ際は、飯塚地区でも穀物等の市を立てていたことから、人足役として笠間藩に冥加金を納入していた。</p> <p>五町内には農地がほとんどなかったことから、飯塚地区は穀物類の販売を行いつつ、商業地である五町内地区への食物の供給をしていたことも、記録により明らかであることから、五町内と隣接し、一体的に発展してきた地区であることがわかる。</p> <p>また、地形的にも五町内地区とは隣接し、南から西に接している地区でもある。</p> <p>飯塚通りは、市塚章一宅長屋門の他、指定未指定の長屋門や薬医門、塀が並び、この通りの景観を形成している。</p> <p>指定する建造物は、寄棟、棧瓦葺で、軒を出桁とする。</p> <p>桁行9間、梁間2間半で、正面左が桁行2間半、右が桁行4間の長屋となり、右側の長屋のみ通りに面して小さな武者窓を2箇所開く。</p> <p>門は、中央に開けられ、大扉の両側に潜り戸が付設されている。</p> <p>長屋部分の外部仕上げは、真壁造に漆喰塗であるが、通り側の腰部分には海鼠壁が用いられているのが大きな特徴で、市内の古い長屋門としては、唯一の例である。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町飯塚	登録有形文化財 (H16.6.9 08-0098)	
建築面積	所有者	
75.40㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
12. 細谷家住宅 主屋	明治後期	<p>本建築物は、重点区域の西に位置し、重要伝統的建造物群保存地区の外縁部に接する建造物である。</p> <p>細谷家は代々農業を営み、現当主で11代を数える旧家である。</p> <p>広い庭に面して南向きに建つ住居は、祖母の結婚に合わせて、明治40年に改築された物である。</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区に接し、重要伝統的建造物群保存地区には見られない長屋門という門を持つことから、重点地区内の産業の分布を示す建造物であり、商家と農家との地域区分を示すため歴史的風致の維持及び向上に資する。</p> <p>指定する建造物は、木造・棧瓦葺で、軒を出桁造りとし、桁行7間・梁間5間半、北西隅部に納戸や物置を付設し、東側に便所と物置を突き出している。</p> <p>平面は、食い遠い六間取りというべき構造で、南北に3室の座敷を並べ、東及び南に縁側を廻す。縁板および延まわりの柱は、かつての住居の部材が再利用されている。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町飯塚	登録有形文化財 (H15.7.1 08-0096)	
建築面積	所有者	
174㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
13. 細谷家住宅 長屋門	明治後期	<p>長屋門は敷地が接する西側街路に平行して建つ間口17.6m規模の木造平屋建で、寄棟造、棧瓦葺の建物で、軒は出桁造で疎垂木を配し、両側面に下屋を設ける。中央部の門口は檜材で豪壮につくり、正面左右は漆喰塗壁で、簷子下見板張とし、堂々たる外観を街路に見せる。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町飯塚	登録有形文化財 (H15.7.1 08-0097)	
建築面積	所有者	
104㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
14. 市塚政一住宅 長屋門	明治初期	<p>本建築物は、重点区域の中心に位置し、重要伝統的建造物群保存地区の外縁部南に接する建造物である。</p> <p>市塚章一家が位置する飯塚通りは、旧家が多く、市塚の姓を持つ家は、真壁氏に仕えた市塚氏の一族もしくは、その分家と伝えられている。</p> <p>記録によると、近世以降市塚家は農家を生業としているが、真壁地区に市が立つ際は、飯塚地区でも穀物等の市を立てていたことから、人足役として笠間藩に冥加金を納入していた。</p> <p>五町内には農地がほとんどなかったことから、飯塚地区は穀物類の販売を行いつつ、商業地である五町内地区への食物の供給をしていたことも、記録により明らかであることから、五町内と隣接し、一体的に発展してきた地区であることがわかる。</p> <p>また、地形的にも五町内地区とは隣接し、南から西に接している地区でもある。</p> <p>飯塚通りは、市塚章一宅長屋門の他、指定未指定の長屋門や薬医門、塀が並び、この通りの景観を形成している。</p> <p>本建築物は、明治初期の建造物で、桁行9間、梁間2間半の規模で、寄棟造、棧瓦葺の木造平屋建とし、軒を出桁造とする。</p> <p>正面右側を穀物蔵、左側を納屋とし、外装は腰を簷子下見板張、上部を漆喰塗壁、門の本柱の両側には潜戸を設ける。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町飯塚	登録有形文化財 (H15.9.19 08-0111)	
建築面積	所有者	
79㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
15. 西岡本店 店舗	明治中期以前	<p>西岡家は重点区域の南部に位置し、小田部鋳造と通りをはさみ指定・未指定の文化財が多く残されている。</p> <p>西岡本店は醸造業を営み、創業は天明2年（1782）で、滋賀県日野町からこの地に進出している。</p> <p>当初は、真壁町桜井の谷口家に隣接した土地で醸造業を営んでいたが、明治末期に現在地の土地・家屋を買収して、第二工場とし、戦後はこの地を本拠地として今日に至っている。</p> <p>小田部鋳造と西岡家の間を通ると、歴史的風致の「伝統的な産業と町」にあるとおり、小田部鋳造の製造の過程がわかる音とともに、西岡醸造の発酵の際の甘い香りや、完成間近の時の清酒の香りが周辺に漂う。</p> <p>また、視覚的には、小田部鋳造とともに、西岡醸造の建物が並び、通りの景観を形成している。</p> <p>指定する建造物は、切妻・妻入り・棧瓦葺の2階建一部平屋で、桁行10間、梁間5間半、東側半間通りが下屋となる。</p> <p>南側の平屋部分が店舗で、隣接して北側に板の間と8畳の座敷が並び、さらに北側に土間が続く。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町田	登録有形文化財 (H13. 8. 28 08-0053)	
建築面積	所有者	
189.40㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
16. 西岡本店 脇蔵	明治中期以前	<p>脇蔵は、白米蔵として用いられ、切妻・平入り・棧瓦葺で、桁行5間、梁間3間の総2階建である。</p> <p>戸口は、北側に1箇所、窓は1階南側と2階北側に角窓が設けられている。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町田	登録有形文化財 (H13. 8. 28 08-0054)	
建築面積	所有者	
49.68㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
17. 西岡本店 米蔵	明治末期	<p>米蔵は玄米蔵として用いられており、切妻・平入り・棧瓦葺で、隣接する脇蔵とは棟を直行して建てられている。</p> <p>桁行 8 間、梁間 3 間で、南側の桁行 2 間を中 2 階とし、西側の前面の 1 間半通りを下屋とする。</p> <p>戸口は西側に 1 箇所、窓は東側の通りに面して 1, 2 階とも 2 箇所づつ角窓が開かれている。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町田	登録有形文化財 (H13. 8. 28 08-0055)	
建築面積	所有者	
1 2 6 . 3 3 m ²	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
18. 小田部鑄造 北土蔵	明治中期以前	<p>本建築物は、重点区域の南部に位置し、江戸末期に建築された木造建造物である。</p> <p>現在も、小田部鑄造の主屋として使用され、梵鐘製造時の一工程はこの建築物を使用する。</p> <p>歴史性の観点から価値が高く、かつ外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持及び向上のために必要な建造物である。</p> <p>指定する建造物は、切妻・平入り・棧瓦葺きの、荷蔵である。</p> <p>桁行 13 間、梁間 3 間であるが、東側約 1 間通りは下屋部分で、西側に約 1 間の庇を架け渡している。</p> <p>北側の桁行 3 間が物置、南側の桁行 9 間半が蔵として区画され、蔵の北側に一部中 2 階が設けられている。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町田	登録有形文化財 (H13. 8. 28 08-0057)	
建築面積	所有者	
1 6 8 . 6 3 m ²	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
19. 小田部鑄造 南土蔵	明治中期以前	<p>南土蔵は、切妻・平入り・2階建、屋根は置屋根形式の棧瓦葺である。</p> <p>桁行4間半、梁間2間半で、西側中央に戸口を開き、西側および南側に約4尺の庇を架け渡している。</p> <p>家財道具を収納するための文庫蔵として建てられたといわれ、北土蔵と比べると造りの良さが目立っている。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町田	登録有形文化財 (H13.8.28 08-0058)	
建築面積	所有者	
55.03㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
20. 小田部鑄造 門	明治時代	<p>門は、二本の親柱の内側にそれぞれ控柱を立て、紅梁で繋いでその上に棧瓦葺の切妻屋根を乗せた、典型的な一間一戸の薬医門である。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町田	登録有形文化財 (H13.8.28 08-0059)	
建築面積	所有者	
間口3.04m	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
21. 谷口義衛家住宅長屋門及び主屋	明治25年	<p>谷口家は重点区域の北部に位置し、通りに面し西側に2棟の歴史的建造物を残している。</p> <p>谷口家は、明治 25 年同じ桜井地区の谷口家から分家して独立したもので、当主で3代目となる。</p> <p>同年、本家によって建設された新宅となっているが、ただ総てが新築ではなく、長屋門は近隣の大和地区から移築したものである。</p> <p>谷口家は、現在商業活動は行っていないが、かつて真壁地区の近代化や、物資を供給してきたという歴史的背景や、重要伝統的建造物群の北部に位置し、歴史的風致の真壁地区の商いと商業に関係する業務を営んでいたことを示し、谷口家や大森家と一体となり、桜井地区の景観を形成しているため、谷口家の一連の建造物を保存・活用することにより、本地区の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> <p>指定する建造物は、寄棟・棧瓦葺で、桁行4間半、梁間4間半、2室の座敷と床・棚を備えた8畳の座敷、南及び西側の内縁と便所及び浴室からなる。</p> <p>小規模な改修を除けば、創建当時の状態をそのまま保っている。</p> <p>長屋門は、寄棟・棧瓦葺で、軒を出桁造とする。桁行10間5尺、梁間2間半で、正面左が桁行2間半の物置、右が桁行5間半の居室となり、右側の前面を4尺程度張り出して店舗風の造りとしている。</p> <p>門は、中央左寄りに開けられ、大扉の左側に潜戸が付設されている。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録有形文化財 (H17.7.12 08-0190)	
建築面積	所有者	
190㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
22. 谷口家住宅 北袖蔵	明治末期	<p>谷口家は重点区域の北部に位置し、通りの両側に数多くの歴史的建造物を残している。</p> <p>谷口家は地区内でも指折りの旧家で、その歴史は江戸時代初期にまでさかのぼる。</p> <p>幕末には、絞油業及び醤油製造業を営み、名主も務めていたことが知られる。</p> <p>明治期になってからは、座繰り製糸を始め、明治14年には蒸気を利用した機械製糸所を設立している。</p> <p>谷口家は、重点区域の中心部に真壁銀行や真壁水力発電株式会社等を設立するとともに、岩瀬と土浦を結ぶ筑波鉄道の設立に尽力し、社長を歴任していた。</p> <p>このように、谷口家は真壁地区の商家の成り立ちに大きく尽力し、明治から昭和初期にかけて、真壁地区の商業の基礎を築いている。</p> <p>このことから、これらの歴史的背景や歴史的風致の「真壁地区の商家と商い」を支えた旧家として、保存することにより、「真壁地区の商家と商い」に深みが生まれる。</p> <p>北袖蔵は、正確な年代を示す資料は発見されていないが、現存する店舗（明治33年）が建てられたときにはすでに存在しており、店舗奥の住居部分（江戸末期）と同じ頃か、あるいはそれ以前の建物と伝えられている。</p> <p>北袖蔵は、店舗と一体となり存在し、桜井地区の通りの景観を形成している。</p> <p>このことから、店舗と一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録有形文化財 (H12. 4. 28 08-0025)	
建築面積	所有者	
39.66㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
23. 谷口家住宅 南袖蔵	明治末期	<p>南袖蔵は、正確な年代を示す資料は発見されていない。しかし部材の古さから、店舗と同時代頃と推測されている。</p> <p>南袖蔵は、店舗と一体となり存在し、桜井地区の通りの景観を形成している。</p> <p>このことから、店舗と一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録有形文化財 (H12. 4. 28 08-0026)	
建築面積	所有者	
66.10㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
24. 谷口家住宅 門	明治末期	<p>門は、親柱の内側に両開き板戸を兼備した薬医門で、南北両側に通用門を付設している。</p> <p>門は、店舗と一体となり存在し、桜井地区の通りの景観を形成している。</p> <p>このことから、店舗と一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録有形文化財 (H12. 4. 28 08-0027)	
建築面積	所有者	
間口2.7m	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
25. 谷口家住宅 石蔵	大正期	<p>寄棟・妻入り・棧瓦葺きで、石材は地元の真壁石で、外部は一つ一つの石に面を取り、軒蛇腹や胴蛇腹には洋風のくり型を施し、小屋組には木製キングポスト・トラスを用いるなど、市内でも例を見ない精巧かつ完成された石造建築である。</p> <p>石蔵は、通りに面しており、地元産品の石材を使った建築物として、また店舗と一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録有形文化財 (H17.7.12 08-0194)	
建築面積	所有者	
72㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
26. 谷口家住宅 奥蔵	明治初期	<p>奥蔵は、穀蔵の背後に位置する土蔵で、切妻・平入り・棧瓦葺き、桁行6間半・梁間3間、前面に設けられた漆喰塗引き戸の出入り口の上に下屋を架ける。</p> <p>窓は両側面に各1箇所、背面に3箇所開けられ、いずれも観音開きの鉄扉を備えている。</p> <p>奥蔵は、通りから望見することができ、一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録有形文化財 (H17.7.12 08-0195)	
建築面積	所有者	
83㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
27. 谷口家住宅 穀蔵	明治初期	<p>穀蔵は、切妻・平入り・棧瓦葺きの土蔵で、桁行6間・梁間3間、前面に奥行1間の下屋を設ける。</p> <p>出入り口は正面右寄り、窓は両側面に開けられ、いずれも漆喰塗の観音開き扉を備えている。</p> <p>石蔵は、通りに面しており、一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録有形文化財 (H17.7.12 08-0196)	
建築面積	所有者	
66㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
28. 谷口家住宅 離れ	明治初期	<p>離れは、主屋座敷の東南方向に位置する。6畳と3畳に縁を廻した西側の平屋建は東西棟の入母屋造につくり、その背景東側に桁行3間半梁行2間半、東北棟、入母屋造の2階屋を配置する。2階は12畳規模の1室で、床・棚・平書院を備えた良質の大広間を設ける。</p> <p>離れは、主屋に隣接し、一連の建造物を保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録有形文化財 (H17.7.12 08-0196)	
建築面積	所有者	
66㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
29. 小林商店 店舗	昭和3年(1928)	<p>本建築物は、重点区域の中心に位置し、重要伝統的建造物群保存地区の外縁部西に位置する建造物である。</p> <p>小林商店は、明治初期にこの地で米穀商を営むとともに、周辺の水車を利用して精米も行っていった。</p> <p>明治初期には、五町内といわれる地区と小林商店は建物が連続し、ともに商業地として発展してきた歴史がある。</p> <p>このことから、「真壁地区の商家と商い」にも深く関係することから、歴史的風致維持及び向上に資する建造物である。</p> <p>指定する建造物は、寄棟・平入り・棧瓦葺きで、桁行4間半、梁間2間、前面に約4尺の下屋庇を張り出し、その奥やや西寄りに3室からなる住居部分を接続している。</p> <p>店舗と住居は一体的寄棟屋根が架けられている。</p> <p>店舗正面は、右脇に半間の戸袋が設けられる以外は全面開放で、中央に柱を立てている。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町飯塚	登録有形文化財 (H15.7.1 08-0100)	
建築面積	所有者	
93.12㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
30. 小林商店 米蔵	明治時代	<p>米蔵は切妻・平入り・棧瓦葺きで、桁行3間半・梁間2間、前面に5尺弱の下屋庇を張り出している。</p> <p>正面は中央1間半を開口部として板戸を建て、両側1間を真壁造の壁面としている。</p> <p>内部も、下屋庇部分と奥の旧精米室との境はほぼ中央部1間を除いて間仕切壁が設けられている。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町飯塚	登録有形文化財 (H15.7.1 08-0101)	
建築面積	所有者	
32.61㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
31. 桜井住宅 新蔵	明治時代	<p>新蔵は、西蔵の後に建築された蔵で、切妻・平入りの2階建てで、全面に約1間の下屋を設けている。</p> <p>外部を黒漆喰とし、側面および背面の1階部分をささら子下見板で覆っている。</p> <p>軒は鉢巻から主屋をわずかに出して妻側に破風板を設けた特異な様式である。</p> <p>新蔵は、桜井家の一連の建造物と一体となっており、通りから望見することができることから、保存・活用することにより歴史的風致の維持及び向上が図られる。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町真壁	登録有形文化財 (H16.2.17 08-0118)	
建築面積	所有者	
46.77㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
32. 谷口義衛家住宅 土蔵	明治25年	<p>切妻・平入り・棧瓦葺で、桁行3間・梁間2間、前面に観音開の防火扉を備えた出入り口を設け、上部に土庇を架けている。</p> <p>中引梁に登り梁を渡しただけの小屋組は時代の古さを示している。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録有形文化財 (H17.7.12 08-0191)	
建築面積	所有者	
38㎡	個人	
		

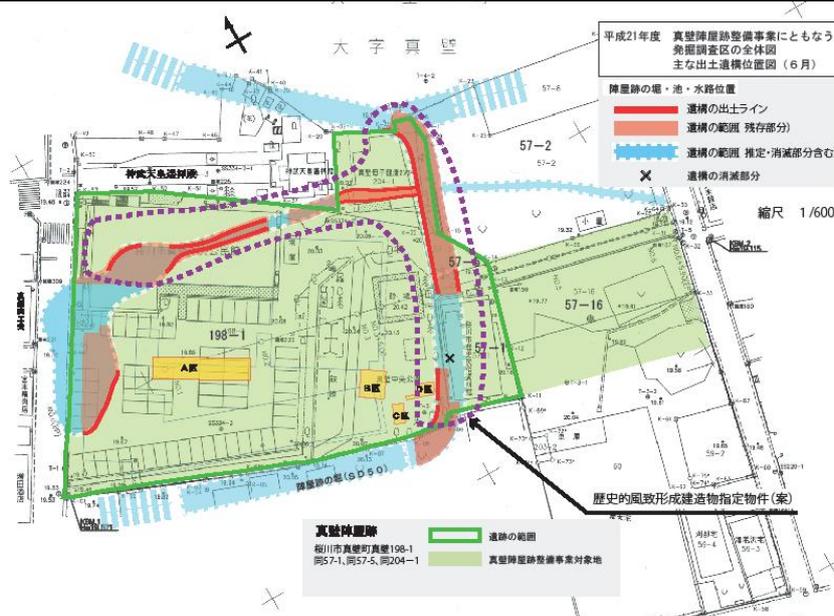
名 称	建築年代	建築物の概要
33. 谷田部家住宅長屋門	明治25年	<p>本建築物は、かつての町人地（町屋村）と旧真壁城（古城村）の間に通じる旧街道の東側に位置する。</p> <p>谷田部家は、近世初期からこの地にあつて代々名主を務め、明治初期には戸長も務めた旧家である。</p> <p>谷田部家の前の道路は、真壁祇園祭の際、渡御、還御のルートとなっており、通りの景観と一体となり、近世の祭りの情緒を醸し出している。</p> <p>長屋門は桁行8間、梁間2間の寄棟造である。屋根は棧瓦葺であるが、以前は茅葺であった。正面北側を8畳の座敷、南側を板敷物置とし、正面各間に小さな与力窓も設けている。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録有形文化財 (H12.10.18 08-0043)	
建築面積	所有者	
74㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
34. 大森家住宅主屋	大正初期	<p>製糸業の家の店舗兼住居。表通りに面する2階建、寄棟造、平入の店舗の奥に、平屋、寄棟造の住居部分が接続する。</p> <p>内部は1階前面下屋と南半を広い土間とし、北半に座敷を並べ、2階は田字型に部屋を取る。</p> <p>階高を抑えた町家の姿は、地域の景観上欠かせない存在である。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録有形文化財 (H16.3.29 08-0120)	
建築面積	所有者	
111㎡	個人	
		

名 称	建築年代	建築物の概要
35. 大森家住宅長屋門	大正初期	<p>主屋の南に接して門口を開き、その南に小部屋を配し、切妻造、棧瓦葺の屋根を架ける。</p> <p>正面側は門口の軒を二重の出桁造とし、南小部屋外部は漆喰で塗り込め、下半は高く下見板張とする。</p> <p>小規模だが特徴ある形式で、屋敷の表構えを構成する主要素となっている。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町桜井	登録有形文化財 (H16.3.29 08-0121)	
建築面積	所有者	
31㎡	個人	
		

②過去において区域の歴史的風致を形成していた歴史的建造物

名称	建築年代	建築物の概要
1. 真壁陣屋跡	江戸中期	真壁陣屋は、江戸初期～江戸末期に笠間藩の出張所として機能してきた。 本敷地は、平成21年1月の試掘調査により、遺物が発見されたため埋蔵文化財包蔵地とし、同年5月より発掘調査を実施した。 その結果、真壁陣屋の遺構のうち堀・水路・池の一部が発見され、これら遺構から遺物も多く発見された。 このことから、近世の真壁地区の成立を知る上でも重要な遺構となり、これら遺構や遺物の保存を行う。 さらに、その敷地は祇園祭の遙拝殿と同一であり、一部遺構は遙拝殿の地下にあることが確認されているため、これらの関係を表示することにより歴史的風致の維持及び向上が図られると考える。 今後は、遺構・遺物の保存とともに、歴史的風致の維持及び向上を図るため、遺構の整備や遺物の公開を実施するものとする。
所在	文化財の指定	
真壁町真壁	無し	
種別	詳細	
遺跡	堀、池、水路	



③指定等がされていない歴史的建造物		
名 称	建築年代	建築物の概要
1. 高久家住宅納屋及び門	明治時代	<p>高久家の建築物については、店舗と一体となっているため、現存する建造物である納屋と門を保存・修理するとともに、景観にそぐわない建築物を修景することにより、地区の景観に沿った建築物群となる。</p> <p>納屋は木造・棧瓦葺の二階建てで、一階、二階とも同面積のものであり、肥料商を営んでいた際に使用していたと推測できる。</p> <p>また門は、典型的な四つ足門で、周囲の景観と一体となっている。</p> <p>本建造物は、伝統的建造物群保存対策調査で調査し、同報告書においても歴史的価値の高い建造物として評価されている。</p>
所在	文化財の指定	
真壁町真壁	無し	
建築面積	所有者	
33.05 m ²	桜川市	
 <p>高久家住宅納屋</p>		
 <p>高久家住宅門</p>		

6 歴史的風致形成建造物の管理・活用の指針となるべき事項

(1) 管理の指針の基本事項

歴史的風致形成建造物の管理・活用については、法第14条から第21条に定められており、これを基本とし、各法令により指定・登録をされている歴史的建造物については、歴史的風致形成建造物としての指定が重複して行われることとなり調整を行うこととする。

歴史的風致形成建造物は、地区の歴史的風致を形成するとともに、公開・活用されることによって歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなるため、官民の所有を問わず積極的な公開・活用が不可欠である。

歴史的風致形成建造物の公開・活用が進められるよう体制を整備するとともに、パンフレット・ホームページなどを通じての広報活動、各種イベントなどによる普及啓発活動等を継続的に実施していくものとする。

法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届け出が不要の行為については、以下の行為とする。

- ア) 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- イ) 茨城県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、第18条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請、及び同条例第19条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合並びに同条例第40条第1項に基づく茨城県史跡について、同条例第40条第1項に基づく茨城県指定史跡について、同条例第47条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第48条の規定に基づく復旧の届出を行った場合。
- ウ) 桜川市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第18条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第19条の規定に基づく修理の届出並びに同条例第40条第1項の規定に基づく桜川市指定史跡について、同条例第47条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第48条の規定に基づく復旧の届出を行った場合。
- エ) 桜川市伝統的建造物群保存地区保存条例第5条第2項第2号に規定する伝統的建造物について、同条例第6条第1項第1号の規定に基づく現状変更許可申請を行った場合。

個別の事項

① 旧真壁郵便局

旧真壁郵便局は国登録有形文化財であり，所有者との契約により市が建物・敷地を借り受け，まちづくり団体に管理を委託している。

市は，これに対し支援を行い，適正な管理ができるように指導することとする。

また，景観計画を策定するにあたり，景観重要建造物の指定を行うこととする。

② 真壁中央公民館敷地の埋蔵文化財包蔵地及び石碑

これらについては，歴史的風致形成建造物の指定を行う予定は無いが，重点区域の歴史的背景を知る上で重要であるため記載する。

真壁中央公民館の敷地は，江戸期に笠間藩の陣屋があった場所で，下水道事業を実施した際に，部分的な試掘調査を行っている。

その際に，絵図に記された堀跡と思われる遺構が発見されたことから，今回実施する区域には，絵図から推測すると堀跡の他，池の遺構が包蔵されている可能性がある。

同敷地の埋蔵文化財包蔵地は，平成 21 年 1 月から試掘調査および発掘調査を行い，歴史的価値を検証することとする。検証後は，埋め戻しを行い，市が適切に管理することとする。

また，真壁中央公民館の敷地は，明治期以降は教育や行政の中心となったこともあり，明治期以降に建立された教育関係の石碑が多くあるため，これらについては，毀損されないように適切に管理することとする。

③ 街路遺構

街路遺構については，基本的に現在の幅員や道筋を変えず整備することとし，道路改良工事を実施する際は，絵図に残る遺構（街路・木戸等）のある場所については，遺構の有無の確認や必要に応じ発掘調査を行うこととする。

(2) 歴史的風致形成建造物の活用

個別の事項

① 旧真壁郵便局

旧真壁郵便局は、平成16年度の来訪者数は5,000人であったものが、まちづくり団体による展示やイベントの開催により、平成20年度には100,000人に増加している。

今後は、これら実績に加え、利便施設としての機能を向上させ、更なる利活用の推進を図っていくものとする。

② 真壁中央公民館建設敷地の埋蔵文化財包蔵地及び石碑

同土地の発掘調査において明らかになった土塁や堀等重要遺構については、関係機関と協議の上、復元や埋め戻し後に地上表示を行うとともに、同土地の歴史的背景や出土品等を、新たに建設を計画している建物に、整備される予定の展示スペースを活用し、市民や来訪者に対し公開を行う。

また、散在している石碑を集積し、石碑についての説明板を設け、由来や意味について市民や来訪者に対し公開を行う。

③ 街路遺構

街路遺構については、街路遺構とわかるような案内板やパンフレットを作成し、由来や意味について市民や来訪者に対し広報等を行う。

資 料

目 次

資料 1	桜川市の指定文化財一覧及び分布	・・・	1
資料 2	桜川市の登録有形文化財一覧及び分布	・・・	7
資料 3	桜川市歴史的風致維持向上推進協議会設置要綱	・・・	1 1

資料1 桜川市の指定文化財一覧及び分布

番号	区分	名称	種類	管理者	所在
1	国指定	小山寺三重塔	建造物	小山寺	富谷
2	国指定	桜川(サクラ)	名勝地	桜川市	磯部
3	国指定	新治廃寺跡(附上野原瓦窯跡)のうち 附上野原瓦窯跡	遺跡	桜川市	上野原
4	国指定	桜川のサクラ	植物	桜川市	磯部
5	国指定	網代笈	工芸品	月山寺	西小埜
6	国指定	木造観世音菩薩立像(附前立尊1軀)	彫刻	雨引山楽法寺	本木
7	国指定	真壁城跡	遺跡	桜川市	真壁町古城・ 真壁町山尾
8	国選定	桜川市真壁重要伝統的建造物群保存 地区	伝統的建造 物群	—	真壁町真壁
9	国登録	登録有形文化財104棟	建造物	桜川市、個人	真壁町地区
10	国選択	五所駒瀧神社の祭事	風俗慣習	五所駒瀧神社 祭事保存会	真壁町山尾
11	国選択	北関東のササガミ習俗	風俗慣習		
12	県指定	絹本著色曼陀羅	絵画	月山寺	西小埜
13	県指定	絹本著色両部曼陀羅	絵画	月山寺	西小埜
14	県指定	木造薬師如来坐像	彫刻	月山寺	西小埜
15	県指定	木造菩薩像	彫刻	月山寺	西小埜
16	県指定	木造薬師如来像	彫刻	月山寺	西小埜
17	県指定	木造十一面観音菩薩坐像	彫刻	小山寺	富谷
18	県指定	木造不動明王像, 毘沙門天立像	彫刻	小山寺	富谷
19	県指定	木造如意輪観世音菩薩坐像	彫刻	坂本区	坂本
20	県指定	木造狛犬	彫刻	磯部稲村神社	磯部
21	県指定	木造薬師如来坐像	彫刻	磯部稲村神社	磯部
22	県指定	木造狛犬	彫刻	二所神社	西小埜
23	県指定	青銅製鈴	工芸品	月山寺	西小埜
24	県指定	木製のたらい	工芸品	月山寺	西小埜
25	県指定	呉須皿	工芸品	月山寺	西小埜
26	県指定	厨子	工芸品	月山寺	西小埜
27	県指定	法華経	書跡	月山寺	西小埜
28	県指定	月山寺書院	建造物	月山寺	西小埜
29	県指定	大般若波羅密多経	書跡	鴨大神御子神 主玉神社	加茂部
30	県指定	小山寺本堂・仁王門・鐘楼	建造物	小山寺	富谷
31	県指定	狐塚古墳出土遺物一括	考古資料	桜川市	岩瀬
32	県指定	堀の内古窯跡群	遺跡	個人	大泉

番号	区分	名称	種類	管理者	所在
33	県指定	鴨鳥五所神社本殿(附棟札2枚・銘札1枚)	建造物	鴨鳥五所神社	大泉
34	県指定	絹本着色愛染明王画像	絵画	楽法寺	本木
35	県指定	絹本着色弁財天画像	絵画	楽法寺	本木
36	県指定	絹本着色十一面観音画像	絵画	楽法寺	本木
37	県指定	木造不動明王立像	彫刻	楽法寺	本木
38	県指定	木造阿弥陀如来坐像	彫刻	祥光寺	本木
39	県指定	木造不動明王立像・木造毘沙門天立像	彫刻	祥光寺	本木
40	県指定	五鈷杵	工芸品	楽法寺	本木
41	県指定	大般若経	書跡	楽法寺	本木
42	県指定	雨引観音本堂	建造物	楽法寺	本木
43	県指定	雨引観音仁王門	建造物	楽法寺	本木
44	県指定	雨引観音楽法寺東照山王社殿(附棟札2枚)	建造物	楽法寺	本木
45	県指定	雨引観音楽法寺多宝塔(附棟札1枚)	建造物	楽法寺	本木
46	県指定	石造祥光寺多宝塔	建造物	祥光寺	本木
47	県指定	真壁家累代の墓地及び墓碑群	遺跡	桜川市	真壁町山尾
48	県指定	紙本著色 伝真壁道無像	絵画	桜川市	真壁町真壁
49	県指定	真壁長岡古宇田文書	古文書	桜川市	真壁町真壁
50	県指定	椎尾山薬王院の樹叢	植物	薬王院	真壁町椎尾
51	県指定	金銅造薬師瑠璃光如来坐像	彫刻	薬王院	真壁町椎尾
52	県指定	三重塔	建造物	薬王院	真壁町椎尾
53	県指定	八柱神社本殿	建造物	個人	真壁町塙世
54	県指定	鹿島神社本殿	建造物	個人	真壁町上谷貝
55	県指定	木造虚空蔵菩薩坐像	彫刻	山口地区	真壁町田
56	県指定	木造菩薩立像(伝准胝観音)	彫刻	羽鳥地区	真壁町羽鳥
57	県指定	木造天部形立像	彫刻	清浄院	真壁町白井
58	県指定	木造天部形立像	彫刻	清浄院	真壁町白井
59	県指定	宋版一切経	書跡	最勝王寺	真壁町東山田
60	県指定	木造阿弥如来坐像及び菩薩立像(伝観音菩薩)・天部立像(伝虚空蔵菩薩)、木造四天王	彫刻	妙法寺	本郷
61	市指定	日光月光菩薩立像	彫刻	磯部稲村神社	磯部
62	市指定	一木造り像	彫刻	磯部稲村神社	磯部
63	市指定	五大力像	彫刻	池亀地区	池亀
64	市指定	木造中郡庄司坐像	彫刻	個人	友部
65	市指定	木造藤原鎌足公坐像	彫刻	個人	友部

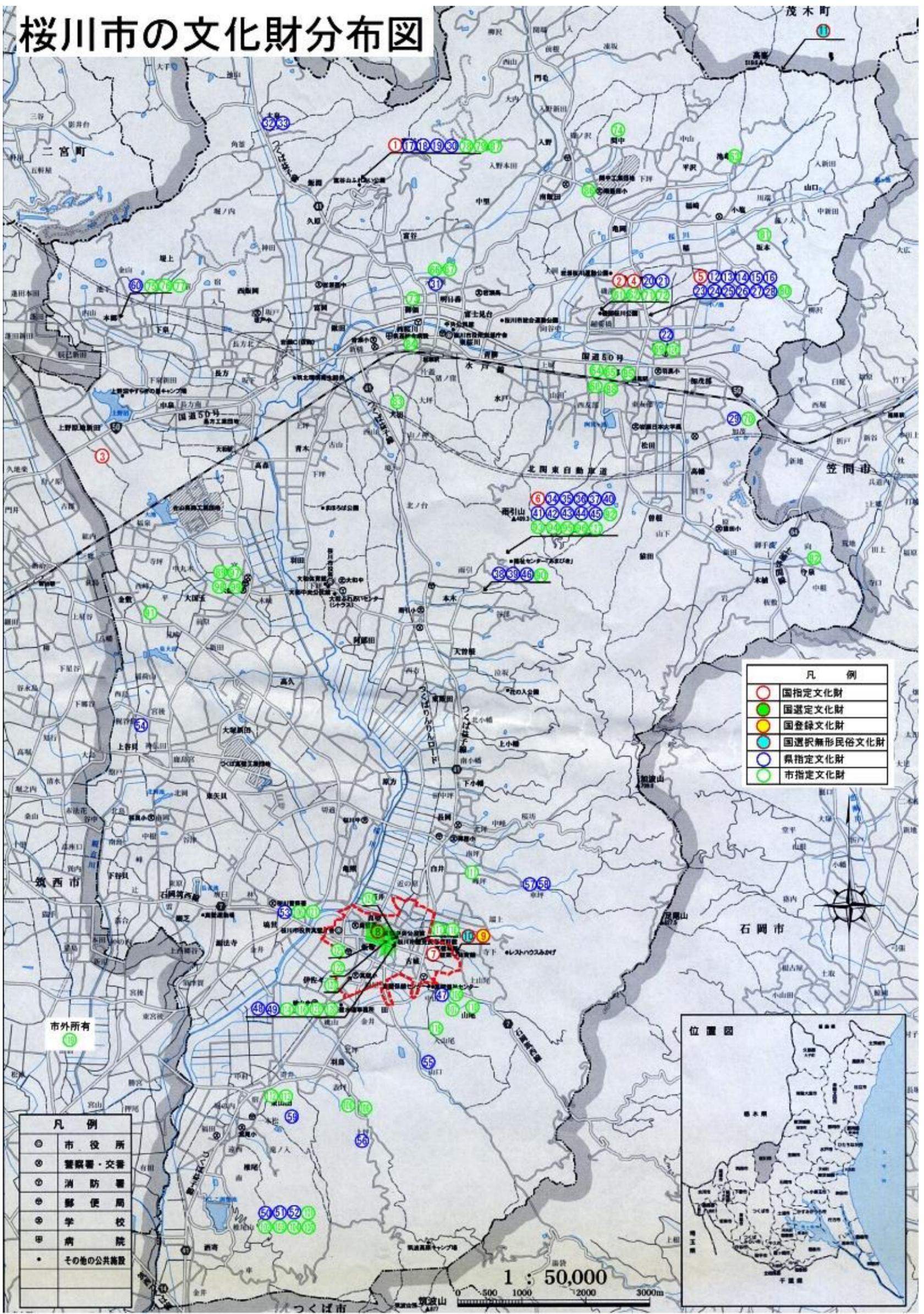
番号	区分	名称	種類	管理者	所在
66	市指定	薬師如来坐像・日光菩薩像・月光菩薩像・十二神将像・如来像	彫刻	元岩瀬地区	岩瀬
67	市指定	松田古墳群出土遺物一括	考古資料	桜川市	松田・岩瀬
68	市指定	薬師如来坐像	彫刻	個人	友部
69	市指定	地藏菩薩立像	彫刻	西小埜一区	西小埜
70	市指定	鴨大神御子神主玉神社本殿	建造物	鴨大神御子神主玉神社	加茂部
71	市指定	御手洗	遺跡	磯部稲村神社	磯部
72	市指定	要石	考古資料	磯部稲村神社	磯部
73	市指定	古代彩色壁画板石	考古資料	桜川市	岩瀬
74	市指定	ささら舞	民俗芸能	間中ささら舞保存会	間中
75	市指定	木造地藏菩薩立像(附胎内摺絵一括1,560点)	彫刻	妙法寺	本郷
76	市指定	板碑	考古資料	妙法寺	本郷
77	市指定	妙法寺山門	建造物	妙法寺	本郷
78	市指定	木造釈迦入涅槃像	彫刻	小山寺	富谷
79	市指定	木造如来立像・木像如来立像(寺伝薬師如来像)	彫刻	小山寺	富谷
80	市指定	月山寺本堂・境内山王社本殿・中門	建造物	月山寺	西小埜
81	市指定	木造不動明王・降三世明王立像	彫刻	坂本区	坂本
82	市指定	木造阿弥陀如来坐像	彫刻	今泉区	今泉
83	市指定	木造聖観音立像	彫刻	法蔵院	犬田
84	市指定	木造男神坐像(伝天満天神坐像)・木造女神坐像	彫刻	個人	岩瀬
85	市指定	花園古墳群2号墳	遺跡	個人	友部
86	市指定	篠ノ沢古墳	遺跡	個人	南飯田
87	市指定	小山寺の大杉	植物	小山寺	富谷
88	市指定	大拍子太鼓	工芸品	香取神社	友部
89	市指定	后神社御神体	彫刻	木崎区長	大国玉
90	市指定	木造出山釈迦立像	彫刻	祥光寺	本木
91	市指定	木造親鸞聖人座像	彫刻	真像寺	金敷
92	市指定	東照大権現徳川家康公像	彫刻	楽法寺	本木
93	市指定	仁王尊像一対	彫刻	楽法寺	本木
94	市指定	雨引山黒門	建造物	楽法寺	本木
95	市指定	雨引山楽法寺鬼子母神堂	建造物	楽法寺	本木
96	市指定	宿椎	植物	楽法寺	本木
97	市指定	鎌の祭	風俗慣習	大国玉神社	大国玉

番号	区分	名称	種類	管理者	所在
98	市指定	さやどまわり	風俗慣習	大国玉神社	大国玉
99	市指定	道標兼供養塔	歴史資料	大曾根区長	大曾根
100	市指定	五所駒瀧神社本殿	建造物	個人	真壁町山尾
101	市指定	椎尾山薬王院本堂	建造物	薬王院	真壁町椎尾
102	市指定	木造因陀羅大将立像(伝巳神)	彫刻	薬王院	真壁町椎尾
103	市指定	小金銅仏立像	彫刻	薬王院	真壁町椎尾
104	市指定	算額	民俗資料	薬王院	真壁町椎尾
105	市指定	薬王院仁王門	建造物	薬王院	真壁町椎尾
106	市指定	八柱神社拝殿	建造物	個人	真壁町塙世
107	市指定	唐金造渡来仏立像	彫刻	遍照院	真壁町山尾
108	市指定	仁王像(阿像・吽像)	彫刻	羽鳥地区	真壁町羽鳥
109	市指定	木造薬師如来坐像	彫刻	羽鳥地区	真壁町羽鳥
110	市指定	大日如来坐像・薬師如来立像	彫刻	山尾地区	真壁町山尾
111	市指定	白井座の人形芝居	民俗資料	個人	真壁町白井
112	市指定	聖護院道興筆天神名号	歴史資料	個人	真壁町東山田
113	市指定	石刃(ブレード直刀)	考古資料	個人	真壁町東山田
114	市指定	直刀他付属品	考古資料	桜川市	真壁町真壁
115	市指定	山尾権現山廃寺	遺跡	桜川市	真壁町真壁
116	市指定	古宇田家史料一括	歴史資料	桜川市	真壁町真壁
117	市指定	陣羽織(桜任蔵愛用)	歴史資料	個人	真壁町古城
118	市指定	文机(桜任蔵愛用)	歴史資料	個人	真壁町古城
119	市指定	小川容斎肖像	歴史資料	個人	土浦市中貫
120	市指定	真壁家資料一括	歴史資料	桜川市	真壁町真壁
121	市指定	八柱神社のケヤキ	植物	八柱神社	真壁町塙世
122	市指定	密弘寺のケヤキ	植物	密弘寺	真壁町真壁
123	市指定	田村神社のケヤキ	植物	田村神社	真壁町田
124	市指定	塚本家のサイカチ	植物	個人	真壁町真壁
125	市指定	市塚家のタイサンボク	植物	個人	真壁町飯塚
126	市指定	二所神社本殿(旧八幡宮本殿)(付宮殿)	建造物	二所神社	西小塙
127	市指定	木造五智如来坐像	彫刻	薬法寺	本木
128	市指定	北椎尾天神塚古墳出土遺物一括	考古資料	桜川市	真壁町飯塚

桜川市の指定等文化財数

区 分	有形文化財								民俗文化財		記念物			伝統的 建造物群		計
	建造物	絵 画	書 跡	彫 刻	工 芸 品	歴 史 資 料	考 古 史 料	古 文 書	有 形 民 俗 文 化 財	無 形 民 俗 文 化 財	遺 跡	植 物	名 勝 地	重 要 伝 統 的 建 造 物 群	保 存 地 区	
国指定	1			1	1						2	1	1			7
国選定															1	1
国登録	104															104
国選択										2						2
県指定	11	6	4	18	5		1	1			2	1				49
市指定	10			27	1	7	7		2	3	4	7				68
計	126	6	4	46	7	7	8	1	2	5	8	9	1	1		231

桜川市の文化財分布図



○	国指定文化財
●	国選定文化財
●	国登録文化財
●	国選無形民俗文化財
○	県指定文化財
○	市指定文化財

◎	市役所
◎	警察署・交番
◎	消防署
◎	郵便局
◎	学校
◎	病院
●	その他の公共施設



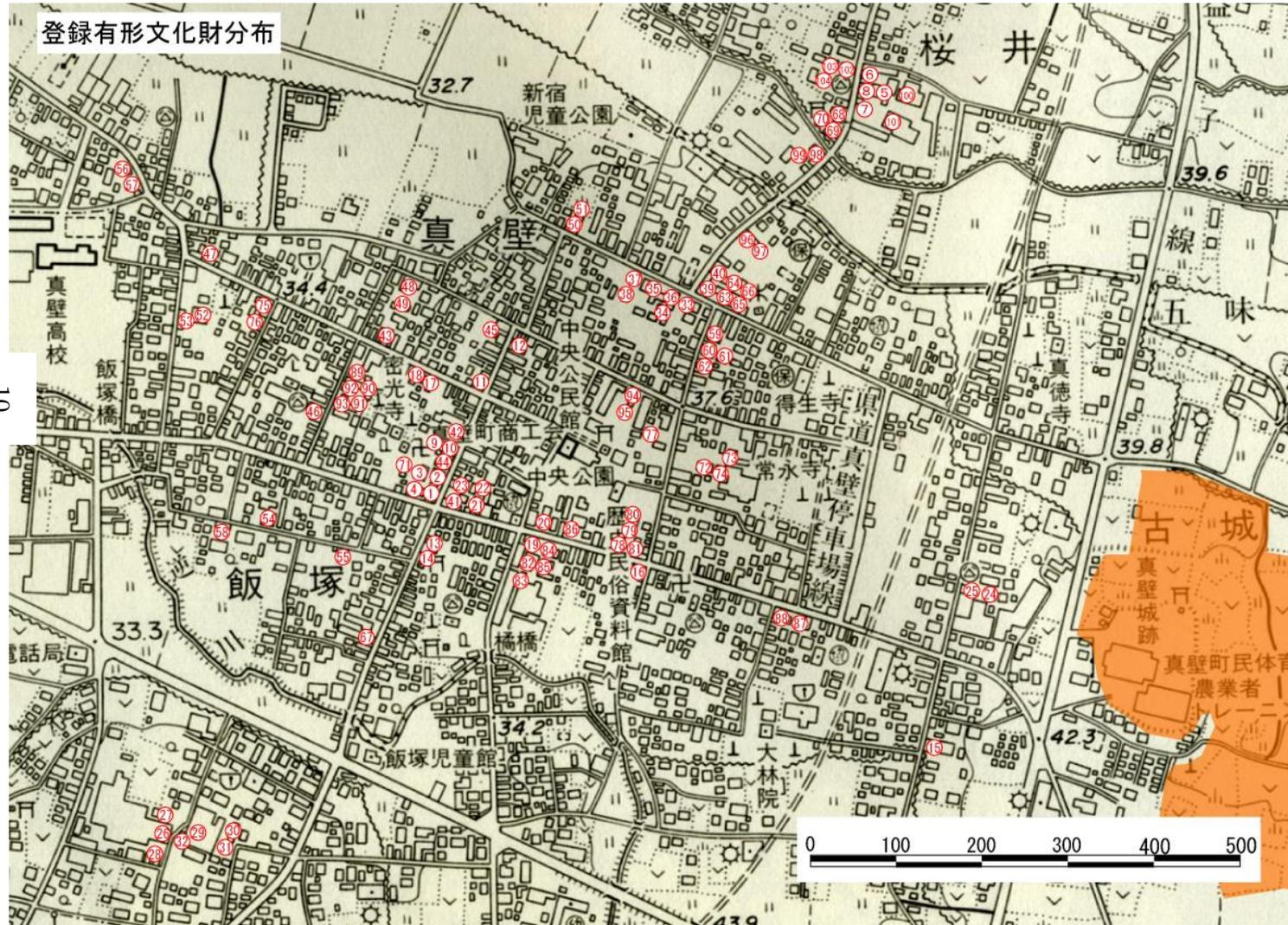
資料2 桜川市の登録有形文化財一覧及び分布

番号	件名	所在地	構造及び様式	建築年月日
1	潮田家見世蔵	真壁町真壁 189	土蔵造2階建・瓦葺	明治43年
2	潮田家袖蔵	真壁町真壁 189	土蔵造2階建・瓦葺	明治45年
3	潮田家脇蔵	真壁町真壁 189	土蔵造2階建・瓦葺	明治30年
4	潮田家別荘	真壁町真壁 189	木造2階建・瓦葺	明治初期
5	谷口家住宅(店舗)	真壁町桜井 373	木造2階建・瓦葺	明治33年
6	谷口家北袖蔵	真壁町桜井 373	土蔵造2階建・瓦葺	江戸末期
7	谷口家南袖蔵	真壁町桜井 373	土蔵造2階建・瓦葺	明治末期
8	谷口家門	真壁町桜井 373	木造・薬医門・棧瓦葺	明治末期
9	木村家住居	真壁町真壁 217-1	土蔵造2階建・棧瓦葺	嘉永6年
10	木村家見世蔵	真壁町真壁 217-1	土蔵造2階建・棧瓦葺	嘉永6年
11	旧真壁郵便局	真壁町真壁 294	鉄網コンクリート造2階建	昭和2年
12	川島家見世蔵	真壁町真壁 335	土蔵造2階建・棧瓦葺	江戸末期
13	古橋家住居	真壁町飯塚 16	木造平屋・真壁造住宅	明治18年
14	古橋家見世蔵	真壁町飯塚 16	土蔵造2階建・棧瓦葺	明治18年
15	谷田部家門	真壁町古城 198-1	木造平屋・真壁造住宅	江戸末期
16	猪瀬家門	真壁町真壁 1	木造・薬医門	明治初期
17	三輪家住居	真壁町真壁 229	木造平屋・真壁造住宅	大正初期
18	三輪家見世蔵	真壁町真壁 229	土蔵造2階建・棧瓦葺	大正初期
19	村井醸造脇蔵	真壁町真壁 72	土蔵造2階建・棧瓦葺	明治時代
20	村井醸造石蔵	真壁町真壁 72	石造平屋建・瓦葺	大正時代
21	伊勢屋旅館店舗	真壁町真壁 193	木造2階建・瓦葺	明治中期
22	伊勢屋旅館脇蔵	真壁町真壁 193	土蔵造2階建・棧瓦葺	明治中期
23	塚本茶補脇蔵	真壁町真壁 213-1	土蔵造2階建・棧瓦葺	明治中期
24	鈴木醸造主屋	真壁町古城 191	木造平屋・瓦葺	嘉永7年
25	鈴木醸造長屋門	真壁町古城 191	木造平屋・瓦葺	明治初期
26	西岡本店店舗	真壁町田 6-1	木造2階建・一部平屋・瓦葺	明治初期
27	西岡本店脇蔵	真壁町田 6-1	土蔵造2階建・瓦葺	明治初期
28	西岡本店米蔵	真壁町田 6-1	土蔵造平屋・一部2階建・瓦葺	明治末期
29	小田部醸造主屋	真壁町田 45	木造平屋・瓦葺	江戸末期
30	小田部醸造北土蔵	真壁町田 45	土蔵造平屋・一部2階建・瓦葺	明治前期
31	小田部醸造南土蔵	真壁町田 45	土蔵造2階建・棧瓦葺	明治前期
32	小田部醸造門	真壁町田 45	木造薬医門	明治後期
33	中村家主屋	真壁町真壁 391	木造平屋	明治初期
34	中村家乾蔵	真壁町真壁 391	土蔵造2階建・瓦葺	明治時代
35	中村家文庫蔵	真壁町真壁 391	土蔵造2階建・瓦葺	明治時代
36	中村家薬医門・築地塀	真壁町真壁 391	木造・瓦葺	明治時代
37	関根家店舗	真壁町真壁 390	木造2階建・瓦葺	明治8年
38	関根家主屋	真壁町真壁 390	木造平屋	明治8年
39	橋本旅館店舗	真壁町真壁 410	木造2階建・棧瓦葺	昭和4年

番号	件名	所在地	構造及び様式	建築年月日
40	橋本旅館土蔵	真壁町真壁 410	土蔵造2階建・棧瓦葺	明治時代
41	高久家主屋	真壁町真壁 191	木造 2 階建・瓦葺	明治時代
42	入江家主屋	真壁町真壁 220	木造 2 階建・瓦葺	昭和元年
43	星野家住宅及び主屋	真壁町真壁 228	木造平屋	明治中期
44	木村家薬医門	真壁町真壁 217-1	木造薬医門	嘉永 6 年
45	川島家土蔵	真壁町真壁 302	土蔵造2階建・瓦葺	江戸末期
46	市塚紀夫家住宅店舗及び主屋	真壁町真壁 236-1	木造平屋建・瓦葺	明治初期
47	土谷家住宅土蔵	真壁町真壁 272-1	土造平屋建・瓦葺	江戸末期
48	山中家住宅長屋門	真壁町真壁 308	木造平屋建・瓦葺	明治初期
49	山中家住宅土蔵	真壁町真壁 308	土造平屋建・瓦葺	明治中期
50	中村家住宅見世蔵	真壁町真壁 433	木造平屋建・瓦葺	大正 2 年
51	中村家住宅主屋	真壁町真壁 433	木造平屋建・瓦葺	大正 2 年
52	細谷家住宅主屋	真壁町真壁 44	木造平屋建・瓦葺	明治後期
53	細谷家住宅長屋門	真壁町真壁 44	木造平屋建・瓦葺	明治初期
54	市塚章一家住宅長屋門	真壁町飯塚 74	木造平屋建・瓦葺	明治 32 年
55	市塚昌宏家住宅表門及び築地塀	真壁町飯塚 85	木造・瓦葺	明治前期
56	小林商店店舗	真壁町飯塚 171-2	木造平屋建・瓦葺	昭和 3 年
57	小林商店米蔵	真壁町飯塚 171-2	木造平屋建・瓦葺	明治中期
58	市塚政一家住宅長屋門	真壁町飯塚 26	木造平屋建・瓦葺	明治初期
59	佐藤家住宅表門	真壁町真壁 397	木造平屋建・瓦葺	明治初期
60	増淵家住宅店舗	真壁町真壁 396	土造2階建・瓦葺	明治 6 年
61	増淵家住宅主屋	真壁町真壁 396	木造平屋建・瓦葺	明治 6 年
62	増淵家住宅長屋門	真壁町真壁 396	木造平屋建・瓦葺	明治 6 年
63	桜井家住宅 店舗	真壁町真壁 409	木造・瓦葺・2 階建	明治初期～大正時代
64	桜井家住宅 住居	真壁町真壁 409	木造・瓦葺・平屋	大正時代
65	桜井家住宅 西蔵	真壁町真壁 409	木造・瓦葺・平屋	明治時代
66	桜井家住宅 新蔵	真壁町真壁 409	木造・瓦葺・平屋	明治時代
67	北岡家住宅 店舗	真壁町飯塚 104	木造・瓦葺・平屋	昭和 6 年(1932)
68	大森家住宅 主屋	真壁町桜井 169-1	木造・瓦葺・2 階建	大正初期
69	大森家住宅 長屋門	真壁町桜井 169-1	木造・瓦葺・平屋	大正初期
70	大森家住宅 土蔵	真壁町桜井 169-1	1 階石造 2 階土蔵造・瓦葺・2 階建	大正 6 年(1917)
71	密弘寺 不動堂	真壁町真壁 184	木造・瓦葺・平屋	天保 11 年(1840)
72	西岡家住宅 店舗	真壁町真壁 56-1	木造・鉄板葺・平屋	明治中期
73	西岡家住宅 住居	真壁町真壁 56-1	木造・瓦葺・2 階建	明治中期
74	西岡家住宅 土蔵	真壁町真壁 56-1	土蔵造・瓦葺・2 階建	明治中期
75	平井家住宅 店舗及び主屋	真壁町真壁 264	木造・瓦葺・2 階建	明治中期
76	平井家住宅 土蔵	真壁町真壁 264	土蔵造・瓦葺・2 階建	明治 26 年(1893)
77	旧樺穂小学校校舎	真壁町真壁 351	木造・瓦葺・平屋	明治中期
78	塚本家住宅見世蔵	真壁町真壁 60	木造平屋建・瓦葺	大正中期

番号	件名	所在地	構造及び様式	建築年月日
79	塚本家住宅主屋	真壁町真壁 60	木造 2 階建・瓦葺	大正 13 年
80	塚本家住宅土蔵	真壁町真壁 60	土蔵造 2 階建・瓦葺	明治 41 年
81	塚本家住宅門	真壁町真壁 60	木造・瓦葺	明治 40 / 昭和移築
82	村井醸造店舗	真壁町真壁 072	土造 2 階建・瓦葺	明治初期
83	村井醸造煙突	真壁町真壁 072	鉄筋コンクリート造	昭和初期
84	土生都家住宅主屋	真壁町真壁 075-2	木造 2 階建・瓦葺	昭和初年
85	土生都家住宅門	真壁町真壁 075-2	木造・瓦葺	明治時代
86	根本医院門	真壁町真壁 202	木造・瓦葺	江戸末期
87	鈴木家住宅表門	真壁町真壁 034	木造・瓦葺	明治期
88	鈴木家住宅土蔵	真壁町真壁 034	土蔵造 2 階建・瓦葺	昭和期
89	村上家住宅主屋	真壁町真壁 232	木造平屋建・瓦葺	明治 35 年頃
90	村上家住宅離れ	真壁町真壁 232	木造平屋建・瓦葺	昭和初期
91	村上家住宅土蔵	真壁町真壁 232	土蔵造 2 階建・瓦葺	明治 35 年頃
92	村上家住宅表門	真壁町真壁 232	木造・瓦葺	明治 35 年頃 (移築)
93	村上家住宅石蔵	真壁町真壁 232	石造 2 階建・瓦葺	大正中期
94	出川家住宅主屋	真壁町真壁 347	木造 2 階建一部平屋建・瓦葺	昭和 12 年 (1937)
95	出川家住宅石蔵	真壁町真壁 347	石造平屋建・瓦葺	昭和 12 年 (1937)
96	増淵家住宅表門	真壁町真壁 412	木造・瓦葺	昭和初期
97	増淵家住宅土蔵	真壁町真壁 412	土蔵造 2 階建・瓦葺	昭和初期
98	谷口義衛家住宅長屋門及び主屋	真壁町桜井 001	木造平屋建・瓦葺	明治 25 年頃 (移築)
99	谷口義衛家住宅土蔵	真壁町桜井 001	土蔵造 2 階建・瓦葺	明治 25 年頃 (移築)
100	谷口家住宅主屋	真壁町桜井 373	木造 2 階一部平屋建・瓦葺	明治初期
101	谷口家住宅離れ	真壁町桜井 373	木造 2 階一部平屋建・瓦葺	大正期
102	谷口家住宅石蔵	真壁町桜井 373	石造一部煉瓦造平屋建・瓦葺	大正初期
103	谷口家住宅奥蔵	真壁町桜井 373	土蔵造平屋建・瓦葺	明治初期
104	谷口家住宅穀蔵	真壁町桜井 373	土蔵造平屋建・瓦葺	明治初期

登録有形文化財分布図



桜川市歴史的風致維持向上推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条の規定に基づき市が作成する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、計画の策定及び計画の変更について審議や連絡調整を行うため、同法律第11条の規定に基づき桜川市歴史的風致維持向上推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項を審議することとする。

- (1) 計画策定の内容の審議に関すること。
- (2) 計画変更の内容の審議に関すること。
- (3) 事業実施の推進に関すること。
- (4) 計画及び計画の変更、事業に対して市民、有識者等から寄せられた意見に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 3人以内
- (3) 関係行政機関の職員・住民 7人以内
- (4) その他市長が必要と認める者

(会員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この訓令は、平成21年1月9日から施行する。